

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2020 年度

海事の国際的動向に関する調査研究事業報告書
(海上安全)

2021 年 3 月

公益社団法人 日本海難防止協会

ま え が き

この報告書は、当協会が日本財団の助成金を受けて、海難防止事業の一環として 2020 年度に実施した「海事の国際的動向に関する調査研究（海上安全）」事業の内容をとりまとめたものである。

2021 年 3 月
公益社団法人 日本海難防止協会

委員会等の名称、構成は次のとおりである。

「海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海上安全)」

1. 委員（順不同、敬称略）

委員長	竹本 孝弘	東京海洋大学大学院教授
委員	岡村 知則	(独)海技教育機構教授
〃	奥菌 淳二	海上保安大学校准教授
〃	吉野 高広	日本水先人会連合会常務理事
〃	竹林 哲哉	(一社)日本船主協会海務部副部長
〃	中田 治	(一社)日本船長協会常務理事
〃	岩瀬 恵一郎	(一社)日本旅客船協会労海務部長
〃	木上 正士	(一社)大日本水産会事業部長
〃	松本 冬樹	〃 部長代理
〃	貴家 誠	全国漁業協同組合連合会漁政部次長
〃	野間 智嗣	(一財)日本船舶技術研究協会研究開発グループ主任研究員
〃	丸山謙一郎	〃
〃	宮野 直昭	(公財)海上保安協会常務理事

2. 関係官庁等（順不同、敬称略）

三野 雅弘	水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室長
前田 崇徳	国土交通省海事局総務課国際企画調整室長
峰本 健正	国土交通省海事局安全政策課長
高木 正人	国土交通省海事局外航課長
中村 文俊	運輸安全委員会事務局総務課国際渉外室長
中田 光昭	海上保安庁総務部情報通信課長
内海 雄介	海上保安庁総務部国際戦略官
橋本 昌典	海上保安庁警備救難部国際刑事課長
筒井 直樹	海上保安庁警備救難部警備課長
川上 誠	海上保安庁警備救難部救難課長
木下 秀樹	海上保安庁海洋情報部技術・国際課長
堀井 和也	海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室長
岩川 勝	海上保安庁交通部企画課長
内田 浩平	海上保安庁交通部航行安全課長
川越 功一	海上保安庁交通部航行安全課航行指導室長

3. 上記委員等のほか、次の諸氏に格別のご協力をいただいた。(順不同、敬称略)

千原 光輝	水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室生産技術班漁船国際専門官
三浦 太樹	国土交通省海事局総務課国際企画調整官付
奥川 雄士	国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室課長補佐
大田 大地	国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室主査
工藤 仰一	国土交通省海事局外航課専門官
小澤 卓弥	運輸安全委員会事務局総務課国際涉外室国際係
道山 元	海上保安庁総務部情報通信課専門官
山本 裕希	海上保安庁総務部情報通信調査係長
中島 雄大	海上保安庁総務部国際戦略官付企画係長
吉田 茂	海上保安庁警備救難部国際刑事課海賊対策室課長補佐
加藤 隆弘	海上保安庁警備救難部警備課第一係長
宮地 龍啓	海上保安庁警備救難部救難課国際救難係長
松本 一史	海上保安庁海洋情報部技術・国際課海洋情報涉外官
寺田 輝一	海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室主任水路通報官
野口 英毅	海上保安庁交通部企画課国際・技術開発室専門官
中島 智哉	海上保安庁交通部企画課国際・技術開発室国際企画係長
小野 太郎	海上保安庁交通部航行安全課課長補佐
錦織 唯	海上保安庁交通部航行安全課企画調査係長
釘宮 大輔	海上保安庁交通部航行安全課航行指導室課長補佐
森本 真人	海上保安庁交通部航行安全課航行指導室海務第一係長

4. 事務局 氏名欄

大久保 安広	(公社)日本海難防止協会専務理事
池寄 哲朗	(公社)日本海難防止協会企画国際部長
本多 功朋	(公社)日本海難防止協会企画国際部主任研究員/国際室長

目 次

1	調査研究の概要	3
2	IMO 委員会	
	第 7 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR7)	7
	第 102 回海上安全委員会 (MSC102)	11
3	調査研究事項	
	自動運航船の国際的動向について (2020 年度)	73
4	調査研究委員会	
	第 1 回委員会検討資料	89
<参考資料>		
	IMO 2020 年会議プログラム	115
	IMO 2021 年会議プログラム	117

1 調査研究の概要

1 事業の目的

海上安全の分野における国際的な動向を調査・研究し、もって官民一体となった我が国対応のあり方の検討に資する事を目的とする。

2 方策

- (1) IMO 各委員会における審議結果の報告と対処方針の検討
- (2) 調査テーマに基づいた調査の報告と検討
- (3) 調査結果の発表

3 事業の年間実施結果

令和2年

10月21日～22日

研究調査：European STAMP Workshop and Conference 2020 参加

(イギリス・ウェスト・ミッドランズ：リモート会議システムにて参加)

10月23日（日付は通知と検討文書発送日）

〈第一回委員会（書面開催形式）〉

- ・令和2年度委員会実施計画（案）の承認
- ・令和2年度調査テーマ（案）の承認
- ・IMO 第7回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR7）審議結果の報告
- ・IMO 第102回海上安全委員会（MSC101）対処方針（案）の検討

（日付は通知文書及び検討文書発送日）

11月4日～11日

IMO 第102回 海上安全委員会（MSC102）

11月11日～12日

**研究調査：International Conference on Maritime Autonomous Surface Ship
2020 参加**

(韓国・蔚山：リモート会議システムにて参加)

令和3年

国内における新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う緊急事態宣言の発令及び調査研究対象としていたIMO委員会が延期となったことを受け、対面形式での委員会は中止し、関係者への情報提供のみとした。

2 I M O 委員会

第 7 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 (NCSR7)

第 102 回海上安全委員会 (MSC102)

IMO 第7回 航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 (NCSR7) 議題

日程：令和2年1月15日（水）～1月24日（金）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）

議題

- 議題1. 議題の採択
- 議題2. 他の IMO 委員会等の決定
- 議題3. 航路指定方式及び義務的船位通報制度
- 議題4. LRIT システムの更新
- 議題5. 海上分野での IRNSS の申請及び船上 IRNSS 受信機性能基準の策定
- 議題6. 日本による地域的航法衛星システムである準天頂衛星システム (QZSS) の認知及び船上衛星航法システム受信機性能基準の策定
- 議題7. 船舶交通業務に関する指針（決議 A. 857(20)）の改正
- 議題8. e-navigation の文脈における海上サービスの記述に関する検討
- 議題9. GMDSS マスタープラン及び海上安全情報 (MSI) の提供ガイドラインの更新
- 議題10. 極水域で航行する non-SOLAS 船のための安全措置
- 議題11. 他の既存規則の関連改正を含む、GMDSS 近代化のための SOLAS 条約 附属書第 III 章及び第 IV 章の改正
- 議題12. 無線通信 ITU-R 研究委員会及び ITU 世界無線通信会議関連事項への対応
- 議題13. 援助を必要とする船舶の避難場所に関する指針（決議 A. 949(23)）の改正
- 議題14. GMDSS 衛星サービスの開発
- 議題15. 世界的な海上搜索救助サービスの提供の更なる開発
- 議題16. 搜索救助訓練を含む、海・空における調和のとれた搜索救助手法に関する指針
- 議題17. 国際航空海上搜索救助 (IAMSAR) マニュアルの改正
- 議題18. IMO の安全、保安及び環境関連の条約規定の統一解釈
- 議題19. 検証されたモデルの訓練コース
- 議題20. 2年間の状況報告書及び NCSR 8 の暫定議題
- 議題21. 2021年の議長及び副議長の選出
- 議題22. その他の議題
- 議題23. 海上安全委員会への報告書

作業部会等開催予定

WG1: 航行安全 (NAV) 作業部会

WG2: 無線通信 (COM) 作業部会

WG3: 搜索救助 (SAR) 作業部会

E G: 航路専門部会



令和2年1月30日
海事局 安全政策課

我が国独自の衛星測位システム「みちびき（準天頂衛星システム）」の 船舶での国際的な利用に向けて大きく前進

～国際海事機関（IMO）第7回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会^{（※1）}（NCSR 7）の
開催結果概要～

（日程：令和2年1月15日～24日、会場：英国ロンドンIMO本部）

令和2年1月15日～24日にIMOで開催されたNCSR 7において、我が国独自の衛星測位システム「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」^{（※2）}の性能が確認され、船舶用受信機の性能基準案が作成されました。今後、更なる検討を経て、QZSSが船舶用の衛星航法システムとして正式に位置付けられ、国際的に広く利用されることが期待されます。

我が国は、平成30年5月の第99回海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」を国際的に利用される船舶用の衛星航法システムとして位置付けること及び船舶用のQZSS受信機の性能基準を作成することを提案し、今回の会合からその検討が開始されることとなりました。

審議の結果、我が国の提案に基づき、QZSSの性能が確認され、船舶用のQZSS受信機の性能基準案が作成されました。今後、当該性能基準案は、今年5月に開催される第102回海上安全委員会で採択される予定です。我が国は、QZSSが提供する位置情報の精度の確認や信号受信範囲の明確化等を行うために必要な追加情報を次回会合で提供し、引き続き、QZSSが船舶用の衛星航法システムとして正式に位置付けられることを目指します。

※1：船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。

※2：みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）の概要



出典：<https://qzss.go.jp/>

衛星測位システムとは、衛星からの電波によって位置情報を計算するシステムのことで、米国のGPSがよく知られており、みちびきを日本版GPSと呼ぶこともあります。4機以上の衛星で衛星測位は可能ですが、安定した位置情報を得るためには、より多くの衛星が見える必要があります。みちびきはGPSと一体で利用できるため、多くの可視衛星数を確保し、安定した高精度測位を行うことを可能とします。



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 浦野、花岡
代表：03-5253-8111（内線43-564）
直通：03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

IMO 第 102 回海上安全委員会 (MSC102) 議題

日程：令和 2 年 11 月 4 日（水）～11 月 11 日（水）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）

議題

- 議題 1. 議題の採択
- 議題 2. 他の委員会の報告
- 議題 3. 義務要件の検討と採択
- 議題 7. 目標指向型新造船構造基準
- 議題 13. 第 6 回人的因子訓練当直小委員会 (HTW6) からの報告
- 議題 14. 第 6 回 IMO 規則実施小委員会 (III6) からの報告
- 議題 15. 第 6 回貨物運送小委員会 (CCC6) からの報告
- 議題 16. 第 7 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 (NCSR7) からの報告
- 議題 17. 第 7 回船舶設計・建造小委員会 (SDC7) からの報告
- 議題 18. 第 7 回汚染防止・対応小委員会 (PPR7) からの報告
- 議題 19. 第 7 回船舶設備小委員会 (SSE7) からの報告
- 議題 23. その他の作業 (COVID-19 関連)

※その他の議題については MSC103 に延期となる。

作業部会等開催予定

DG: 議題 1, 2, 3, 7 に関する DG の設置

令和2年11月13日
 海事局 安全政策課
 外航課
 海技課
 船員政策課
 検査測度課

コロナ禍における各国港湾の船員交代各種手続きデータベース構築及び「船員交代安全確保推奨枠組み」が合意されました。

～国際海事機関(IMO)第102回海上安全委員会(MSC 102)の開催結果概要～
 (日程：令和2年11月4日～11月11日、開催方法：WEB会議)

コロナ禍における各国港湾の船員交代の各種手続き（公衆衛生管理、入国管理等）に関する情報共有のための新たなデータベースの構築、「船員交代安全確保推奨枠組み」、準天頂衛星システム(QZSS)受信機の性能基準及び係船設備の保守・点検の義務化等が合意されました。

1. コロナ禍における各国の船員交代の手続きについて

- 船員の円滑な交代を目的として、コロナ禍における各国港湾の公衆衛生管理や入国管理等の手続きに関する最新情報を世界の海運会社が容易に取得できるよう、IMOに設置された海事関係総合情報データベース(GISIS: Global Integrated Shipping Information System)を活用して、今後、情報共有を進めていくことが合意されました。
- 海運業界団体が取りまとめた「船員交代安全確保推奨枠組み」※を広く周知するため、MSC回章として加盟国及び関係機関に配布することが合意されました。

※海運会社及び政府が、感染拡大を防ぐために順守すべき事項や推奨される事項等を取りまとめたもの。具体的には、海運会社に対し、船員の検温、マスク・手袋等の防護具の装着、ソーシャルディスタンスの維持を確保すること等、政府に対し、船員交代に関する手続きについての情報を海運会社へ提供すること等を推奨している。

2. 我が国の準天頂衛星システム(QZSS)受信機の性能基準の採択

- 我が国の衛星測位システム「みちびき(準天頂衛星システム: QZSS)」の船舶用受信機の性能基準が採択されました。
- 今後、第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR 8:2021年4月開催予定)で、QZSSが提供する位置情報の精度の確認や信号受信範囲の明確化等を行うために必要な追加情報に関する審議が予定されています。
- 我が国は、引き続きQZSSが船舶用の衛星航法システムとして正式にSOLAS条約※上に位置付けられることを目指します。

※1974年の海上における人命の安全のための国際条約/同条約の1988年の議定書

3. STCW 条約の遵守状況に関する報告書の承認

- 我が国が 2019 年 9 月に IMO に提出した、STCW 条約^{*}の遵守状況に関する報告が、IMO 事務局長が指名した有識者パネルの見解を経て、今次会合にて承認されました。

※1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

4. その他

- 係船設備（船を岸壁に係留するためのロープ、ウィンチ等の設備）の保守・点検の義務化等の SOLAS 条約附属書第 II-1 章改正や、ガス燃料及び低引火点燃料の使用に関する船舶の安全性に関する国際規則（IGF コード）の改正等が採択されました。（2024 年 1 月 1 日発効予定）
- 定期的な化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）及び国連勧告「試験方法及び判定基準」の改訂に合わせ、国際海上危険物規程（IMDG コード）が改正されました。（2022 年 6 月 1 日発効予定）
- なお、上記の係船設備の保守・点検の義務化等の SOLAS 条約附属書改正は、（国研）海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所の太田進国際連携センター長をはじめ、我が国が議論を主導してきたものです。

【問い合わせ先】代表：03-5253-8111

海事局安全政策課 宅見、森木（内線 43-562、43-567）【2. 及び 4. 関係】

直通：03-5253-8631、FAX 03-5253-1642

海事局外航課 丸田、宇貞（内線 43-361、43-324）【1. 関係】

直通：03-5253-8620、FAX 03-5253-1645

海事局海技課 長谷川（内線 45-336）・海事局船員政策課 山岸（内線 45-135）【3. 関係】

直通：03-5253-8649、FAX 03-5253-1646・直通：03-5253-8651、FAX 03-5253-1643

海事局検査測度課 作田、神崎（内線 44-173、44-175）【4. 関係（IMDG コード）】

直通：03-5253-8639、FAX 03-5253-1644



海上安全委員会
第102回会議
議題項目 24

MSC 102/24
2020年11月30日
原本: 英語

第102回海上安全委員会報告

目次

セクション		ページ
1	序論 – 議題の採択	5
2	その他のIMO組織の決定	7
3	強制規則の改正の検討及び採択	7
4	新規措置実施のための能力構築	15
5	自動運行船(MASS)利用の規制面における論点整理	15
6	燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定	15
7	目標指向型新造船基準	15
8	国内連絡船の安全性を向上させる措置	17
9	海上保安強化措置	18
10	海賊行為及び船舶に対する武装強盗	18
11	危険な海上混合移民	18
12	総合安全評価(FSA)	18
13	人的因子、訓練及び当直 (第6回小委員会の報告)	18
14	IMO規則の実施 (第6回小委員会の報告)	20

15	貨物コンテナ運送 (第6回小委員会の報告)	23
16	航行安全、通信及び捜索救助 (第7回小委員会の報告)	25
17	船舶の設計及び建造 (第7回小委員会の報告)	30
18	汚染の防止と対応 (第7回小委員会から提起された課題)	35
19	船舶設備 (第7回小委員会の報告)	36
20	委員会の作業方法の適用	43
21	作業プログラム	43
22	その他の業務 (コロナ禍に関する事柄のみ)	47
23	2021年の議長及び副議長の選出	51
24	他のIMO組織への対応要請及び休会	52

附属書リスト

附属書 1	決議MSC.474(102) –改正1974年海上人命安全国際条約 (SOLAS条約)の改正
附属書 2	決議 MSC.475(102) – ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (IGF コード)の改正
附属書 3	決議 MSC.476(102) –液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGCコード)の改正
附属書 4	決議 MSC.477(102) – 国際海上危険物コード (IMDG コード)の改正
附属書 5	IMO/WHO/ILO危険物による事故の際の応急医療ガイドライン (MFAG) の改正案 (MSC/CIRC.857)
附属書 6	決議 MSC.478(102) –船員の訓練及び資格証明並びに当直 (STCW) コードのパートBの改正

附属書 7	改正1978年船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW) の改正に関するMSC決議案
附属書 8	船員の訓練及び資格証明並びに当直 (STCW) コードのパートAの改正に関するMSC決議案
附属書 9	決議MSC.479 (102) – RO-RO船による道路車両の輸送のための固定設備に係るガイドライン改訂版
附属書 10	決議MSC.480 (102) –日本の準天頂衛星システム (QZSS) 船上受信装置の性能基準
附属書 11	船舶交通サービスに係るガイドラインに関する総会決議案
附属書 12	決議MSC.429 (98)/REV.2 –SOLAS条約第II-1 章 区画及び損傷時復原性規制の説明用注記の改正版 (2024年1月1日発効)
附属書 13	決議MSC.429 (98)/REV.1 –SOLAS条約第II-1 章 区画及び損傷時復原性規制の説明用注記の改正版 (2023年12月31日まで有効)
附属書 14	SOLAS条約第II-1章及びIII章の改正案
附属書 15	2011年ESPコードの改正案
附属書 16	1988年満載喫水線 (LL) 議定書の改正案
附属書 17	IBCコードの改正案
附属書 18	IGCコードの改正案
附属書 19	決議MSC.62 (67)/REV.1 –タンカー船首部への安全な接近に係るガイドラインの改正版
附属書 20	FSSコードの改正案
附属書 21	LSAコードの改正案
附属書 22	救命設備の試験に係る勧告改正版の改正に関するMSC決議案 (決議MSC.81 (70))
附属書 23	決議MSC.481 (102) –救命設備における再帰性反射材の使用と取付に関する勧告改正版
附属書 24	アウトプットの移行に関する提案
附属書 25	小委員会の2カ年状況報告

- 附属書 26 小委員会の暫定議題
- 附属書 27 海上安全委員会の2カ年状況報告
- 附属書 28 海上安全委員会の2年後の議題
- 附属書 29 MSC 103及びMSC 104の議題に含める重要項目
- 附属書 30 代表団及びオブザーバーの声明

1 序論 – 議題の採択

1.1 第102回海上安全委員会会議は、当初2020年5月13日から22日まで開催される予定であったが、コロナ禍のため延期され(サーキュラーレター第4213号/Add.2)、最終的に2020年11月4日から11日まで、Brad Groves(ブラッド・グループ)議長(オーストラリア)の下、リモートで開催された。委員会副議長のJuan Carlos Cubisino(フアン・カルロス・キュービシノ)氏(アルゼンチン)も出席した。

1.2 本会議には、文書MSC 102/INF.1に記載された加盟国及び準加盟国、国連機関及び特別機関その他団体の代表、協力に合意した政府間機関のオブザーバー並びに諮問的立場にある非政府組織のオブザーバーが参加した。

事務局長の開会挨拶

1.3 事務局長が参加者を歓迎して開会挨拶を行った。挨拶全文は、以下のリンク先にあるIMOウェブサイトからダウンロードできる。

<https://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Pages/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings.aspx>

哀悼の意の表明

1.4 事務局長は開会挨拶において、2020年10月29日にIMO名誉事務局長William O'Neil (ウィリアム・オニール)氏が逝去したことを伝えた。オニール氏は1990年から2004年までIMOを率い、事務局長としての在任期間は2番目に長かった。任期終了後もIMOファミリーの一員として、多くのIMOイベントに積極的に参加し、海事業界のための活動を精力的に続けた。

1.5 カナダ代表団が他の出席者のサポートを受けて、哀悼の意を示した事務局長に感謝し、各国代表や事務局職員に対して、オニール氏の逝去以降寄せられた多くの哀悼の辞への謝意も述べた。

1.6 また、事務局長は、ギリシャ代表団とトルコ代表団に対して、2020年10月30日にトルコ地中海沿岸地域で発生した地震の犠牲者への深い哀悼の意を示すとともに、捜索救助活動にかかわった人々を賞賛した。

議長挨拶

1.7 議長は事務局長の開会挨拶に感謝し、委員会の審議において事務局長の勧告及び要望を十分考慮すると述べた。

海難事故

1.8 委員会は、オフショア支援船ダヤン・トパズ(Dayang Topaz)号のバラムB(Baram B)石油プラットフォームとの衝突に関して、マレーシア代表団が声明を発表したことに留意した。声明の全文は附属書30に記載されている。

1.9 タイ代表団が、2020年10月23日に連絡船シートラン・フェリー(Seatran Ferry)12号が南シナ海で沈没したことを委員会に報告した。連絡船は、タイ国籍の乗組員10名を乗せて、日本からタイに向かう途中であった。5名はすぐに救助されたが、残りの5名は依然として行方不明である。代表団は、沿岸国による救助活動に対して謝意を表した。

1.10 委員会は、シンガポール代表団が、2020年11月7日にギニア湾で、シンガポール船籍のタンカートーム・アレクサンドラ(**Torm Alexandra**)号に何者かが乗り込んだ際に救援に来た関係者に深い感謝の意を表し、声明を公表したことに留意した。救援者間の迅速な協力により、タンカーは乗っ取りを免れた。

1.11 委員会は、マーシャル諸島代表団が、ギニア湾における、タンカーラ・ボエーム(**La Boheme**)号及びジェーン(**Jane**)号への襲撃を含む、複数の商船とその乗組員への襲撃に関して、声明を公表したことに留意した。声明の全文は附属書30に記載されている。

リモート会議を円滑に進めるためにとられた措置

1.12 委員会は、全IMO委員会の臨時会議(ALCOM/ES)の一環として開催された2020年9月の第2回臨時会議において、全IMO委員会が、会議のリモート開催を可能にするために手続き規則の規則3の一部を放棄し、2カ月未満の通知によって会議を開催できるようにするために同規則の規則4の一部を放棄することに合意したことを想起した。全IMO委員会は、**コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンス**に関するMSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1も共同採択した。

1.13 委員会は、本会議の時間の制約を考慮し、小委員会の作業の継続性を担保するために、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出される各文書の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した。また、議題項目21(作業プログラム)に基づく新たなアウトプットに関する提案、及び、MSC 102の延期前に提出された議題項目22(その他の業務)に基づく文書についても、その検討をMSC 103に持ち越すことに合意した。

1.14 委員会は、理事会の決定(C/ES.32/D)に基づき、かつ事務局との協議によって、議長が、MSC 102の開催予定変更が延期後6カ月未満の間に行われたので、議題項目22(その他の業務)に基づいて提出されるコロナ禍が安全関連の事柄に与える影響に関する文書を除いては、追加文書の提出を許可しない決定を行ったことに留意した(セクション 22参照)。

議題及び関連事項の採択

1.15 委員会は議題(MSC 102/1/Rev.1)を採択し、文書MSC 102/1/1/Rev.1の注釈及び暫定タイムテーブル(改正MSC 102/1/1/Rev.1附属書)に概ね従って活動することに合意した。

1.16 国内連絡船の安全性を向上させる措置(議題項目8、MSC 103に持ち越し)に関連して、委員会は、タイ代表団が発表した声明に留意し、同意した。声明では、連絡船運行の安全性向上のための全ての関係者の継続的支援を必要とする議題項目の重要性が繰り返し強調され、正しい方向に向かった作業が行われており、これまでの進捗に非常に満足しているとの代表団の見解が示され、国内連絡船の安全性に関する協力を含む進展がコロナ禍によって停滞してはならないとの主張がなされ、さらに、利害関係者との協調による作業の継続とMSC 103による検討に向けての進捗状況の報告が事務局¹に要請された。

¹ 連絡先:

Mr. Irfan Rahim (イルファン・ラヒム氏)
Head, Special Projects
Maritime Safety Division
(海洋安全課特別プロジェクト責任者)
Eメール: IRahim@imo.org

信任状

1.17 委員会は、本会議に出席する106の代表団の信任状が正当かつ適切なものであることに留意した。

2 その他のIMO組織の決定

2.1 委員会は、TC 69 (MSC 102/2)、C 122、C/ES.30、C 123 (MSC 102/2/1)、C/ES.31、C/ES.32 及びALCOM/ES (MSC 102/2/5)の決定に留意した上で、関連議題項目に基づいて適宜議決することに合意した。

A 31の審議結果及び対応要請事項

2.2 委員会は、A 31の審議結果 (MSC 102/2/2)、特に、文書A 31/10/2 (ドイツ他)に記載された検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドラインの更新プロセスについての提案をMSC 102及びMEPC 75で検討し、適宜議決するよう提唱したことを留意した。委員会は、これに関連して、文書MSC 102/2/3 及び文書MSC 102/2/4 (ロシア連邦他)が本会議に提出されていたことにも留意した。時間の制約を考慮し、委員会は、文書A 31/10/2、文書MSC 102/2/3及び文書MSC 102/2/4を含む本事項の検討をMSC 103に持ち越すことに合意し、その旨をMEPC 75に報告することを事務局に要請した。

2.3 また委員会は、救命設備における再帰性反射材の使用と取付(決議 A.658(16))の改正案について文書A 31/10/4 (米国及びIACS)で提起された問題点を、委員会2からのコメントと併せて検討し、適宜議決するよう、A31がMSC 102 に提唱したことに留意した。これに関連して、委員会は、議題項目 19(船舶設備)において、文書 MSC 102/19/1 (英国他)と併せて本件が検討されることに留意した(パラグラフ19.37~19.39参照)。

2.4 さらに委員会は、2017年及び2018年に完了した17件の強制監査から得られた教訓(サーキュラーレター第4028号)を含む統合監査要約報告書(CASR)を検討し、その後、理事会に検討結果を通知するよう、A31がMSC及びMEPCに要請したことを留意した。委員会は従来への慣行に従うことに同意し、MEPC 75による並行決議を条件に、2017年及び2018年に完了した監査のCASRを検討し、検討結果を委員会に報告するよう、III小委員会に指示した。

3 強制規則の改正の検討及び採択

一般

3.1 1974年SOLAS条約締約国政府は、以下の検討及び採択を行うよう提唱された。

- .1 同条約第VIII条の規定に従って提案された、SOLAS第II-1章の改正
- .2 同条約第VIII条及び規則II-1/2.28の規定に従って提案された、ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則(IGFコード)の改正

- .3 同条約第VIII条及び規則VII/11.1の規定に従って提案された、液化ガスのばら積み輸送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGCコード)の改正
- .4 同条約第VIII条及び規則VII/11.1の規定に従って提案された、国際海上危険物規程(IMDGコード)の改正

3.2 1974年SOLAS条約締約国政府の3分の1以上が、同条約第VIII条(b)(iii)及び第VIII条(b)(iv)に従い、拡大海上安全委員会による上述の改正の検討及び採択に同席した。1974年SOLA条約及び同条約に基づく強制規則の改正提案は、同条約第VIII条(b)(i)に従い、2019年7月11日付サーキュラーレター第3999号及び2019年11月7日付同第4135号により、全IMO加盟国及び条約締約国政府に回覧された。

3.3 前述の改正案の採択に関連して、委員会には検討の上、以下を行うことも提唱された。

- .1 危険物を運送する船舶の非常措置指針(EmSガイド)改訂版の改正に関するMSCサーキュラー案(MSC.1/Circ.1588)の承認
- .2 危険物による事故の際の応急医療の手引き(MFAG)の改正案(MSC/Circ.857)の大筋での合意
- .3 安全な係船作業のための係船設備の設計及び適切な係船設備の選定に係るガイドラインに関するMSCサーキュラー案の承認
- .4 索を含む係船設備の検査及び整備に係るガイドラインに関するMSCサーキュラー案の承認
- .5 船上曳航・係船設備に係るガイダンス改訂版(MSC.1/Circ.1175)に関するMSCサーキュラー案の承認

1974年SOLAS条約の改正提案

3.4 委員会は、MSC 101が曳航・係船設備及び水密性に関するSOLAS条約第II-1章の改正案を承認し(MSC 101/24パラグラフ12.12)、SOLAS規則II-1/1.3.2.3(適用)及びII-1/3-8,2,3(曳航・係船設備)の改正案に記載された実施日が異なる(即ち、2028年1月1日及び2027年1月1日)ことを検討したことを想起した。

3.5 検討後、関連コメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、

- .1 編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、1974年SOLAS条約附属書第II-1章の改正提案の内容(文書MSC 102/WP.5附属書1に記載)を確認し、
- .2 草案作成部会に対して、前述の実施日の違いについて調査し、委員会に報告するよう指示した(パラグラフ3.29参照)。

編集上の追加修正

3.6 委員会は、事務局が新2020年SOLAS統合版の作成中に特定した附属書の第II-1章に対する編集上の追加修正案、及び加盟国が事務局に通知した追加修正案を検討した(MSC 102/WP.5附属書2)。

3.7 次に委員会は、同条約の附属書第II-1章への編集上の追加修正(文書 MSC 102/WP.5の附属書2に記載)を確認し、編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、これを採択予定の改正案に組み込むことに合意した(パラグラフ3.5参照)。

改正提案の発効日

3.8 委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、本会期で採択するよう提案された改正1974年SOLAS条約の附属書第II-章の改正案が2023年7月1日に受諾されると見なして2024年1月1日に発効することに合意した。

規則II-1/12.6.2の任意早期実施

3.9 船首隔壁を貫通する配管に用いるバルブの型式に関連した、新SOLAS規則案II-1/12.6.2(船首・船尾隔壁及び機械スペース隔壁、軸路など)の任意早期実施の必要性についてのイタリア代表团によるコメントを検討した後、2024年1月1日以前に建造された船舶にも新規規則が確実に適用されるようにするために、委員会は、SOLAS規則II-1/12.6.2の改正の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案の作成を、草案作成部会に指示することに合意した(パラグラフ3.29.10参照)。

1974年SOLAS条約に基づく強制規則であるIGFコード、IGCコード及びIMDGコードの改正提案

IGFコードの改正案

3.10 委員会は、圧力除去装置と燃料準備室の消火装置、及び燃料封じ込め装置の金属材料の溶接と非破壊検査についての規則に関する、IGFコード第6節(燃料封じ込め装置)、11節(火災安全)及び16節(製造、技量及び検査)の改正案をMSC 101が承認したことを想起した(MSC 101/24パラグラフ9.2及び9.3)。

3.11 IGFコードパートA-1の新規則案11.8が新造船向けのものであることに合意し、関連コメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、

- .1 新規則案11.8の冒頭部分を「For ships constructed on or after January 2024(2024年1月1日以降に建造される船舶については)」と修正し、
- .2 編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、IGFコードの改正提案の内容(文書MSC 102/WP.5の附属書3に記載)を確認した。

改正提案の発効日

3.12 委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、本会期で採択するよう提案されたIGFコード改正案が2023年7月1日に受諾されると見なして2024年1月1日に発効することに合意した。

IGCコードの改正案

3.13 委員会は、貨物タンクやプロセス圧力容器の溶接施工法試験に関するIGCコード第6章（建造資材及び品質管理）の改正案をMSC101が承認したことを想起した（MSC 101/24パラグラフ9.3）。

3.14 関連コメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、IGCコードの改正提案の内容（文書MSC 102/WP.5の附属書4に記載）を確認した。

改正提案の発効日

3.15 委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス（MSC.1/Circ.1481）に従い、本会期で採択するよう提案されたIGCコードの改正案が2023年7月1日に受諾されると見なして2024年1月1日に発効することに合意した。

IMDGコードの改正案

3.16 委員会は、IMDGコード改正案（40-20）がCCC6で合意され、E&T 32で最終化された後、SOLAS第VIII条及びIMDGコードに従い、本会期での採択に向けた検討のために、全IMO加盟国及び1974年SOLAS条約締約国政府に回覧されたこと（MSC 75/24パラグラフ7.36.3）を想起した。

3.17 また委員会は、MSC87の決定により、IMDGコードを2年毎に改正し、コード統合版を4年毎に作成するのが望ましいこと（MSC 87/26パラグラフ10.21）を想起した。従って、本会期でのIMDGコード統合版の採択が予定された。

3.18 IMDGコードの改正提案についてのコメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、同改正提案の内容（文書MSC 102/WP.5の附属書5に記載）を確認した。

当該コードのスペイン語版の編集上の訂正

3.19 委員会は、コードに記載されている名称や説明を危険物輸送に関する国連勧告—モデル規則と調和させるために、IMDGコード改正案40-20のスペイン語版への編集上の訂正を提案した文書 MSC 102/3/2（スペイン）について、編集上の観点からのみの検討を行った。

3.20 結果として委員会は、これらの編集上の訂正をIMDGコードの改正40-20のスペイン語版に組み込むことに合意した。

改正提案の発効日

3.21 委員会は、本会期で採択するよう提案されたIMDGコード改正案が2021年12月1日に受諾されると見なして2022年6月1日に発効すること、及びSOLAS条約締約国政府は、2021年1月1日に、任意で当該改正のその一部または全部を適用することができることに合意した。

1994年 HSCコードの間違いの是正

3.22 委員会は、決議MSC.259(84)及びMSC.438(99)で採択され、文書 MSC 102/3/3 (事務局)に規定された、1994年の高速船に関する国際安全規則(1994年HSCコード)の改正の訂正に関する情報に留意し、また、2019年12月10日に訂正内容を議事録で確認した口上書NV.024が発行されていることにも留意した。

任意規則

改訂EmSガイド

3.23 委員会は、E&T 32が、IMDGコードの改正案40-20(E&T 32/WP.1附属書 5)から、*危険物を運送する船舶の非常措置指針改訂版 (MSC.1/Circ.1588)*の派生的改正案を作成したことを想起した。

3.24 改訂EmSガイドの改正案に関するコメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、編集上の修正が加えられる可能性はあるが、その内容(文書MSC102/WP.5の附属書6に記載)を確認した。

応急医療の手引き (MFAG)

3.25 委員会は、CCC6が IMO/WHO/ILO *危険物による事故の際の応急医療の手引き (MFAG) (MSC/Circ.857)*の改正案に関するE&T 32の議論及び意見に留意し、WHO及びILOでの並行承認を条件に、同改正案を委員会の大筋での承認を得るために提出することに合意したこと(CCC 6/14 パラグラフ6.55)を想起した。

3.26 MFAG改正案に関してコメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、編集上の修正が加えられる可能性はあるが、その内容(文書MSC 102/WP.5の附属書7に記載)を確認した。

係船設備

3.27 委員会は、SOLAS 規則 II-1/3-8 の改正案の採択に合わせて承認することを目指して、SDCが、以下に関するサーキュラー案の作成に合意したことを想起した(SDC 6/13パラグラフ3.18、3.19及び3.22、並びに附属書2、3及び4)。

- .1 安全な係船作業のための係船設備の設計及び適切な係船設備の選定に係るガイドライン
- .2 索を含む係船設備の検査及び整備に係るガイドライン
- .3 船上曳航・係船設備に係るガイダンス改訂版(MSC.1/Circ.1175)

3.28 関連コメントが提出されていないことに留意した上で、委員会は、必要に応じて編集上の修正が加えられる可能性はあるものの、3件のサーキュラー案の内容(文書 MSC 102/WP.5の附属書8、9及び10に記載)を確認した。

草案作成部会の設置

3.29 以上の事柄を検討した上で、委員会は、強制規則改正草案作成部会を設置し、委員会の検討に付して適宜採択又は承認するため、本会議のコメント及び決定を考慮しつつ、以下を適宜作成するよう指示した。

- .1 関連のMSC決議を含む、改正1974年SOLAS条約第II-1章の改正案の最終文言
- .2 関連のMSC決議を含む、IGFコード第6節、11節及び16節の改正案の最終文言
- .3 関連のMSC決議を含む、IGCコード第6章の改正案の最終文言
- .4 関連のMSC決議を含む、IMDGコードの改正案の最終文言
- .5 関連のMSCサーキュラーを含む、*危険物を運送する船舶の非常措置指針(EmSガイド)改訂版(MSC.1/Circ.1588)*の改正案の最終文言
- .6 IMO/WHO/ILO *危険物による事故の際の応急医療の手引き (MFAG) (MSC/Circ.857)*の改正案の最終文言
- .7 関連のMSCサーキュラーを含む、安全な係船作業のための係船設備の設計及び適切な係船設備の選定に係るガイドライン案の最終文言
- .8 関連のMSCサーキュラーを含む、索を含む係船設備の検査及び整備に係るガイドライン案の最終文言
- .9 関連のMSCサーキュラーを含む、船上曳航・係船設備に係るガイダンス改訂版(MSC.1/Circ.1175)の草案(MSC.1/Circ.1175/Rev.1としての周知を目指す)
- .10 SOLAS規則 II-1/12.6.2の改正の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案

草案作成部会の報告

3.30 草案作成部会の報告(MSC 102/WP.7及びMSC 102/WP.7/Add.1)を検討した上で、委員会は、これを概ね承認し、以下の議決を行った。

1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の採択

1974年SOLAS条約附属書第II-1章の改正

3.31 106カ国・地域の1974年SOLAS条約締約国政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成した同条約附属書第II-1の改正提案の最終文言(MSC 102/WP.7附属書 1)を検討し、附属書1に記載された決議 MSC.474(102)により、全会一致で採択した。

3.32 決議MSC.474(102)の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、採択された条約の改正が2023年7月1日に受諾されると見なし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従って2024年1月1日に発効することを決定した。

IGFコードの改正

3.33 106カ国・地域の1974年SOLAS条約締約国政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成したIGFコード第6節、11節及び16節の改正提案の最終文言(MSC 102/WP.7附属書2)を検討し、附属書2に記載された決議 MSC.475(102)により、全会一致で採択した。

3.34 決議MSC.475(102)の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、採択されたIGFコードの改正が2023年7月1日に受諾されると見なし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従って2024年1月1日に発効することを決定した。

IGCコードの改正

3.35 106カ国・地域の1974年SOLAS条約締約国政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成したIGCコード第6章の改正提案の最終文言(MSC 102/WP.7附属書3)を検討し、附属書3に記載された決議 MSC.476(102)により、全会一致で採択した。

3.36 決議MSC.476(102)の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、採択されたIGCコードの改正が2023年7月1日に受諾されると見なし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従って2024年1月1日に発効することを決定した。

IMDGコードの改正

3.37 106カ国・地域の1974年SOLAS条約締約国政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成したIMDGコード改正案40-20(サーキュラーレター第4135号附属書1及び2)に適用されるIMDGコードの改正提案の最終文言(MSC102/WP.7/Add.1)を検討し、附属書4に記載された決議 MSC.477(102)により、全会一致で採択した。

3.38 決議MSC.477(102)の採択において、拡大委員会は、SOLAS第VIIIの規定に従い、採択されたIMDGコードの改正が2021年12月1日に受諾されると見なし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従って2022年6月1日に発効することを決定した。

3.39 委員会は、決議MSC.477(102)主文パラグラフ4に規定されているとおり、上述改正が発効する2022年6月1日待つ間、締約国政府が2021年1月1日にその一部又は全部を任意で適用できることに合意した。

任意規則の改正及び新設の承認

3.40 委員会は、草案作成部会が作成した任意規則の改正及び/または新設任意規則の最終文言(MSC 102/WP.7附属書4及び8)を検討し、

- .1 危険物を運送する船舶の非常措置指針(*EmSガイド*)改訂版に関するMSC.1/Circ.1588/Rev.1を承認し(MSC.1/Circ.1588)、
- .2 ILO及びWHOによる並行承認を目指して、危険物による事故の際の応急医療の手引き(MFAG)(MSC/Circ.857)の改正案(附属書5に記載)に大筋で合意し、
- .3 安全な係船作業のための係船設備の設計及び適切な係船設備の選定に係るガイドラインに関するMSC.1/Circ.1619を承認し、
- .4 索を含む係船設備の検査及び整備に係るガイドラインに関するMSC.1/Circ.1620を承認し、
- .5 船上曳航・係船設備に係るガイダンス改訂版に関するMSC.1/Circ.1175/Rev.1を承認し、
- .6 SOLAS規則II-1/12の改正の任意早期実施に関するMSC.8/Circ.1を承認した。

事務局への指示

3.41 委員会は、本会期で採択された改正の正本を準備する際に、変更されたパラグラフ番号の引用更新を含め、特定された編集上の修正を加える権限及び1974年SOLAS条約締約国政府による対策が必要な間違い又は漏れがあった場合には委員会に知らせる権限を事務局に認めた。

3.42 さらに委員会は、報告書の各附属書に纏められた改正の最終文言が清書されるように(すなわち、修正履歴が残らないように)確認するよう事務局に要請した。

4 新規措置実施のための能力構築

4.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことを合意した(パラグラフ 1.13参照)。

5 自動運航船 (MASS) 利用の規制面における論点整理

5.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことを合意した(パラグラフ 1.13参照)。

6 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定

6.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことを合意した(パラグラフ 1.13参照)。

7 目標指向型新造船基準

7.1 改訂後の議題及びその注釈(パラグラフ1.15参照)をもって、委員会は、本会期においてGBS 監査報告書のみを検討し、文書MSC102/7及びMSC 102/7/4、並びに情報文書MSC 102/INF.15、MSC 102/INF.20及びMSC 102/INF.24の審議を次回以降の会議に延期することを合意した。

7.2 これに関連して、委員会は、SOLAS規則 II-1/3-10の用語「unforeseen delay in delivery of ships (船舶の納入における予定外の遅れ)」の解釈の統一に関する文書MSC102/7/5 (中国及びIACS)及びMSC 102/7/6(ASEF及びCESA)を、議題項目22(その他の業務)で、コロナ禍関連の事柄と併せて検討することにも合意した。

GBS 監査報告書

7.3 委員会は、ばら積み貨物船及び油タンカーの目標指向型新造船基準(決議 MSC.287(87))(GBS)への継続的適合性を確立するために、GBS適合検証ガイドライン(決議 MSC.296(87))に従って、2018年及び2019年に定期維持監査が毎年実施されており、GBS適合検証ガイドライン改訂版(決議 MSC.454(100))の発効によって、定期維持監査の間隔が3年に変更されたことを想起した。

Türk Loydu (トルコロイド)の不適合是正監査

7.4 委員会は、MSC 100が、認定機関 (RO) Türk Loydu Uygunluk Değerlendirme Hizmetleri A.Ş. (Türk Loydu) (トルコロイド)のばら積み貨物船及び油タンカーの新造船規則の初回適合検証、及びTürk Loydu が提供した情報が当該規則のGBSへの適合を実証しているとの判断に従って、Türk Loydu にGBS監査チームが特定した不適合事項を是正するよう要請したことを想起した(MSC 100/20パラグラフ 6.10)。

7.5 委員会は、Türk Loyduからの是正監査の要請を受理した後、事務局長が2名の監査員からなるGBS監査チームを設置して監査を行い、初回適合検証監査で特定された3件の不適合事項(MSC 100/6/4)は、Türk Loyduが実施した是正措置により是正されたと結論づけたことに留意した。

7.6 これに関連し、委員会は、Türk Loyduの新造船規則の初回適合検証監査で特定された不適合事項の是正に関して監査チームより提出されたGBS監査報告を含む文書MSC 102/7/1（事務局長）を検討し、これについて、Türk LoyduがGBS初回監査の指摘事項への対応において実施した是正措置の状況報告を含む、不適合事項の是正に関するGBS監査の結果を述べた文書MSC 102/INF.7が提供した情報に留意した。

7.7 次に委員会は、特定された不適合事項の是正を求めたMSC100の要請への対応が適切に行われ、GBS適合検証ガイドラインの paragraph 6から18に従い、Türk Loyduの新造船規則の初回監査が無事に終了したことを確認した（決議 MSC.296(87)）。

第2回GBS維持監査

7.8 GBS適合検証ガイドライン（決議 MSC.296(87)）に従い、GBSへの継続的適合を確立する目的で、委員会は、11認定機関の第2回GBS維持監査の最終報告及びIACSのばら積み貨物船及び油タンカーのための共通構造規則（CSR）を含む文書 MSC102/7/2及びAdd.1（事務局長）を検討した。

7.9 これに関連し、委員会は、監査が行われたのは決議 MSC.296(87)で採択されたGBS適合検証ガイドラインがまだ適用可能であった2019年であったが、監査チームは必要に応じてGBS適合検証ガイドライン改訂版（決議 MSC.454(100)）を考慮していたことに留意した。

7.10 委員会は、報告書のセクション1.4に記載された監査チームの最終勧告に留意した。これは、特定された不適合事項が是正され、監査チームの勧告が考慮され、かつRO及び／またはIACSがGBS適合検証ガイドライン改訂版に基づく是正監査の要請を提出することを条件として、Paragraph 2のリストにある全てのROの規則のGBSへの適合を勧告するものである。

7.11 これに関連し、委員会は、附属書30に記載されたIACSのオブザーバーの声明に留意した。また委員会は、不適合CCS/2019/Maint/NC/1に関して中国船級協会がとった是正措置についての情報に留意した（MSC 102/7/2附属書1）。

7.12 11認定機関の第2回GBS維持監査の最終報告、及びIACSのばら積み貨物船及び油タンカーに関するCSRの検討において、委員会は、

- .1 提出者（DNV-GLを除く全IACS加盟RO）が提供した情報がGBSへの継続的適合を実証していることを確認し、
- .2 特定された不適合事項は、監査チームの勧告を考慮して是正されるべきであることに合意し、
- .3 個別の不適合事項があるROには是正監査要請の提出を、IACS加盟ROには、IACSのCSRに係る確定不適合事項についての不適合是正に関する適合検証監査共同要請を適時に提出するよう要請した。

DNV-GLの再監査

7.13 委員会は、2013年9月12日のDNVとGLの合併の結果、多数の変更が行われたことにより、GBS監査チームはDNV-GLが提出した規則変更に関する初回適合維持監査を行うことができなかったことにMSC100が留意したことを想起した(MSC 100/6/5パラグラフ 5)。

7.14 また委員会は、MSC100がDNV-GLの特殊事情を考慮し、GBS適合検証ガイドライン(決議MSC.296(87))のパートAパラグラフ20に従い、DNV-GLの規則の再監査を行うことに合意し、同時に、初回適合検証監査の合格(MSC 96/25パラグラフ 5.8)以降DNV-GLが契約した船舶については、DNV-GLの新造船規則の適合維持再監査の報告書の検討を待つ間、GBS適合とみなされることを確認したことを想起した。

7.15 これに関連し、委員会は、DNV-GLの新造船規則のGBS監査チームによる再監査報告書を含む文書 MSC 102/7/3 (事務局)、特にセクション1.4の監査チームの最終勧告を検討した。

7.16 監査報告書、及び本会期での委員会による監査所見の確認を待たずに、2020年9月14日にDNV-GLから事務局長へ不適合是正監査の実施要請があったとの事務局からの情報の検討において、委員会は、

- .1 DNV-GLが提供した情報が同機関の新造船規則のばら積み貨物船及び油タンカーのための目標指向型新造船基準への継続的適合を実証していることを確認し、
- .2 監査チームによる勧告を考慮し、特定された不適合事項の是正、及び指摘事項への対応が行われていることに合意し、
- .3 DNV-GLが既に不適合是正監査の要請を事務局長に提出していることに留意した。

実施予定のGBS監査

7.17 委員会は、IMOの費用負担及び事務的負担を軽減する目的で、事務局長が、2018年の初回GBS維持監査に端を発しMSC100が確認した不適合事項の是正、及びDNV-GLの再監査に関して本会期中に委員会が確認した不適合事項の是正に関する監査を複合監査とし、そのための監査チームを1つ設置する意向であるとの事務局からの情報に留意した。

7.18 また委員会は、前述の複合GBS不適合是正監査には被監査ROの更なる費用負担はなく、GBS信託基金の準備金が使われること、並びに監査の進捗及び将来実施予定の監査について、委員会に適切な通知及び諮問が行われることに留意した。

8 国内連絡船の安全性を向上させる措置

8.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した(パラグラフ 1.13参照)。

9 海上保安強化措置

9.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した(パラグラフ 1.13参照)。

10 海賊行為及び船舶に対する武装強盗

10.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した(パラグラフ 1.13参照)。

11 危険な海上混合移民

11.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した(パラグラフ 1.13参照)。

12 総合安全評価

12.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越すことに合意した(パラグラフ 1.13参照)。

13 人的因子、訓練及び当直

HTW 6の報告

13.1 MSC 101がHTW 6で提起された緊急課題について既に議決していること(MSC 101/24パラグラフ15.1～15.8)を想起した上で、委員会は第6回人的因子訓練当直小委員会の報告(HTW 6/13及びMSC 102/13)を概ね承認し、以下の議決を行った。

訓練資料のe-ラーニング訓練資料への転換

13.2 委員会は、e-ラーニングモデルコースは、加盟国及び他の利害関係者が詳細な訓練プログラムを開発するためのツールであり、コースとしての配信は尚早であるため、STCWモデルコースをe-ラーニングモデルコースに転換すると、モデルコースの現行のアプローチや目標を変えることになり、さらに、STCW条約に従い、訓練後の能力、訓練の質及びこの訓練資料に関する独立した評価を評価する上での説明責任の意味合いについて、慎重な検討が求められるとのHTW6の通知に留意した。

13.3 これに関連して、委員会はIII小委員会に、e-ラーニング訓練資料によって、STCW条約以外の規則類の実施をどのように支援できるかを検討し、委員会に通知するよう要請した。

モデルコース信託基金の利用

13.4 委員会は、MEPC75の並行決議を条件に、事務局の契約プロセスの対象となる、モデルコースの開発及び改訂のための専門家の雇用を目的としたモデルコース信託基金の系統的な利用を、モデルコースを扱う全てのIMO組織に必要なに応じて適用することを承諾した。

新ILO/IMO合同船舶医療ガイド

13.5 委員会は、新ILO/IMO合同船舶医療ガイドを作成するイニシアティブを承諾した(HTW 6/13パラグラフ3.12～3.15)。

STCWコード表B-I/2の改正案

13.6 委員会は、STCWコード表B-I/2の改正に関するMSC決議案を、改正案の表B-I/2の下にある「Notes(注)」をSTCW条約及びコードの条項に整合させるための軽微な修正を提案する文書MSC 102/13/3 (ICS)と併せて検討した。

13.7 検討の後、文書 MSC102/13/3で提案された修正に合意した上で、委員会は、附属書6に記載されたとおり、船員の訓練、資格証明並びに当直 (STCW) コードパートBの改正に関する決議MSC.478(102)を採択した。

IMO組織が人的因子の問題を検討するためのチェックリストの見直し

13.8 委員会は、IMO組織が人的因子の問題を検討するためのチェックリスト(MSC-MEPC.7/Circ.1)の見直しを行うとのHTW6の決定、並びに「Role of the human element (人的因子の役割)」に関する既存のアウトプットに基づく関連のガイダンス及び指示を承諾した。

「high-voltage (高電圧)」の定義案

13.9 委員会は、附属書7に記載されたとおり、HTW6が作成した「high voltage (高電圧)」の定義案(附属書7に記載)をSTCW規則 I/1に含めることを承認し、MSC103での採択を目指し、STCW条約第XII条に従って、事務局長にこの定義案を回覧するよう要請した。

「operational level (作業者レベル)」の定義の改正案

13.10 委員会は、附属書8に記載されたとおり、HTW6が作成したSTCWコードA-I第1節の「operational level (作業者レベル)」の定義に資格としての「electro-technical officer (エレクトロテクニカルオフィサー)」を含める改正案をSTCW規則 I/1に含めることを承認し、MSC103での採択を目指し、STCW条約第XII条に従って、事務局長にこの定義案を回覧するよう要請した。

STCW規則に関する事務局長の報告

STCW規則 I/7に関する事務局長の報告

13.11 委員会は、本会期での検討のためのSTCW規則 I/7パラグラフ2に関する初期情報伝達についての報告が完了していないことに留意した。

STCW規則 I/8に関する事務局長の報告

13.12 委員会は、文書MSC 102/WP.3及びAdd.1に記載された、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、チェコ、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、エストニア、ドイツ、イラン(イスラム共和国)、アイルランド、イスラエル、日本、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、モロッコ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スウェーデン、トルコ、タイ、ウクライナ及び香港(中国)の報告書を検討し、前述の締約国から提供された情報によってSTCW条約の規定が引き続き十分かつ完全に機能していることが証明されたことを確認し、MSC.1/Circ.1164/Rev.22により、追加報告に関する更新情報を発行するよう事務局に要請した。

13.13 また委員会は、STCWコードA-I第7節及びA-I第8節に従い、追加報告書を提出するようSTCW条約締約国に奨励した。

13.14 評価プロセス及び技術支援に対応する有資格者について、統一的で明確なガイダンスが必要との見解を表した日本代表団の意見(マレーシア、ノルウェー、フィリピン及びアラブ首長国連邦の代表団が支持した)、併せてHTW小委員会議長より提供された追加情報に留意した上で、委員会は、既にHTW小委員会によりアウトプット「Implementation of the STCW Convention (STCW条約の実施)」の枠内で検討されているこの事柄を優先することに合意し、同小委員会に対して議決を行うよう指示した²。

有資格者の承認

13.15 委員会は、対応可能または有資格者リストに推薦される専門家及びリストから除名すべき有資格者に関し、STCW条約締約国から提供された情報を含む文書MSC102/13/1及びAdd.1(事務局)を検討した。

13.16 検討の後、委員会は、

- .1 STCWコードA-I第7節に関して事務局長が維持管理している有資格者リスト(MSC.1/Circ.797/Rev.32)にSTCW条約締約国4か国が推薦した12名の有資格者を含めることを承認し、MSC.1/Circ.797/Rev.34により改訂リストを発行するよう事務局に要請し、
- .2 STCW締約国2か国によってリストから除名された有資格者に留意し、
- .3 最新版リストには有資格者として活動でき、容易に連絡できる者のみが記載されるよう確保するため、リストに修正(除名、追加、住所変更など)が必要な場合は事務局に通知するようSTCW条約締約国に提唱し、
- .4 有資格者を推薦してくれたSTCW条約締約国に感謝した上で、STCW条約規定が効果的に実施されるようにするために、追加の推薦を行うよう全締約国に奨励した。

船員に係る問題及び人的因子を特定し対処するためのILO/IMO合同作業部会

13.17 委員会は、船員に係る問題及び人的因子を特定し対処するためのILO/IMO合同作業部会の設置に関する法律委員会の審議結果を待たずに、この件に関する文書MSC 102/13/2(事務局)の検討が延期されたことに留意した。

14 IMO規則の実施

14.1 委員会は、IMO規則の実施(III)小委員会の第6回会議の報告(III 6/15及びAdd.1、並びにMSC 102/14)を概ね承認し、以下の議決を行った。

² MSC 98でその策定が合意された新規STCW GISISモジュールは、最終準備段階にあり、1978年STCW条約に基づく報告及び情報伝達の要件との調和及び遵守の合理化を意図したものである。

14.2 文書 MSC 102/14パラグラフ2.2、2.4、2.7及び2.8で要請された議決事項に関して、委員会は、A31が小委員会が作成した以下の4決議を採択したことに留意した。

- .1 2019年ポートステートコントロール手順(決議 A.1138(31))
- .2 加盟国の情報伝達に係るガイダンス(決議 A.1139(31))
- .3 検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく2019年検査ガイドライン(決議 A.1140(31))
- .4 IMO規則実施コード(IIIコード)に関する規則類に基づく2019年義務例示リスト(決議 A.1141(31))

14.3 新規アウトプットに関する提案は全てMSC103で検討するとの先の決定(パラグラフ1.13参照)を想起し、委員会は、小委員会が提案した2つの新規アウトプット、即ち、「Producing a new entrant training manual for PSC personnel (PSC要員のための新人訓練マニュアルの作成)」、及び「Development of guidance in relation to IMSAS to assist in the implementation of the III Code (IIIコードの実施を支援するためのIMSASに関するガイダンスの策定)」(MSC 102/14)に関する文書 MSC 102/14の議決項目2.3及び2.5に関する検討がMSC103に持ち越されたことに留意した。

ポートステートコントロールに関するガイドライン策定の方法

14.4 委員会は、小委員会の調整の下、III 3で合意され、MSC 97 及びMEPC 70で承諾された(MSC 97/22、パラグラフ 9.6)ポートステートコントロール(PSC)に関するガイドライン及びその改正を策定し、小委員会への新規作業の割り当てを決定する際にポートステートコントロール手順に統合する方法を再確認した。

主管庁を代行するROの権限付与に関するモデル契約書

14.5 委員会は、主管庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書(III 6/15附属書 8)についてのMSC-MEPC.5サーキュラー案を、曖昧で定義されていない表現が含まれているという理由でモデル契約書案第6.5.5項の削除または修正を提案する文書 MSC 102/14/1 (ノルウェー他)と併せて検討した。これに関連して、委員会は、第6.5.5項の文言が認定機関コード(RO コード)(決議MSC.349(92)及びMEPC.237(65))の勧告パートIII第5.3.2.4項の文言と同一であることに留意した。

14.6 その後の広範な討議において、いくつかの代表団は、契約書署名の際に「dangerous occurrences(危険な発生)」や「accidents(事故)」といった表現の意味を確認する必要があることを指摘し、検討対象となっている規定に記載された報告要件は関連のIMO規則に含まれる義務条項の範囲を超えていると述べて、文書 MSC 102/14/1が提案した改正への支持を表明した。

14.7 他の複数の代表団は、MSC101が既にこの件を詳細に検討していることを想起し、特に旗国主管庁がROにますます依存するようになっている状況においては、旗国主管庁がROの業務を監督できるようにするための報告手順が重要であることを強調して、III 6が提案したモデル契約書の文言を本会期で承認すべきとの見解を示した。

14.8 討議の後、委員会は、この件に関する見解がほぼ半々に分かれていることに留意し、III 7に対して、文書MSC 102/14/1のパラグラフ10で提案されている改正文言を考慮して、第6.5.5項の文言のみをさらに検討するよう指示した。さらに委員会は、小委員会に対し、これに関連して、認定機

関コード(RO コード)の勧告パートIII第5.3.2.4項の文言も検討し、両方の項の文言を整合させるべきかどうかを両委員会に通知するよう指示し、その旨をMEPCに通知することに合意した。

非条約船舶の規制に関する任意規則

14.9 委員会は、MSC 96が小委員会に対して、グローバルレグ(GlobalReg)やマニラ宣言(Manila Statement)などの既存資料に基づいて、SOLASで規定されていない客船の安全性に関するモデルコースを開発するよう指示したこと、及びMSC 101 が、III 小委員会を関連機関として、既存アウトプットOW 33(非条約船舶の規制に関する任意規則の最終化)の下で、当該作業を進めることに合意し、「Measures to improve domestic ferry safety(国内連絡船の安全性を向上させる措置)」に関する項目をMSC102の暫定議題に含めたことを想起した。

14.10 国内連絡船の安全性に関する訓練資料の策定が、MSC96が以前指示したモデルコースの開発に影響を及ぼす可能性に留意した上で、委員会は、国内連絡船の安全性を向上させる措置に関する作業結果を考慮した上で委員会が更なる指示を出すまでは、現時点で、小委員会がモデルコースの開発を進めるべきではないことに合意した。

III 7のための業務準備

14.11 委員会は、III 7が当初2020年7月に開催される予定であり、特に、PSC手順に関する総会決議案、2021年HSSCに基づく検査ガイドライン、及びIIIコードに関する規則類に基づく2021年義務例示リストを策定する作業が行われる予定であったことを想起した。

14.12 III7が2021年に延期されたことを考慮し、委員会は、MEPC75の並行決議を条件に、III6が設置したコレスポネンスグループが合意された付託事項に基づいて業務を継続することに合意した。また同部会は、他の関連組織の議長と協議した小委員会の議長が出す指示に基づき、III6以降開かれたIMO組織の会議の審議結果を全て考慮するべきである。コレスポネンスグループは、特に総会決議案の作成に関して小委員会の業務をできる限り進捗させるために、会議毎に設置されるものであるため、当該追加業務はコレスポネンスグループの通常業務に該当する。

MSCゾーイ号の事故

14.13 委員会は、オランダ安全委員会がパナマ海事局(PMA)及びドイツ連邦海事事務局(BSU)の協力で実施したMSC Zoe (MSCゾーイ)号(IMO番号9703318)の事故調査に関する情報が提供されたオランダ代表団の声明に留意した。声明の全文は附属書30に記載されている。これに関連して、同代表団は、2019年1月2日に、ドイツ及びオランダの沖合で暴風雨の中で発生した342個のコンテナの紛失に関する海洋安全調査報告書が、海洋安全調査報告書の分析に関するコレスポネンスグループの検討のために、GISIS 海上事故・事件モジュール(C0012974)にアップロードされたと述べた。

15 貨物コンテナ運送

CCC 6の報告

15.1 委員会は、第6回貨物コンテナ運送（CCC）小委員会の報告書（CCC 6/14及びMSC 102/15）を概ね承認し、以下の議決を行った。

メチル／エチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に係る暫定ガイドライン案

15.2 委員会は、メチル／エチルアルコールを燃料として使用する船舶の安全に係る暫定ガイドラインに関するMSC.1/Circ.1621を承認した。

高マンガンオーステナイト鋼の極低温サービスへの適用

15.3 委員会は、液化ガスのばら積み運送のための船舶、及びガスまたは低引火点燃料を使用する船舶の極低温サービスのための代替金属材料の受入ガイドラインに関するMSC.1/Circ.1622を承認した。

15.4 文書 MSC 102/INF.14（大韓民国）が提供した疲労試験の結果が良好であったとの情報に留意した上で、委員会は、高マンガンオーステナイト鋼の極低温サービスへの適用に関する暫定ガイドライン改訂版に関するMSC.1/Cir.1599/Rev.1も承認した。

IMDG コードの改正案(40-20)及び関連サーキュラー

15.5 委員会は、CCC 6の直後E&T 32が最終化したIMDG コード(MSC 102/3/1)の改正案(40-20)及び関連サーキュラーを議題項目3で検討したことを想起した（パラグラフ3.16～3.21 及び3.23～3.26参照）。

CSS コードの改正案及び他の規則類への派生的改正

15.6 委員会は、貨物の積付と固定に関する安全実施基準(CSSコード)の改正に関するMSC.1/Circ.1623を承認した。これに関連して委員会は、以下の派生的改正も承認した。

- .1 貨物固定ニュアルの作成のためのガイドラインに関するMSC.1/Circ.1353/Rev.2
- .2 2011年甲板積木材貨物を運送する船舶のための安全実施基準(2011年 TDCコード)の改正に関するMSC.1/Circ.1624

15.7 これに関連して、委員会はまた、性能基準及び技術仕様及びその改正の採択はMSCによって行われるとの総会の決定(決議 A.886(21))を考慮し、RO-RO船による道路車両の輸送のための固定設備に係るガイドラインに関する決議MSC.479(102)（附属書 9に記載）を採択した。これは改正決議A.581(14)を差し替えるものである。結果として、委員会は、総会に対して、委員会の議決を承諾し、決議 A.581(14)を破棄するよう提唱した。

IGCコード及びIMDGコードの統一解釈

15.8 文書 CCC 6/14の附属書 9に記載された、IGCコードの統一解釈に関するMSCサーキュラー案の検討において、委員会は、用語「duct (ダクト)」に関する以下の見解に留意した(CCC 6/14 附属書 9パラグラフ 3.1)。

- .1 ductは必ずしも設備の外装を意味しないので、「meant to be(～を意図する)」という表現は「meant to include(～を含むことを意図する)」に修正すべきである。
- .2 用語「the outer pipe or duct(外管またはダクト)」には、外管のみならず、内管のための構造用配管も含むべきである。
- .3 用語「any structure(いかなる構造物)」は、外ダクトと見なすべきガスバルブユニット(GVU)室を含む可能性があるため、削除すべきである。
- .4 内管に関する用語「structural pipe duct(構造用配管ダクト)」はより明確にすべきである。
- .5 用語「meant」の「meant to be」への修正は支持できるが、第16.4.3.1項の引用の削除については、慎重に検討すべきである。

15.9 討議の後、用語「duct」の統一解釈案に関する懸念事項に留意した上で、委員会は、

- .1 CCC小委員会に第3.1項の統一解釈をさらに検討するよう指示し、関心のある加盟国及び国際機関に対し、議題項目「安全、保安及び環境関連のIMO条約の規定の統一解釈」に基づき、追加コメント及び提案をCCC7に提出することを提唱した。
- .2 次いで、IGCコードの統一解釈に関するMSC.1/Circ.1625を承認したが、直近の決定(パラグラフ15.9.1参照)を考慮すると、これは、CCC6が提案した第3.1項の解釈を含まない。

15.10 また委員会は、IMDG コードの統一解釈に関するMSC.1/Circ.1626を承認した。

危険物運送のための貨物輸送ユニットの検査プログラムの改訂

15.11 委員会は、危険物運送のための貨物輸送ユニット(CTU)の検査プログラム(MSC.1/Circ.1442、MSC.1/Circ.1521により改正)の改訂に関する小委員会での議論及び進捗、特に、CTU及びその貨物の移動に関連した害虫駆除に関して、国際植物防疫条約(IPPC)の業務にIMOが関わることの重要性、並びにIPPCの業務を密接にフォローし、海上コンテナタスクフォースの一員として参加するよう、事務局に要請したことに留意した。

15.12 これに関連して、委員会は、CCC小委員会及びそのコレスポネンスグループが危険物運送のための貨物輸送ユニットの検査プログラムの改訂に関して行った業務、特に事務局がIPPC海上コンテナタスクフォースの一員として参加することへの支持を表明し、CTU及びその貨物の汚染管理の改善を目指して、加盟国及び国際機関の共同議決を奨励したFAOのオブザーバーによる声明に留意した。声明の全文は附属書30に記載されている。

15.13 また委員会は、検査プログラムに従ってCTU検査を行い、所見をIMOに報告するよう、加盟国を奨励した。

E&T 34及び35

15.14 委員会は、理事会の第32回臨時会議で、会議再構築優先順位リスト(C/ES.32/D 附属書1)が採択されたことに留意し、特に、以下の事柄に合意した。

- .1 国連オレンジブック改正の最終化の進捗によっては、第34回編集・技術部会(E&T)会議は、他の会議に合わせて開催されることが考えられ、2021年に延期される可能性もあること
- .2 CCC 7 が2021年に延期され、IMSBCコード及びIMDGコードの両方を最終化するためにE&T部会の会議と合わせて開催される可能性があること

15.15 これに関連して、委員会は、CCC 6が設置した4つのコレスポネンスグループが全て、CCC6が承認した付託事項に従い、業務を継続していること、コレスポネンスグループの報告書は、CCC7の期限以内に提出された既存文書の改訂版として提出される可能性があること(CCC 7/3、CCC 7/4、CCC 7/6/2 及びCCC 7/10)、及び、これらの報告書に関するコメント文書をCCC7に提出するための時間に余裕を与えるために、改訂版報告書の提出期限は暫定的に2021年4月30日に設定されたことに留意した(パラグラフ15.17及び21.23も参照)。

15.16 討議の後、委員会は:

- .1 IMDG コードの次の一連の改正案(41-22)の作成を目指して、E&T 34 (IMDG コード、国連オレンジブックの改正の最終化の進捗による)の開催を2021年春とすることを承認し、
- .2 E&T 35 (IMDG及びIMSBCコード)をCCC7の直後に開催することを承認し、
- .3 E&T 33³ 及びE&T 34 に、IMDG及びIMSBCコード関連のCCC7提出文書(CCC7の議題項目5及び6に基づく)をそれぞれ、CCC7に報告する目的で検討する権限を認めた(パラグラフ 21.23も参照)。

15.17 その後、委員会は、E&T部会のための準備、コレスポネンスグループの継続、及びCCC 7の開催遅延を考慮して、コメント文書のCCC7への提出期限を追加で設けることを認めた(パラグラフ 21.23も参照)。

16 航行安全、通信及び捜索救助

NCSR 7の報告

16.1 委員会は、第7回航行安全、通信及び捜索救助(NCSR)小委員会の報告書(NCSR 7/23 及びMSC 102/16)を概ね承認し、以下の議決を行った。

³ E&T 33については、2021年第1四半期中にリモート会議としての開催が予想される。招待状はサーキュラーレターにより発行される予定である。

分離通航方式及び航路指定措置

16.2 委員会は、分離通航方式、分離通航方式以外の航路指定措置(群島航路帯の指定及び変更を含む)並びに船位通報制度の採択・改正手順(決議A.858(20))に従い、2021年6月1日から実施される以下の分離通航方式(TSSs)及び関連措置を採択した(COLREG.2/Circ.75により周知)。

- .1 既存TSS及び関連措置「Off the Coast of Norway from Vardø to Røst (ノルウェー沖ヴァードーからロストまで)」(COLREG.2/Circ.58附属書 1)並びに「Off the western coast of Norway (ノルウェー西岸沖)」及び「Off the southern coast of Norway (ノルウェー南岸沖)」(COLREG.2/Circ.62 附属書1及び2)の代替となる統合TSS及び関連措置「Off the coast of Norway (ノルウェー沖)」
- .2 「Slupska Bank (スラプスカ礁)」(ポーランド)における既存TSS (COLEG.2/Circ.61附属書 2)の代替となる改正TSS
- .3 「Off Ushant (ウシャン沖)」(フランス)における既存TSS及び関連措置 (COLREG.2/Circ.51附属書 3、COLREG.2/Circ.64附属書 5により改正)の改正

16.3 これに関連し、COLREG.2/Circ.58、COLREG.2/Circ.61及びCOLREG.2/Circ.62に纏められた関連の既存採択済措置は採択された新規措置に完全に差し替えられたので、委員会は、当該既存措置の廃止に合意した(上記パラグラフ16.2 参照)。

16.4 また委員会は、決議 A.858(20)に従い、2021年6月1日から実施される既存双方向航路「In the Great Barrier Reef Inner Route (North) (グレートバリアリーフ内側航路内(北))」(オーストラリア)の改正を採択した(SN.1/Circ.339により周知)。

全世界無線航法システムの構成要素としてのIRNSSの認証

16.5 委員会は、インド地域航法衛星システム(IRNSS)の全世界無線航法システムの構成要素としての認証に関するSN.1/Circ.340を承認した。

日本のQZSS 船上受信装置の性能基準

16.6 委員会は、日本の準天頂衛星システム(QZSS)船上受信装置の性能基準に関する決議MSC.480(102)(附属書 10に記載)を採択した。

船舶交通サービスに係るガイドライン改訂版

16.7 委員会は、A32での採択を目指して提出予定の、船舶交通サービスに係るガイドラインに関する総会決議案(A.857(20)の改訂を含む)(附属書11に記載)を承認した。その際、委員会は、決議に関してMEPC及びLEGの特段の関与は不要であるとの小委員会の見解に留意した。

MSI及びSAR関連情報の複数のGMDSS認定移動衛星サービスによる周知

16.8 委員会は、海上保安情報(MSI)及び捜索救助(SAR)関連情報を、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)で用いられる複数の認定移動衛星サービスを通じて周知することに関するNCSR7での議論に留意した。討議は、MSI提供者(即ち、NAVAREA及びMETAREAの調整担当者)及びSAR当局の費用負担、MSI配信の監視及び互換性の問題、並びに、本件は政策問題と考えられるため、費用関連の問題について、関心のある加盟国及び国際機関は委員会に関連提案を提出するよう、小委員会が提唱したことに及んだ(NCSR 7/23 パラグラフ9.15～9.24)。

16.9 これに関連し、委員会はMSI及びSAR情報提供者の費用負担その他の事柄についてのコメントや提案を述べた文書MSC 102/16/3(IMSO)、MSC 102/16/4(カナダ他)及びMSC 102/16/5(ニュージーランド)を検討した。

16.10 委員会は、複数の認定移動衛星サービスに係るMSI及びSAR情報提供者の費用の問題に早急に対応する必要を認めた。しかしながら、本会期では詳細な検討のための時間に制約があることを考慮し、委員会は、本件の検討をMSC 103に持ち越すという議長勧告に合意した。その際、委員会は、

- .1 MSI及びSAR関連情報を、追加設備及び人員を含む複数のGMDSS認定移動衛星サービスを通じて周知することについての互換性に関するコメント、及び費用の問題に関する懸念に留意し、
- .2 GMDSS認定移動衛星サービスプロバイダによる自動自己確認配信機能及び監視機能の導入に関して、IMSOが当該衛星サービスプロバイダと連携し、適宜NCSR小委員会に通知することを提唱し、
- .3 NCSR 小委員会に
 - .1 MSI及びSAR関連情報周知のための技術的解決策(IHO及び関心のある加盟国が検討中の単一のウェブインターフェイスの導入など)、及び
 - .2 配信監視の要件に対応するために、改正決議A.706(17)、改正決議A.1051(27)及び他の決議を改正する必要性を検討し、

適宜委員会に通知するよう指示した。

16.11 その後の討議では、以下の重要性を強調する見解が示された。

- .1 MSI及びSAR関連情報を全ての認定移動衛星サービスが対応している全地域、特に極地で配信すること
- .2 複数の認定移動衛星サービスが存在する環境における互換性の問題に対応すること
- .3 NCSR 小委員会の今後の審議によって推奨される可能性のある全ての技術的解決策を考慮すること

- .4 インマルサットシステムによる遭難、緊急及び安全メッセージの料金(決議 A.707 (17))や海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)における移動衛星通信サービスの提供基準(決議 A.1001 (25))等の他の決議の改正の必要性を検討すること

16.12 さらに、WMOのオブザーバーからは、追加の移動衛星サービスの認定に関するIMOの決定により、NAVAREAやMETAREAの調整担当者に対して「unfunded mandate (資金の裏付けのない付託)」が行われたとして、これらの問題の解決策の特定は、IMOへの付託事項である旨が強調された。

16.13 上述のコメントを考慮し、委員会は、特に、MSIを船舶に周知する費用の分担方法、及び／または、MSIに関する海岸から船舶までの料金を廃止する方法に関して、MSC103にさらに提案を提出するよう、関心のある加盟国及び国際機関に提唱した。

MSI関連文書

16.14 委員会は、国際SafetyNETサービスマニュアルに関するMSC.1/Circ.1364/Rev.2、及びIMO高機能部会呼出調整パネルに関するMSC.1/Circ.1635を、WMOのオブザーバーが要請した編集上の改正(WMO下部機関への言及の更新)を含めて承認した。

ITU関連事項

16.15 委員会は、以下を事務局に要請したNCSR7の議決を承諾した。

- .1 AIS技術を用いるAMRD 部会Bのための、海上移動サービスにおける識別の割当及び使用に関する勧告ITU-R M.585-7の改訂に関するリエゾン文書をITUに送付すること(NCSR 7/WP.5附属書 8)
- .2 Lバンド海上衛星通信の保護に関するリエゾン文書をCEPTに送付すること(NCSR 7/WP.5附属書 9)

援助を要する船舶の避難場所に関するガイドラインの改訂

16.16 委員会は、援助を要する船舶の避難場所に関するガイドライン(決議 A.949 (23))について、改正にはMEPC及びLEGとの協議が必要となることに留意し、その改訂の進捗および承認を迅速に進めるための方策を検討した。

16.17 2021年A32において目標とする改訂ガイドラインの完成及び採択を達成するため、委員会は、NCSR小委員会に、MEPC及びLEGの並行承認及びその後のA32での採択を目指して、改訂ガイドラインを直接MEPC及びLEGに提出する権限を認めた。

飛行中航空機の自律型遭難追跡の実施に関するSAR活動に係る暫定ガイダンス

16.18 委員会は、飛行中航空機の自律型遭難追跡の実施に関するSAR活動に係る暫定ガイダンスに関するCOMSAR.1/Circ.59を承認したNCSR 7の議決を承諾した。

航海関連のシンボル、用語及び略語の表示に係るガイドライン

16.19 委員会は、航海関連のシンボル、用語及び略語の表示に係るガイドラインに関するSN.1/Circ.243/Rev.2の承認の後に特定されたMSI描写ガイダンスにおける問題に対応したSN.1/Circ.243/Rev.2/Corr.1を承認した。

フィリピンによる新規群島航路帯指定の意向

16.20 委員会は、航行安全、海洋環境保護及び国家安全保障の推進のために、フィリピンが群島航路帯 (ASL) 指定に関する提案を行う意向であるとの情報を提供した文書 MSC 102/16/2 (フィリピン) を検討した。

16.21 時間の制約により、NCSR小委員会での検討のためにフィリピンが提案を提出する意向であることに留意した上で、委員会は、フィリピンによるASL指定に関する提案の策定を適宜支援するよう関心のある加盟国及び国際機関に提唱した議長勧告に合意した。

16.22 上述の決定の後、海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) の規定に基づき、IMOによるASLの採用を求めたフィリピンの要請は正当であることを確認し、既存アウトプットOW 4 (航路指定措置及び強制船位通報制度) の下で、同提案をNCSR小委員会がさらに詳細に検討することを概ね支持する見解が示された。

16.23 これに関連し、委員会は、インドネシア代表团による関連声明 (附属書30に記載) に留意した。

GMDSS 移動衛星サービス関連動向

16.24 委員会は、インマルサットフリート77 (F77) サービスが2020年12月1日付で終了したことを想起させる文書 MSC 102/16/1 (IMSO) の情報に留意し、これに関連して、同サービスの終了を全関係者に早急に通知するよう、SOLAS 締約国政府を奨励した。

16.25 また委員会は、文書MSC 102/INF.16 (IMSO) が提供した情報に留意した。同情報は、決議MSC.451 (99) で規定されたGMDSSサービスに関して、2019年12月19日にIMSOがイリジウムに適合確認書を発行したこと、並びにその結果、GMDSSの監視に関するIMSOの義務及びイリジウムの金銭的義務を含むIMSO・イリジウム間の公的サービス契約が同日付で発効したことを通知するものである。

IAMSARマニュアルの改正

16.26 委員会は、2020年10月12日、13日及び15日にバーチャル開催された航空海上捜索救助の協調に関するICAO/IMO合同作業部会の第27回会議において、IAMSARマニュアルの改正案が、NCSR小委員会での承認、その後のMSC及びICAOでの承認を経て、同マニュアルの2022年版に纏められるために、最終化されたことに留意した。2021年の会議の時期変更による遅れを避けるために、委員会は、ICAO/IMO合同作業部会が最終化した改正案を、事務局が直接MSC103に提出して、承認を得ることを認めた。

その他の問題

16.27 委員会は、2019年8月にブラジル沿岸で発生した油流出事件に関するブラジル代表団の声明(附属書30に記載)に留意した。

17 船舶の設計及び建造

SDC小委員会第7回会議の報告

17.1 委員会は、船舶の設計及び建造(SDC)小委員会の第7回会議の報告(SDC 7/16及びMSC 102/17)を概ね承認し、以下の議決を行った。

SOLAS 第II-1章 区画及び損傷時復原性規制の説明用注記改訂

17.2 SOLAS 第II-1章改正案の検討及び採択に関連し(パラグラフ3.31参照)、委員会は、改正案に一律に適用するために策定されたSOLAS 第II-1章 区画及び損傷時復原性規制の説明用注記改訂案を検討した。火災安全基準に関する規則II-1/17.1及び II-1/17.2 の説明用注記に、表9.3及び36名未満の旅客を運送する旅客船に関する規則II-2/9.2.2.1.1.2の引用を追加する軽微な改正に合意した後、委員会は、附属書12に記載された決議 MSC.429(98)/Rev.2により、SOLAS 第II-1章区画及び損傷時復原性規制の改訂説明用注記(改訂説明用注記)を採択した。これは、SOLAS規則II-1/1.1.1に定義された船舶に対して、2024年1月1日から発効する。

17.3 当該説明用注記改訂を採択した後、委員会は、附属書13に記載された決議 MSC.429(98)/Rev.1により、決議 MSC.421(98)により採択されたSOLAS規則 II-1/1.1.1に定義された船舶、即ち、3日付形式に従い、建造または納品された船舶(造船契約の締結が2020年1月1日以降、キール据え付けまたは建造における類似の段階が2020年7月1日以降、もしくは納品が2024年1月1日以降)に適用されるSOLAS規則 II-1/17.1の説明用注記のパラグラフ4に関して決議 MSC.429(98)で採択された、SOLAS 第II-1章 区画及び損傷時復原性規制の説明用注記改訂の派生的改正も採択した。

SOLAS 第II-1章及びXII章の統一解釈の改正

17.4 委員会は、SOLAS 第II-1章及びXII章の検査のための接近手段に関する技術規定(決議 MSC.158(78))、並びにばら積み貨物船及びばら積み貨物船以外のシングルホールド貨物船(船倉が1つの貨物船)の水位検知器の性能基準(決議 MSC.188(79))の統一解釈に関するMSC.1/Circ.1572/Rev.1について、セクション3パラグラフ3.5.4の軽微な修正に合意し、セクション10の引用をMSC.1/Circ.1572に纏められたSOLAS規則II-1/12.6.1の統一解釈に更新した後に、これを承認した。

極海域を航行する非SOLAS船舶のための安全措置

17.5 委員会は、MSC 98が、極海域を航行する非SOLAS船舶のための安全措置を策定すること、並びに当該安全措置の策定において考慮すべき船舶の種類は、漁船、300GTを超えるプレジャーヨットで貿易に従事するもの、及び300GTから500GTまでの貨物船であることに合意したことを想起した。

長さ24m以上の漁船のための安全措置に係るガイドライン

17.6 極海域を航行する長さ24m以上の漁船のための安全措置に係るガイドライン案に関するSDC7の進捗(SDC 7/16附属書 3)を考慮して、委員会は、SDC7が、当該ガイドライン案を検討し承認することになるMSC103に直接通知する目的で、HTW7に対して、ガイドライン案の第11.5項(訓練)について、用語の正しさについてコメントし、既存IMO規則との間の文言の齟齬を特定するよう、提唱したことに留意した。

17.7 委員会は、HTW小委員会からの漁船ガイドラインに関するコメントの保留分(パラグラフ17.6参照)を除き、SDC 7が、極海域を航行する漁船及び貿易に従事しないプレジャーヨットに係るガイドラインの策定を完了したことに留意した。

300 GT以上500 GT未満の商業用ヨット及び貨物船に係るガイドライン

17.8 これに関連し、委員会は、300GT以上500GT未満のプレジャーヨットで貿易に従事するもの(即ち、商業用ヨット)及び300GT以上500GT未満の貨物船について、安全ガイドラインを策定すべきか検討し、当該船舶についてのガイドラインを策定すべきことに合意した。結果として、委員会は「Safety measures for non-SOLAS ships operating in polar waters (極海域を航行する非SOLAS船舶のための安全措置)」に関する既存アウトプットの下でこの作業を行うよう、SDC 小委員会に指示した。

第2世代非損傷時復原性基準の最終化

17.9 委員会は、第2世代非損傷時復原性基準に係る暫定ガイドラインに関するMSC.1/Circ.1627について、第1.3.6項及び2.6.3.4.5項の軽微な編集上の訂正に合意した上で、これを承認した。

洋上産業人員(IP)の輸送に関する安全基準

既存船舶への適用

17.10 委員会は、国際航海に従事する船舶による12名を超える洋上産業人員の安全な輸送に関する暫定勧告(決議 MSC.418(97))(暫定勧告)、及びその中に定められた「当該暫定勧告は強制規則が発効するまでの間、適用する」との条項に基づいて認証された既存船舶へのSOLAS第XV章(洋上産業人員を輸送する船舶のための安全措置)の草案の適用を検討した。

17.11 これに関連し、委員会は、文書 MSC 102/17/2 (バヌアツ及びIMCA)を検討した。同文書は、当該暫定勧告の下で、国際航海で洋上産業人員を輸送する船舶の一部は、新IPコードの要件を満たさないだろうと述べ、主管庁が許容できるレベルと同等の安全性を満たす条件で、既存船舶が当該暫定勧告及び他の基準に従い、継続して主管庁から洋上産業人員の輸送を許可されるようにするために、既得権条項、免責条項、及び同等条項の策定を提案したものである。

17.12 その後の討議において、以下の見解が示された。

- 1 既存船舶を適用除外とするアプローチをとると、新造船と既存船舶を同じ土俵で戦わせることになるので、既存船舶の既得権益の検討においては、「it seems quite unjustifiable that existing ships should be deliberately exempted from improvements of their standards (既存船舶を船舶基準の改善から意図的に除外することは、正当とは認められない)」と述べた MSC/Circ.765 (既得権条項の系統的適用に関する暫定ガイドライン)の前文のパラグラフ2を十分に考慮すべきである。

- .2 既得権条項は、暫定勧告(決議 MSC.418(97))の下で現在認証されている船舶のみに適用すべきであり、IPコードに当該船舶が満たすべき条項を規定し、船舶証明書には、当該船舶の検査が決議 MSC.418(97)に基づくものか、IPコードに基づくものかを明記すべきである。
- .3 IPコード案の規則 3.2(SDC 7/WP.3附属書 2)の現行の文言に沿った技術革新及び安全確保を考慮するために、強制規則の適用の前に既存船舶の検討を行う必要がある。
- .4 現行のSOLAS 第XV章の草案及びIPコード案は既に既得権益を扱っているので、さらにそれを拡大する必要はない。
- .5 当該暫定勧告及び2008年SPSコードに適合する既存船舶には、適切な時間枠を適用し、容認可能な適用除外事項(例えば、構造要件)を設けることにより、新IPコードに基づく認証を与えるべきである。
- .6 新IPコードの発効により、当該暫定勧告に基づく認証は終了するが、当該暫定勧告の下での認証済みの既存船舶については、新IPコードの航行及び設備に関する要件への適合を求められるが、航行の継続を許されるべきである。

17.13 上述の見解を考慮し、委員会は、新IPコードの発効後も、当該暫定勧告(決議 MSC.418(97))の下で認証された既存船舶は、新IPコード(移行期間を含む可能性がある)の航行及び設備に関する要件の一部を満たす限りは、航行を許されるべきであることに合意した。結果として、委員会は、当該暫定勧告の下で認証された既存船舶のための既得権条項を策定するよう、SDC 8に指示した。

17.14 また委員会は、新造船及び既存船舶(即ち、当該暫定勧告の下で認証されていない船舶)が、新SOLAS 第XV章の発効日以降、洋上産業人員を輸送する予定であれば、それらの船舶は、新SOLAS 第XV章の適用対象とすべきであることに合意した。

新SOLAS 第XV章及びIPコードの発効

17.15 コロナ禍によるSDC 8 の2022年初頭への延期、及びそれによるSOLAS 第XV章の新草案及び新IPコード案採択の遅れを鑑み、委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)の第4節(例外的事情)に基づき、これらの規則類を4年毎の改正サイクルの適用から除外することに合意した。

17.16 SOLAS第XV章の草案及び新IPコード案が適時に策定されるよう、委員会は、理事会の承諾を条件に、当該草案およびコード案の最終化を目指して、2021年3月にIP作業部会のバーチャル会期間会議を開催することを承認した。

17.17 その後、委員会は、国際航海に従事する船舶による12名を超える洋上産業人員の輸送に関する会期間作業部会を設置し、文書SDC 5/INF.2、SDC 7/WP.3、IP作業部会の報告書のパート2、SDC7に設置された会期間IPコレスポンスグループの報告、及びMSC102の議決事項を考慮して、

- .1 最終化を目指して、IPコード案をさらに策定し、
- .2 MSC102の議決に基づき、既得権に関するSOLAS改正案を作成し、
- .3 文書 SDC 7/WP.3の附属書 1に基づき、高速船に関する事柄について新SOLAS第XV章の草案をさらに検討し、
- .4 IPコード案パートV (SOLAS第X章に従って認証された船舶に係る追加規則) をさらに検討し、
- .5 SDC 8に報告書を提出するよう、指示した。

17.18 これに関連し、委員会は SDC 7が設置した会期間IPレスポンスグループに、報告書を上述の会期間IP作業部会に直接提出するよう指示し、SDC 7で設置されたIP作業部会の報告書のパートIIを、将来的にIMODOCS で閲覧可能とすべきことに合意した。

IPコード策定における2段階アプローチ

17.19 IPを輸送する高速船に係る条項の策定に関して、委員会は、2段階アプローチ、即ち、個々の条項の最終化が2024年1月1日の発効に間に合わなかった場合、SOLAS 第I章の下で認証済みの船舶に関する新SOLAS第XVの草案及びIPコード案をSDC8で完成させ、第2段階で、SOLAS第X章の下で認証済みの船舶に関する条項の策定を行うことを承諾した。

HTW及びCCC小委員会からの参考情報

17.20 委員会は、洋上産業人員の訓練に関する事柄の審議結果について、HTW 7が留意することが提唱され、IPコード案の危険物の運送に関する条項については、CCC7が留意し、ESPH 26が見直しを行い、適宜SDC8に通知することが提唱されていたことに留意した。これに関連し、委員会は、ESPH 26が危険な液体薬品、液化ガス及び油 のばら積み運送の要件を定めたIPコード案第8.4節を検討し、「dangerous chemicals (危険薬品)」への言及を削除し、「noxious liquid substances (有害液体物質)」に差し替えて、IBCコードに規定されたより多くの製品が、IPコードにおける「low-flashpoint products (低引火点製品)」と見なされるようにすることを提案したことに留意した。またESPH 26は、草案の文言について、いくつかの編集上の変更及び明確化を提案し、ESPH 26の報告書はPPR 8で検討され、審議結果はSDC8に報告されることを通知した。

複数の船倉を持つ非ばら積み貨物船の水位検知器

17.21 委員会は、ばら積み貨物船を除くマルチホールド貨物船(複数の船倉を持つ貨物船)及びタンカーに水位検知器を搭載することを求めるSOLAS規則 II-1/25-1の新草案(文書 SDC 7/16附属書 6に記載)を、水位検知器の代替として、ビルジ警報装置の使用を同等設備として認める新たな条項の追加を提案する文書MSC 102/17/1 (ベルギー及び米国)と併せて検討した。

17.22 これに関連し、委員会は、水位検知器と船倉のビルジウェルに位置するビルジ警報装置は異なるものであるという理由で、上述の提案への懸念を表したIACSのオブザーバーの声明に留意した。同声明は、現行ではマルチホールド貨物船用の検知器が含まれていない決議 MSC.188 (79)の性能基準の派生的改正の必要性も示唆した。声明の全文は附属書30に記載されている。

17.23 その後、委員会は、SOLAS規則 II-1/25-1.2.1の草案について、IACSが提案した軽微な修正に留意し、文書 MSC 102/17/1の提案を組み込んだ上で、新SOLAS規則 II-1/25-1案(附属書14に記載)を承認し、MSC103での採択を目指して、SOLAS第VIII条に従い、事務局長にこれを回覧するよう要請した。

2011年 ESPコードの改正

17.24 MSC 92で合意されたコードの定期更新を行うための手順(MSC 92/26パラグラフ13.31)に従いSDC7が作成した2011年 ESP コードの改正案を検討した上で、委員会は、2011年ESPコードの改正案(附属書15に記載)を承認し、MSC103での採択を目指して、SOLAS第VIII条に従い、事務局長にこれを回覧するよう要請した。

供給タンク設備に関する統一解釈

17.25 委員会は、IACSがさらなる検討を行うために、供給タンク設備に関する自らの統一解釈 SC123の改訂4を撤回し、関心のある加盟国及び国際機関に対して、これに関するIACSの作業に参加するよう提唱したことに留意した。

貨物船の水密扉に関する強制要件

17.26 委員会は、貨物船の水密扉に関して小委員会が策定した1988年LL議定書、IBC及びIGCコード、並びにMARPOL附属書 I の改正案を検討した。

17.27 これに関連し、IACSのオブザーバーの支持を受けたオーストラリア代表団が、ヒンジ付き水密点検扉に関する改正案に関して、SDC7で表明した懸念を再度表明し、ヒンジ式水密扉は海上では常時閉状態であるが、人的過失により、航海開始前に適切に閉じられていない可能性があるため、速動または単動式の要件に当該扉も含めるよう要請し、MSC103に関連コメントを提出する意向であることを委員会に通知した。

17.28 その後、軽微な編集上の訂正に合意した上で、委員会は、以下の規則類の貨物船の水密扉に関する改正案を承認し、

- .1 1988年 LL 議定書(改正案は附属書 16に記載)
- .2 MEPC76の並行承認承認を条件とし、IBCコード(改正案は附属書 17に記載)
- .3 IGCコード(改正案は附属書18に記載)

MEPC76の並行承認の対象となるIBCコードの改正以外について、2024年1月1日以前の発効を目的に、MSC103での採択を目指し、適宜1988年 LL議定書第VI条及びSOLAS 第VIII条に従って、これを回覧するよう事務局長に要請した。

17.29 これに関連し、委員会は、その後の採択を目指して、MEPC 76にMARPOL 附属書 I の対応する改正案(SDC 7/16, 附属書 8) (パラグラフ17.26参照)を承認し、IBCコードの改正点(パラグラフ17.28.2参照)の承認に同意するよう提唱した。

17.30 委員会は、上述の改正案が既存船舶に影響しないことに留意した上で、全船舶への適用に合意し、MARPOL 附属書 I の改正案を検討する際にこの決定に同意するよう、MEPC76に提唱した。

タンカー船首部への安全な接近に係るガイドラインの改正

17.31 委員会は、関連の理事会方針(C/ES.27/Dパラグラフ 3.2(vi))を考慮し、タンカー船首部への安全な接近に係るガイドライン(決議 MSC.62(67))の「foot-steps(踏み段)」の軽微な訂正に関する改正案を検討して、決議 MSC.62(67)/Rev.1により、同ガイドラインの改正版(附属書19に記載)を採択した。

1988年 LL 議定書の軽微な訂正

17.32 委員会は、関連の理事会方針(C/ES.27/Dパラグラフ 3.2(vi))を考慮し、1988年LL 議定書の改正案(附属書16に記載)を軽微な訂正として承認し、MSC103での採択を目指し、1988年LL議定書第VI条に従って、事務局長にこれを回覧するよう要請した。

表面効果翼船に係るガイドライン

17.33 委員会は、MSC 101が表面効果翼船に係るガイドライン (MSC.1/Circ.1592)の一部は、従来のSOLAS船舶にもはや適用されていないSOLAS規則に基づいて草案作成されているので、同ガイドラインに記載された陳腐化した引用を更新すべきとするSDC6の提案を検討し、改訂後の同ガイドラインをSDC7に付託し直したことを想起した。

17.34 これに関連し、委員会は、SDC 7が上述の陳腐化した引用を検討し、関心のある加盟国及び国際機関に対して、同ガイドラインの包括的分析に関する新たな参考情報提案の提出を支持するロシア連邦と連携するよう提唱したことに留意した。

謝意の表明

17.35 委員会は、SDC小委員会の議長の任を終えた英国のKevin Hunter(ケビン・ハンター)氏に、過去5年間小委員会を無事導いてくれたことに心からの謝意を表し、引退後の健勝を祈願した。

18 汚染の防止と対応

PPR 7の報告

18.1 委員会は、汚染防止・対応(PPR)小委員会が2020年2月17日から21日まで第7回会議を開催し、文書PPR7/22及びPPR7/22/Add.1として同会議の報告を回覧したことを想起した上で、以下の議決を行った。

既存IBCコード証書の切り替えタイミング

18.2 委員会は、MEPC 75による並行決議を条件として、既存証書をIBCコード第17章及び18章の改正発効の結果改訂される証書に切り替えるタイミングに係るガイダンス(MEPC 75後に発行予定)に関する改訂MSC-MEPC.5/Circ.7を承認した。

アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの改訂運送要件

18.3 MEPC 75 及びMSC 102の開催に先立って、PPR 7がアクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの改訂運送要件に関するPPR.1/Circ.9を承認し発行したことに留意した上で、アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルに適用されるIBCコードの航行上の要件16.6.1及び16.6.2を関連利害関係者に適時に通知するために、委員会は、当該PPRサーキュラーを承諾した。

IBCコード第17章の改正

18.4 委員会は、IBCコード第17章を改正して、アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルに関する更新運送要件を含めるべきとする小委員会の勧告に同意した(パラグラフ18.3参照)。

19 船舶設備

SSE 7の報告

19.1 委員会は、船舶設備(SSE)小委員会の第7回会議報告書(SSE 7/21及びMSC 102/19)を概ね承認し、以下の議決を行った。

救命艇の換気に係る新規要件

19.2 委員会は、救命設備の試験に関する改訂勧告(決議 MSC.81(70))の関連改正案が最終化された際に委員会が一括して検討できるように、小委員会が、救命艇の換気に係る新規要件に関するLSAコードの改正案を最終化したことに留意した。

極海コード関連の派生的作業

19.3 委員会は、極海を航行する船舶のための国際コード(極海コード)関連の派生的作業に関する小委員会の進捗、特に小委員会が、極海域で使用される救命設備に関する事柄(曝露時間及び救助までの想定時間の計算、並びにエネルギー補給及び水分・栄養補給の必要量の想定を含む)を検討したこと、及び救助までの最大想定時間の算定については、SSE8でさらに検討されることに留意した。

SOLAS 第III章及びLSA コードの改訂

19.4 委員会は、小委員会が合意したSOLAS 第 III章及びLSAコードの改訂のための行動計画(SSE 7/21, 附属書1)を承諾した。

FIRESAFE I及びIIの調査結果の見直し

19.5 委員会は以下に留意した。

- .1 FIRESAFE I 及びII の調査結果の見直しに関するFSA専門家部会の報告書の小委員会による検討結果、及び新規及び既存Ro-Ro旅客船のRo-Ro区域及び特殊分類区域における火災の発生及び影響を最小化するためのSOLAS第II-2章及び関連コードの見直しの進捗

- .2 小委員会が検討中の問題のうちに、いくつか総合安全評価の方法による費用対効果分析によって正当化できないものがあることに留意した日本代表団の声明（全文は附属書30に記載）

MSC.1/Circ.1430/Rev.1の改正案

19.6 委員会は、*Ro-Ro*区域及び特殊分類区域のための固定水系消火装置の設計及び承認に係るガイドライン改訂版に関するMSC.1/Circ.1430/Rev.2を承認した。

FSS コードの改正案

19.7 委員会は、貨物船及び旅客船の船室バルコニーに設置される個別に識別可能な火災検知装置について、より単純、低コストで、故障個所の識別が可能な故障切り分けの容認度を明確化する狙いで、小委員会が作成したFSSコード第9章の改正案を検討した。

19.8 その後委員会は、FSSコード第9章の改正案（附属書20に記載）を承認し、MSC103での採択を目指し、SOLAS第VIII条に従ってこれを回覧するよう、事務局長に要請した。

船上揚貨装置及びアンカーハンドリングウィンチ

SOLAS第II-I章の改正案

19.9 委員会は、船上揚貨装置及びアンカーハンドリングウィンチ(OLAW)の操作に関連した重大事故を防ぐための統一基準の策定を目指して、小委員会が最終化したOLAW関連のSOLAS第II-1章改正案を検討し、以下の見解に留意した。

- .1 2019年検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドライン(決議A.1140(31))は、新規の検査要件を反映させるために将来的に改正が必要であり、HSSCの改正点は、SOLAS規則II-1/3-9(乗船及び下船の手段)の改正点に類似したものとなるだろう。
- .2 2021年に小委員会の会議が予定されていないこと、及び本議題項目がまだ最終化されていないことを考えると、改正の採択は、2024年1月1日発効を前提とした現行の4年毎の改正サイクルの期限に合わないと思われる。従って、
 - .1 これは、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイドダンス(MSC.1/Circ.1481)に基づく例外的事情と考えるべきであり、
 - .2 改正案は最も早い機会に採択すべきである。

19.10 その後委員会は、例外的事情により、4年毎の改正サイクルを外れても、改正をできるだけ早く採択すべきことに合意した上で、関連の船上揚貨装置及びアンカーハンドリングウィンチに係るガイドライン案が最終化された後の承認に合わせ、将来の委員会会議において採択することを目指して、SOLAS第II-1章の改正案(附属書14に記載)を大筋で承認した。

揚貨装置に係るガイドライン案

19.11 揚貨装置に係るガイドライン案に関連し、委員会はIACSのオブザーバーの声明に留意した。同声明は、例えば、「competent person（有資格者）」、「responsible person（責任者）」、及び「acceptable to the Administration（主管庁が許容可能な）」、荷重試験及び詳細検査に関しては、主管庁により許容可能な基準と船級協会の基準の同等性を規定すべき、検査の延期は5年次再点検にも適用されるかどうかの明確化が必要、ルースギアの保証荷重に関する何らかの詳細な要件を含めるべきなど、ガイドライン案に記載された定義や表現の一部に差別化や明確化が必要であるという見解を示したものである。これに関連して委員会は、IACSが、上述の懸念の解消策、並びにガイドライン案に含めるべき「register of ship's lifting appliances and cargo handling gear（船舶の揚貨装置及び荷役装置の登録簿）」及び「certificate of test and thorough examination（点検・詳細検査証書）」の書式例を提案する意向であることを留意し、IACSに対して、SSE小委員会に提案を提出するよう助言した。

19.12 その後委員会は、関連のSOLAS第II-1章改正案の採択に合わせた最終承認を目指し、揚貨装置に係るガイドラインに関するMSCサーキュラー案を大筋で承認した（パラグラフ 19.10参照）。

19.13 これに関連し、小委員会の要請により、委員会は、船上揚貨装置及びルースギアを操作する陸上要員の訓練、習熟及び資格認定に関する事項を、FAL委員会が適宜検討及び議決するよう付託した。

SDC小委員会へのアウトプットの移行

19.14 2つの小委員会の作業負荷を均衡させるために、委員会は、アウトプット「Safety objectives and functional requirements of the Guidelines on alternative design and arrangements for SOLAS chapters II-1 and III（SOLAS第II-1章及びIII章の代替設計及び代替設備に係るガイドラインの安全目的及び機能要件）」をSDC8に移行する提案を検討した。

19.15 その後の討議において、委員会は以下の見解に留意した。

- .1 SDC小委員会の議題には余裕があるので、当該移行は可能だろう。しかしながら、1会議中の作業部会及び草案作成部会の最大許容数を守るため、委員会は、本件に対応する専門家部会を割り当てるべきである。
- .2 本件には、SDC小委員会が通常保持していない専門知識が求められる。従って、SDC小委員会の会議には、そのような知識を持つ専門家の出席が必要となるだろう。
- .3 委員会は、以下の事柄を考慮し、期待されるアウトプットに関する明確な指示を与えるべきである。
 - .1 SSE小委員会が、SOLAS第III章の機能要件策定の際のアウトプットの範囲、即ち、SOLAS要件を改善すべきか、既存条項の機能要件を策定するだけでよいのか、に関する議論にかなりの時間を割いてきたこと。
 - .2 アウトプットの目的が、既存SOLAS要件に基づいて同等性及び代替設計をどう考えるかのガイダンスを主管庁に提供するために機能上の要件を策定することであり、新規規則の策定や既存規則の改正ではないことを考えると、危険性同定（HAZID）アプローチは不適切であろう。

19.16 討議の後、委員会は

- .1 本アウトプットをSDC8の暫定議題に移行することに合意し、
- .2 SSE7に設置されたSOLAS第II-1章の安全目的及び機能要件に関するレスポンスグループに、SDC8に報告するよう要請し、
- .3 関連提出文書はSDC8 (SSE8ではなく)に提出するよう提唱し、
- .4 SDC小委員会に、割り当てられた設置部会数に加え、次の会議で本件に対応する専門家部会を設置する権限を認め、本件に関する専門家をSDC8に出席させるよう、代表団を奨励した。

19.17 さらに委員会は、アウトプットの範囲に関する議論、特にSSE6が、SOLAS第III章に関する機能要件及び期待される性能基準の策定の際に、既存IMO規則に関する機能要件の策定が作業範囲であるので、HAZIDは不要であると合意したこと(SSE 6/18パラグラフ 3.8)についての事務局からの情報に留意した。これに関連し、委員会は、MSC 101が、SOLAS第II-1章及びIII章の代替設計及び代替設備に係るガイドライン改訂版(MSC.1/Circ.1212/Rev.1)の承認の際に、上述の見解を考慮したことも想起し、従ってSOLAS第II-1章について、SOLAS要件の改善を目指すのではなく、同じアプローチをとることに合意した。

シングルフォール・アンド・フック装置に関するLSAコードの改正案

19.18 委員会は、小委員会が、オンロード離脱が可能なシングルフォール・アンド・フック装置に関するLSAコード第4.4.7.6.17項の改正案を、委員会の将来の会議に、救命艇の換気に関するLSAコードの改正案と合わせて一括で提出するために、最終化したことに留意した(前述パラグラフ19.2 参照)。

LSA評価・点検報告書標準書式の改訂版

19.19 委員会は、以下を承認した。

- .1 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(人命救助設備)に関するMSC.1/Circ.1628
- .2 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(視覚標識)に関するMSC.1/Circ.1629
- .3 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(救命艇)に関するMSC.1/Circ.1630
- .4 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(救助艇)に関するMSC.1/Circ.1631
- .5 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(進水及び乗艇装置)に関するMSC.1/Circ.1632
- .6 救命設備評価・点検報告書標準書式改訂版(その他の救命設備)に関するMSC.1/Circ.1633

船舶を最高速度5ノットで前進させて行う自由降下式救命艇の強度試験

SOLAS規則III/33及びLSAコードの改正案

19.20 委員会は、以下を承認し、

- .1 自由降下救命艇の強度試験に、20,000GT以上の貨物船に搭載し、船舶を静水中最高速度5ノットで前進させ、救命艇を進水させて行うという要件を適用しないことを目指したSOLAS規則III/33の改正案(附属書14に記載)
- .2 船舶を最高速度5ノットで前進させて行う自由降下式救命艇の強度試験に関するLSAコード第4.4.1.3項の改正案(附属書21に記載)

MSC103での採択を目指して、SOLAS第VIII条に従い、これを回覧するよう、事務局長に要請した。

決議MSC.81(70)の改正案

19.21 委員会は、SOLAS第III章及びLSAコードの関連改正案と合わせて、MSC103での採択を目指し、救命設備の試験に関する勧告改訂版(決議MSC.81(70))及び関連MSC決議案の改正案(附属書22に記載)を大筋で承認した(上述パラグラフ19.20も参照)。

SOLAS第II-2章の統一解釈

19.22 委員会は、規則II-2/9(火災の封じ込め、熱及び構造境界部)の解釈に関するSOLAS第II-2章の統一解釈に係るMSC.1/Circ.1634を承認した。

MSC.1/Circ.1318の改正案

19.23 委員会は、SSE委員会の報告書(MSC 102/19)にコメントするための時間が不十分であることへの懸念、及び固定式二酸化炭素消火システムの保守及び検査に係るガイドライン(MSC.1/Circ.1318)の改正案にはさらなる検討が求められることに留意した上で、当該改正案の承認をMSC 103に持ち越した。

SSE 8における専門家部会の設置

19.24 委員会は、SOLAS第II-1章に関する安全目的及び機能要件に関連した問題に対応するための専門家部会のSDC 8での設置にも合意したこと(パラグラフ19.16.4参照)を想起し、1995年潜水装置安全規則の改訂作業のみを進捗させるために、SSE 8において、予定の作業部会及び草案作成部会に加え、専門家部会を設置することを承認した。

III小委員会により検討のために付託された安全上の問題

19.25 委員会は、III小委員会による海上安全調査報告書の分析から得られた教訓及び特定された安全上の問題(同小委員会からの勧告も含む)に、委員会の下部機関がどう対応すべきかに関する検討を求める同小委員会の要請について討議した。

19.26 これに関連し委員会は、MSC92の以下の決定を想起した上で、

- .1 III小委員会が、事故報告書を他の小委員会に直接付託するのは、その件に関する識別可能な現行アウトプットが、付託された小委員会の議題となっている場合に限る。
- .2 小委員会の議題に関連アウトプットがない場合は、事故報告書は、委員会による検討が行われ、その件に特化した関連アウトプットが設定された後に初めて、小委員会に付託される(MSC 92/26パラグラフ 22.29)。

III小委員会による海上安全調査報告書の分析から特定された安全上の問題に、委員会の下部機関がどう対応すべきかに関するMSC92の過去の決定を再確認した。

船上昇降装置関連の事故

19.27 委員会は、船上昇降装置関連の事故に関する小委員会での討議結果、特に、新規アウトプットとして関連の安全基準を策定する必要性に、III小委員会が合意したことに留意した。

無害閉鎖空間における貨物の蒸気ガスの存在に関連した事故

19.28 委員会は、無害閉鎖空間における貨物の蒸気ガスの存在に関連した事故に関するIII小委員会での討議結果、特に、本件は統一解釈による対応が可能であることに、同小委員会が合意したことに留意した。

「test for porosity (気孔率試験)」及び「oil resistance (耐油性)」に関するISO/TR 6065:1991 の差し替え

19.29 委員会は、ISO/TR 6065:1991のISO 15372:2000への差し替えに関するIII小委員会の討議結果、特に、油曝露試験の温度に関するISO/TR 6065とISO 15372:2000 との齟齬について、ISO/TC 8による訂正が進んでいることを考慮し、現時点では議決しないとした同小委員会の決定に留意した。

船上消火活動に係るPFOSに関するアウトプットの範囲拡大

19.30 委員会は、「Development of provisions to prohibit the use of fire-fighting foams containing perfluorooctane sulfonic acid (PFOS) for fire fighting on board ships (ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含む消火泡の船上消火活動への使用を禁止する条項の策定)」に関するアウトプットの範囲を拡大し、SOLAS規則II-2/10.4.1.3に加えて、SOLAS第II-2章の他の規則及びその他の規則類を含める提案を検討した。

19.31 これに関連し、委員会は以下に留意した上で、

- .1 当該禁止は、固定装置と可搬装置の両方に適用されるだろうが、SOLAS規則II-2/10.4.1.3 は固定装置のみに適用される。従って、他の規則の改正が必要となり、そうでなければ新たな規則が必要となる可能性があること
- .2 HSC コードなどの他の規則類の派生的改正が必要になる可能性があること

アウトプットの範囲を拡大すべきことに合意した。

MSC.1/Circ.1430/Rev.1の訂正

19.32 委員会は、*Ro-Ro*区域及び特殊分類区域のための固定水系消火装置の設計及び承認に係るガイドライン改訂版(MSC.1/Circ.1430/Rev.1)の訂正の発行についてのIII小委員会の勧告を承諾した。同勧告は、サーキュラー改訂版(MSC.1/Circ.1430/Rev.1)に従い、過去に行われた燃焼及び機器試験が、装置の承認に関して引き続き有効であると認め、承認・設置済みの既存の固定消火装置については、使用が可能な限り、使用を継続することを許可するために行われた。これに関連し、委員会は事務局に当該訂正の発行を要請した。

避難経路標識及び設備位置表示に関するSOLAS及びLSAコードの脚注の改正

19.33 委員会は、避難経路標識及び設備位置表示に関する総会決議A.1116(30)の採択の結果としてIII小委員会が行ったSOLAS及びLSAコードの関連脚注の改正についての勧告を承諾し、1974年SOLAS条約及びLSAコードの次の発行準備の際に適切な対応を行うよう、事務局に要請した。

その他の事柄

LSAにおける再帰性反射材の使用と取付

19.34 委員会は、MSC 101が救命設備における再帰性反射材の使用と取付に関する総会決議A.658(16)の改正案を検討したことを想起した。この改正案は、再帰性反射材の加速風化試験において、太陽光曝露を加速する方法はめったに用いられず、カーボンアークの代わりに別な光源が用いられることから、パラグラフ4.10から「carbon arc(カーボンアーク)」という用語を削除することにより、当該試験における新興技術の利用を可能とするためのものである。

19.35 また委員会は、決議A.658(16)の改正の採択のための総会決議案を含む文書MSC 101/14/2(事務局)の検討において、MSC 101が、当該改正提案は一貫性の欠如につながり、試験方法を曖昧にする可能性があることに留意したことも想起した。上述の懸念にも拘わらず、MSC 101は、この懸念に対処するための関連提案がA31に提出される可能性に留意しつつ、A31での採択を目指して提出される総会決議案を承認していた(MSC 101/24パラグラフ 14.41)。

19.36 これに関連し委員会は、A 31が、試験方法をさらに明確にすべきとの提案を含む文書A 31/10/4(米国及びIACS)を関連の業界標準を考慮して検討したが、再帰性反射材の試験にカーボンアーク以外の種類のランプを用いた場合の曝露時間の適切な設定方法について合意に至ることができなかったことに留意した。またA 31は、現行の決議A.658(16)の破棄のためには、総会による派生的議決が必要となることを考慮し、本件の専門性を考えると、本件の決議及び将来のいかなる改正も、MSC決議により採択されるべきであるとの見解に留意した(A 31/6(b)/1パラグラフ 8.2)。

19.37 これに関連し、委員会は、A31の審議結果を考慮し、加速風化試験に関わる試験所の現在の慣行をよりよく反映することを目標として、決議A.658(16)の改正を提案した文書MSC 102/19/1(英国他)を検討した。

19.38 その後の討議において、委員会は以下に留意した。

- .1 当該決議の附属書パラグラフ4.10の改正提案は、「a test methodology based on a standard recognized by the Organization (IMOが認定した標準に基づく試験方法)」に言及しているが、そのような標準のリストを示していないので、当該文言は、「in accordance with an international standard acceptable to the Organization (IMOが容認可能な国際標準に従い)」に差し替えることができること
- .2 当該改正は、決議A.658(16)に優先する新たなMSC決議案に含めることができること

19.39 討議の後、委員会は文書 MSC 101/14/2が提案した改正を修正した上、これに合意し、

- .1 救命設備における再帰性反射材の利用と取付改訂版に関する決議 MSC.481 (102) (附属書23に記載)を採択し、
- .2 同決議の採択に留意し、既存の決議A.658(16)を破棄するよう、A 32に提唱した。

20 委員会の作業方法の適用

20.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 103に持ち越した(パラグラフ 1.13参照)。

21 作業プログラム

新規アウトプットの提案

21.1 委員会は、新規アウトプットの提案については全て、検討をMSC 103に持ち越すと先の決定を想起した(パラグラフ 1.13参照)。

既存アウトプットのその他の業務から戦略方針への移行

21.2 委員会は、MSC 101が、「Other work (その他の業務)」へのアウトプットの割り当てに関する問題が、様々な組織において数回提起されていることに留意し、事務局に、現在その他の業務(OW)にあるアウトプットを適切な戦略方針(SD)に割り当てたアウトプットリスト改訂版を、MSC102が検討し、最終的に理事会に提出し承諾を得るために、MSC102に提出するよう要請したことを想起した。

21.3 文書MSC 102/21 (事務局)の検討において、委員会は、附属書24に記載された31のアウトプットの移行に合意し、この決定を承諾するよう理事会に提唱した。

小委員会の2カ年議題及びその次の会期の暫定議題

CCC小委員会の2カ年議題及びCCC 7の暫定議題

21.4 委員会は、IGF コード策定の次の段階の作業計画(CCC 6/14パラグラフ3.36及び11.3、並びに附属書2及び12)を考慮し、「Amendments to the IGF Code and development of guidelines for low-flashpoint fuels (IGFコードの改正及び低引火点燃料に係るガイドラインの策定)」の既存アウトプットの目標完了年を「continuous (継続的)」に変更することを承認した。

21.5 これに関連し、委員会は、IGFコードによる既存の規制の枠組み、及び船舶輸送のさらなる脱炭素化のために代替燃料の安全条項の迅速な策定が緊急に求められていることを考慮し、低引火点燃料に関する作業には、優先的に追加のリソースを提供して加速すべきであるとの見解に留意した。

21.6 委員会は、CCC小委員会の2カ年議題及びCCC7の暫定議題(附属書25及び26に記載)を承認した。

HTW小委員会の2カ年議題及びHTW7の暫定議題

21.7 A 31において「Development of training provisions for seafarers related to the BWM Convention (BWM 条約に関連する船員の訓練条項の策定)」に関するアウトプット1.33が含められたことに留意し、委員会は、HTW小委員会の2カ年議題及びHTW7の暫定議題(附属書25及び26に記載)を確認した。

III小委員会の2カ年議題及びIII7の暫定議題

21.8 III 6による新規アウトプットに関する2つの提案の検討がMSC103に持ち越されたことに留意した上で、議題項目 14において、主管庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書案について、III小委員会にさらに見直しを行わせることを決定したことを想起し、委員会は、同小委員会の2カ年議題及びIII 7の暫定議題(附属書25及び26に記載)を承認した。

NCSR小委員会の2カ年議題及びNCSR8の暫定議題

NCSR 8の準備

21.9 委員会は、コロナ禍により、NCSR 8が2021年4月にバーチャル会議として開催される予定であることに留意した。

21.10 NCSR小委員会の2カ年議題のうち、最も急を要するアウトプットの1つが、GMDSSの近代化に向けたSOLAS第III章およびIV章の改訂(他の既存規則類の関連の派生的改正を含む)であることを想起した上で、委員会は、これらの改正が計画どおり2024年に発効するには、2021年のNCSR 8による承認が必要であることに留意した。

21.11 以上を考慮し、委員会は、NCSR 8の前に通信作業部会の会期間会議を開催することを承認し、議題項目として、NCSR 8に提出する全ての文書(IMO/ITU 専門家部会の第16回会議の報告書の関連部分を含む)を検討し、適宜NCSR小委員会に通知するよう、同作業部会に指示した。

NCSR小委員会の作業負荷

21.12 委員会は、MSC 101が、NCSR小委員会の作業負荷に関するNCSR 6での議論及び決定(NCSR 6/23パラグラフ20.12~20.17)に留意した上で、MSC102において、同小委員会の作業負荷をさらに検討することに合意したことを想起した。

21.13 NCSR小委員会の作業負荷に関するNCSR 7での議論及び決定(NCSR 7/23パラグラフ20.1~20.5)に留意した上で、委員会は、NCSR 7の要請(MSC 102/16パラグラフ 3.1)に従い、NCSR 8のバーチャル会議の後、同小委員会の8日間の会議(火曜日に開始、翌週の木曜日に終了、別段の決定がなければ、4日間は完全に通訳付き)を開催する準備を継続することに合意し、本決定を承諾するよう理事会に提唱した。

NCSR小委員会の2カ年状況報告及び2カ年議題

21.14 委員会は、NCSR小委員会の2カ年状況報告に関する文書MSC 102/16の paragraph 3.4.1 及び 3.4.3 を考慮し、アウトプットNo.164（優れた実践に係るECDISガイダンス (MSC.1/Circ.1503/Rev.1)の改訂)の拡大に関する情報を提供した文書MSC 102/21/15 (IHO)にコメントし、アウトプットの統合及び名称変更に関する同小委員会の勧告、並びにアウトプットNo.164の拡大及び名称変更に合意した。

21.15 文書MSC 102/16の paragraph 3.4.2に記載された、委員会の2カ年後議題からのアウトプットを同小委員会の2020-2021年2カ年議題に含める提案に関し、委員会は、コロナ禍を考慮したNCSR 8の開催予定変更により、この2年の間に当該アウトプットに適切に対応する時間が十分取れないとして、当該アウトプットを含めることを認めなかった。

NCSR 8の暫定議題

21.16 委員会は、2021年会議プログラムの変更に従い、会議の時間の制約を考慮し、NCSR小委員会議長が事務局と協力して作成したNCSR 8の暫定議題の改訂版に留意した。

21.17 討議の後、委員会は、同小委員会の2カ年議題及びNCSR 8の暫定議題(附属書25及び26に記載)を承認した。

SDC小委員会の2カ年議題及びSDC8の暫定議題

21.18 委員会は、議題項目19の下で「Safety objectives and functional requirements of the Guidelines on alternative design and arrangements for SOLAS chapters II-1 and III (SOLAS第II-1章及びIII章の代替設計及び代替設備に係るガイドラインの安全目的及び機能要件)」のアウトプットをSSE 8の暫定議題からSDC 8の暫定議題に移行する決定を行ったことを想起した上で、SDC小委員会の2カ年議題及びSDC8の暫定議題(附属書25及び26に記載)を承認した。

SSE小委員会の2カ年議題及びSSE8の暫定議題

21.19 委員会は、「Safety objectives and functional requirements of the Guidelines on alternative design and arrangements for SOLAS chapters II-1 and III (SOLAS第II-1章及びIII章の代替設計及び代替設備に係るガイドラインの安全目的及び機能要件)」のアウトプットをSDC小委員会に移行し、「Development of provisions to prohibit the use of fire-fighting foams containing perfluorooctane sulfonic acid (PFOS) for fire fighting on board ships (ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含む消火泡の船上消火活動への使用を禁止する条項の策定)」に関するアウトプットの範囲を拡大し、SOLAS規則II-2/10.4.1.3に加えて、SOLAS第II-2章の他の規則及びその他の規則類を含むとの先の決定を考慮し、SSE小委員会の2カ年議題及びSSE8の暫定議題(附属書25及び26に記載)を承認した。

委員会の2カ年状況報告及び2カ年後議題

21.20 作業の不要な重複を避けるため、通常どおり、アウトプットの状況及び2カ年後議題の更新版が会議後、報告書の附属書に纏められることを想起した上で、委員会は、2020-2021年2カ年議題及び2カ年後議題についてのMSCのアウトプットの状況報告(附属書27及び28に記載)に留意するよう、理事会に提唱した。

会期間会議

21.21 委員会は、MSC101によって開催を承認され、C122によって承諾された以下の会期間会議が、2020年に開催済み、2021年に開催予定、もしくは延期中であることを想起した。

- .1 IMSBCコードに関するE&T部会第33回会議(2021年1月開催予定に変更)
- .2 IMO/ITU合同専門家部会第16回会議(2020年7月3日から9月18日までメール開催)
- .3 ICAO/IMO合同作業部会第27回会議(2020年10月12日から15日までバーチャル開催)
- .4 STCW-F条約の見直しに関する同作業部会の会期間会議(2020年2月10日から12日に開催)
- .5 漁船要員の健康診断に係るガイドライン策定のためのILO/IMO合同作業部会(次の2カ年に延期)

21.22 委員会は、理事会の承諾を条件に、本会期での決定に基づき、以下の会期間会議を2021年に開催することを承認した。

- .1 IMSBCコードに関するE&T部会第34回会議(2021年3月に予定されている国連オレンジブック改訂の最終化の進捗による)
- .2 IMSBCコード及びIMDGに関するE&T部会第35回会議(2021年9月のCCC7の直後に開催)
- .3 NCSR小委員会の通信作業部会の会議(2021年4月に開催)
- .4 SDC小委員会のIPコード作業部会の会議(2021年3月に開催)
- .5 IMO/ITU合同専門家部会の第17回会議(2021年7月に開催)
- .6 ICAO/IMO合同作業部会の第28回会議(2021年9月に開催)

21.23 上述のE&T 34及びE&T 35の開催を承認した上で、委員会は、

- .1 E&T 33及びE&T 34に、CCC7に報告する目的で、IMDGコードとIMSBCコードに関連したCCC7の提出文書を検討する権限を認め、
- .2 CCC 6が設置した4つのコレスポンドンスグループが全て、CCC6が承認した付託事項に従い、作業を継続していることに留意し、
- .3 E&T部会のための準備、コレスポンドンスグループの継続、及びCCC 7の延期を考慮し、CCC 7に提出するコメント文書の期限を追加で設定する権限を認めた。

MSC 103及びMSC 104の委員会議題に含める重要項目、並びに当該2会議に関する準備提案

MSC 103 及びMSC 104の議題に含める重要項目

21.24 文書MSC 102/WP.6の提案を検討した上で、委員会は、第103回及び第104回会議の議題に含める重要項目(附属書29に記載)について、今後の経過、特にコロナ禍に関する状況によっては改訂が必要となる可能性に留意しつつも、大筋で合意した。

21.25 議題項目16におけるMSI及びSAR関連情報の周知に係る費用負担に関する議論(パラグラフ16.8~16.13参照)を想起し、MSC 103への文書提出期限の後、NCSR 8がバーチャル開催される予定であることを考慮して、委員会は、この件に関するNCSR 8の審議結果に関する情報をMSC103に提出する権限を事務局に認めた。

MSC 103における作業部会及び草案作成部会の設置

21.26 委員会は、MSC103開催時に可能な会議の形式によっては、さらに様々な議題項目に関する本会議の決定、及びMSC103の各検討項目について受領される提出文書に基づき、同会議開催前のかなり早い時期に、どのような作業部会及び草案作成部会を設置するかについて、議長が適宜通知を行うであろうことに留意した。

次の2会議の開催日

21.27 委員会は、MSC 103の開催予定が2021年5月5日から14日、MSC 104が2021年10月4日から8日であることに留意した。

22 その他の業務

22.1 委員会は、本議題項目においては、コロナ禍の安全関連の事柄への影響に関する文書のみを検討し、残りの文書の検討は全てMSC 103に延期するという先の決定(パラグラフ1.13参照)を想起した。

22.2 委員会は、船舶に対する不当なポートステートコントロールと思われる行為があったことに関するマーシャル諸島代表団の声明(バハマ、リベリア及びパナマの代表団、並びにICSのオブザーバーが支持)に留意した。マーシャル諸島およびパナマの声明の全文は、附属書30に記載されている。

乗組員交代に関する事柄

22.3 委員会は、今年9月の第2回臨時会議において、コロナ禍における円滑な船舶乗組員交代、医療へのアクセス、及び船員の移動のための推奨行動に関する決議MSC.473(ES.2)の採択に従い、関心のある加盟国及び国際機関に対して、海運業界および船員がコロナ禍により直面している課題に対応するために考えられる行動に関する提案を、本会議に提出するよう提唱したことを想起した。

船舶乗組員交代の安全確保のための議定書の枠組み

22.4 委員会は、業界により策定された安全な船舶乗組員交代に関連した議定書の推奨枠組み(サーキュラーレター第4204号/Add.14/Rev.1)のMSCサーキュラーによる承認を提案した文書MSC 102/22/8(クック諸島他)を検討した。これに関連し、また委員会は、文書MSC102/INF.26(オーストリア他)で提供された船員の移動性及び乗組員の交代に関する安全な慣行についての情報に、感謝とともに留意した。

22.5 文書MSC 102/22/8の検討において、文書MSC 102/INF.26で提供された情報を考慮し、委員会は以下の見解に留意した。

- .1 効果的な乗組員交代は、船舶の安全航行、海上における人命の安全、並びに船員の精神衛生、採用及び離職防止のための重要な要素である。
- .2 加盟国は、乗組員の交代、本国送還及び医療へのアクセスの負担を分担し、乗組員交代への障害を取り除き、船員が加盟国の領土・領海を離れるまで、コロナウイルスに感染しないようにすべきである。
- .3 議定書の業界枠組みをMSCサーキュラーによって承認することで明確なガイダンスを公表することは、安全な乗組員交代及び船員の移動や本国送還に最優先し、決議MSC.473 (ES.2)の採択に従い、適切である。
- .4 当該議定書推奨枠組みの推奨としての性質を強調すべきである。
- .5 コロナ禍が海上貿易及び船員に提起した課題への対応に関する国連決議案と併せて、国連総会が採択に向けて検討中の国連機関による共同行動から、この人道的危機に対処するための前向きな結果が出てくるはずである。

22.6 これに関連し、委員会は、議定書の推奨枠組みの承認を支持するマレーシア及びナイジェリア代表団の声明(附属書30に記載)に留意した。

22.7 討議の後、委員会は、

- .1 コロナ禍における船舶乗組員の交代及び移動の安全確保に係る議定書の業界推奨枠組みに関するMSC.1/Circ.1636を承認し、
- .2 議長及び事務局に対して、議定書の作成者と協議の上、上述のサーキュラーに最新の情報が含まれるようにするため、その改訂として、関連の更新情報を配布する権限を認めた。

船員のための世界共通の文字無しロゴ

22.8 委員会は、コロナ禍による船員の危機を解消するための実践的行動の必要性に留意し、IMOがILO及びICAOと連携し、船上、停泊中、及び船舶への移動中の船員が、専用リソース及びプロセスを識別し、利用できるようにするための世界共通の文字無しロゴを策定することを提案した文書 MSC 102/22/10 (ニュージーランド)を検討した。

22.9 検討の後、当該提案及びその船員に対する効果が概ね支持されたことに留意した上で、委員会は、事務局に以下を要請した。

- .1 ILO及びICAOと連携し、船員専用のリソースへの認識を高めるためのロゴまたは記号の策定を開始すること
- .2 進捗についてMSC103に報告し、かつ経過を随時FAL45に通知すること

円滑な乗組員交代が可能な港のGISISモジュールへの登録

22.10 委員会は、円滑な乗組員交代が可能な港を登録するための新規GISISモジュールの開発を提案した文書MSC 102/22/12（キプロス他）を検討した。同文書は、開発されたモジュールを用いて、それらの港に関して加盟国から提供された情報を周知することで、コロナ禍においても船会社が乗務員交代を容易に計画し実施できるようになり、当該情報をサーキュラーレターで配布する必要性がなくなると述べたものである。

22.11 当該提案の検討において、委員会は、特に以下の見解に留意した。

- .1 GISISはこのための最適な手段ではないかもしれず、より動的なツールが必要となる可能性がある。
- .2 この件に対応するにはGISISが最適なシステムだと思われるが、当該文書が提案したような情報はまさに妥当であり、これを早く利用できるようにするには、この目的のために既存のGISISモジュールを用いるべきである。
- .3 当該提案に従い、加盟国が提供する情報は非常に広範であり、頻繁な変更が考えられ、継続的に変化するものであるため、これを信頼可能、かつ最新のものにしておくことは、加盟国に困難及びかなりの負担を強いることになるだろう。
- .4 乗務員交代及び船員の本国送還に制約をかけていない加盟国を識別するために、簡単なチェックボックスをモジュールに含めるのが適切と思われる。

22.12 検討の後、関連情報をアクセス可能、信頼可能で、かつ最新の状態にしておくためには、加盟国の協力が必要であることを認めた上で、委員会は、優先事項として、円滑な乗組員交代が可能な港に関する情報を周知するための、以下の条件を満たす新規GISISモジュールを開発するよう、事務局に要請した。

- .1 文書MSC 102/22/12の附属書に記載された書式に基づくものであること
- .2 乗務員交代及び船員の本国送還に制約をかけていない加盟国を識別するためのチェックボックスを含めること
- .3 加盟国が決議MSC.473 (ES.2)に従って提出した、乗組員交代及び船員の本国送還に関する各国窓口の指定に関する情報（従来はMSC.7サーキュラーにより配布）を組み込むこと

コロナ禍に関連したアンティルの病院の収容能力の制約

22.13 委員会は、文書MSC 102/22/9（フランス）を検討した。本文書は、フランス領アンティル特別行政区域の領海を航行中の船舶での大規模な新型コロナウイルス感染症の発生に備え、公立病院の患者収容能力が限られていることから、アンティルのフランス領海で船舶を運行する企業に対して、同特別行政区域における運行を再開する際には、新型コロナウイルス感染症対応のための独自の医療措置をとること、及び関連のフランス海事当局に関連の医療手順書を提出することを提唱したものである。

コロナ禍による船舶の納入における予定外の遅れ

22.14 委員会は、IMOがコロナ禍における関連IMO規則類の実施及び施行に関するサーキュラーレター第4204号/Add.1 を発行し、IMO規則類の実施及び施行に関する課題を克服するため、全ての加盟国の理解と協力を求めたことを想起した。

22.15 また委員会は、サーキュラーレター第4204号/Add.7パラグラフ5 (コロナウイルス (新型コロナウイルス感染症) – 船舶の納入における予定外の遅れに関するガイダンス) が、SOLAS規則 II-1/3-10の用語「unforeseen delay in the delivery of ships (船舶の納入における予定外の遅れ)」に関する統一解釈を求める提案を含む文書MSC 102/7/5 (中国及びIACS) を引用していることを想起した。委員会は、当該サーキュラーレターが、付記した2つの統一解釈を、納入遅れによって2020年7月1日より後に納入される船舶に適用することを検討するよう、加盟国に提唱したことに留意した。2020年7月1日以降、納入された全ての船舶はSOLAS規則 II-1/3-10に適合しなければならないが、MSC 102の延期により、委員会は、提案された統一解釈に関する決定を、2020年7月1日までに下すことができなかった。

22.16 これに関連し、委員会は、緊急案件であるとして上述の提案を支持した文書MSC 102/7/6 (ASEF及びCESA) と併せて、上述の文書MSC 102/7/5を検討した。

22.17 SOLAS規則 II-1/3-10の用語「unforeseen delay in the delivery of ships (船舶の納入における予定外の遅れ)」に関する統一解釈 (MSC 102/7/5附属書) に関して提案されたMSCサーキュラー案の検討において、委員会は、提案された統一解釈の有効性を定めるべきことに合意し、当該サーキュラーがコロナ禍の間に適用されるものであることを明確にするために、サーキュラーのタイトルを修正した。その後、委員会は、次回以降の会議で修正が検討される可能性に留意した上で、SOLAS規則 II-1/3-10の用語「船舶の納入における予定外の遅れ」に関するコロナ禍における統一解釈に関するMSC.1/Circ.1637を承認した。

リモート検査に係るガイダンス

22.18 委員会は、コロナ禍における検査及び証書の更新に関する旗国のためのガイダンスに関するサーキュラーレター第4204号/Add.19/Rev.2に、3か月を超える法定証書の延長を認めるかどうか検討する際に、旗国に技術的及び実施上の助言を与えるための指導原則が含まれていることを想起した。

22.19 これに関連し、委員会は、リモート検査の実施に関する統一ガイダンスの欠如は、船主や船舶乗組員にとって面倒だけでなく、利害関係者の検査の質及び公正さへの信頼を損なうことにもなりかねないことを考慮し、当該ガイダンスの策定を提案した文書MSC 102/22/11 (大韓民国) を検討した。さらに委員会は、提案者である大韓民国代表団の、今後、コロナ禍の終息後もリモート検査の利用は増え続けるだろうとの見解にも留意した。

22.20 上記の文書の検討において、委員会は、当該ガイダンスの策定には、不可抗力の事例に関連した事柄を含む専門家による詳細な技術的検討が求められることを認め、関心のある加盟国及び国際機関に対して、委員会の作業方法 (MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.1) に従い、新規アウトプット提案を提出するよう提唱した。

新型コロナウイルス感染症の2012年ケープタウン協定関連の事柄への影響

22.21 委員会は、漁船の安全及びIUU漁業に関する閣僚会議が、スペインのトレモリノスで2019年10月21日から23日まで開催されたことを想起した。同会議の審議結果は、文書MSC 102/22/2（事務局）に纏められている。

22.22 委員会は、当該協定の実施に関する問題に対処するためのガイダンスがあれば、目標の2022年10月11日までに、同協定への批准、受入、承認または加入のための証書の寄託を予定しているトレモリノス宣言の署名国にとっての恩恵となると指摘した文書 MSC 102/22/13（アイスランド他）を検討した。これに関連し、共同提案者であるアイスランド等の代表団は、文書パラグラフ13に記載された付託事項に基づくガイダンス案策定のための利害関係者のグループを結成する意向であり、関心のある他の代表団の参加を奨励すると委員会に通知した。

22.23 その後、委員会は、関心のある代表団が当該グループへの参加を希望する場合は、スペイン代表団⁴に連絡するよう提唱した。

新型コロナウイルス感染症の海事教育及び訓練への影響

22.24 委員会は、文書MSC 102/INF.25（ICS及びIAMU）が提供した、ICSとIAMUが最近行った新型コロナウイルス感染症の海事教育及び訓練への影響に関する会議の結果についての情報に、感謝とともに留意した。

23 2021年の議長及び副議長の選出

23.1 委員会は、本議題項目の検討をMC103に持ち越すことに合意した（パラグラフ 1.13参照）。

24 他のIMO組織への対応要請及び休会

24.1 第32回総会に以下を提唱した。

- .1 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと（パラグラフ 1.13）に留意すること
- .2 MEPC 75による並行決議を条件に、委員会がIII小委員会に、2017年及び2018年に完了した加盟国監査の統合監査要約報告書（CASR）を検討し、検討結果を委員会に報告するよう指示したこと（パラグラフ 2.4）に留意すること
- .3 委員会が1974年SOLAS条約及び関連強制コード、STCWコードパートBの改正を採択し、かつ、任意規則類を適宜承認または採択したこと（パラグラフ3.31～3.42、15.7、16.6、17.2、17.3、17.31及び19.39、並びに附属書1～4、6、9、10、12、13、19及び22）に留意すること

4

窓口：

Mr. Víctor Jiménez Fernández (ビクター・ジメネス・フェルナンデス氏)

Counsellor for Transport - Alternate Perm. Rep. to IMO

Embassy of Spain in London

(在ロンドンスペイン大使館 運輸参事官—IMO常駐代表代理)

Eメール: vjfernandez@mitma.es

- .4 RO-RO船による道路車両の輸送のための固定設備に係るガイドラインに関する決議MSC.479(102)の採択に留意し、既存の決議A.581(14)を破棄すること(パラグラフ 15.7及び附属書9)
- .5 決議A.858(20)に従い、新たな分離通航方式及び航路指定措置の設置が採択されたこと(パラグラフ16.2～16.4)に留意すること
- .6 船舶交通サービスに係るガイドラインに関する総会決議案(パラグラフ16.7及び附属書11)を採択すること
- .7 援助を要する船舶の避難場所に関するガイドライン(決議A.949(23))に関する委員会の議決、及び同ガイドラインの改訂版がA32での採択を目指して提出される見込みであること(パラグラフ16.6及び16.7)に留意すること
- .8 救命設備における再帰性反射材の使用と取付改訂版に関する決議MSC.481(102)の採択に留意し、既存の決議A.658(16)を破棄すること(パラグラフ19.39及び附属書23)
- .9 安全な船舶乗組員交代、船舶の納入における予定外の遅れ、及びその他の安全関連の問題に対するコロナ禍の影響に関して行われた決定(パラグラフ22.1～22.24)に留意すること

24.2 第125回理事会に以下を提唱した。

- .1 第102回海上安全委員会の報告書を検討し、IMO条約第21条(b)に従い、報告書にコメント及び勧告を添えて第32回総会に提出すること
- .2 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと(パラグラフ1.13)に留意すること
- .3 委員会が1974年SOLAS条約及び関連強制コード、STCWコードパートBの改正を採択し、かつ、任意規則類を適宜承認または採択したこと(パラグラフ3.31～3.42、15.7、16.6、17.2、17.3、17.31及び19.39、並びに附属書1～4、6、9、10、12、13、19及び22)に留意すること
- .4 目標指向型基準及びGBS適合検証制度に関する事柄について行われた決定(パラグラフ7.1～7.18)に留意すること
- .5 本会議で報告された小委員会の作業の結果について行われた決議(セクション13～19)に留意すること
- .6 31の既存アウトプットを「その他の業務」から「戦略方針」の範疇に移行すると委員会の決定(パラグラフ21.3及び附属書24)を承諾すること
- .7 NCSR 8の準備に関する決定(パラグラフ21.13)を承諾すること

- .8 委員会の2カ年状況報告(パラグラフ 21.20及び附属書 27)に留意すること
- .9 委員会の2カ年後議題(パラグラフ21.20及び附属書 28)に留意すること
- .10 2021年の開催を承認された会期間会議(パラグラフ21.22)について承諾すること
- .11 安全な船舶乗組員交代、船舶の納入における予定外の遅れ、及びその他の安全関連の問題に対するコロナ禍の影響に関して行われた決定(パラグラフ22.1～22.24)に留意すること

24.3 第75回海洋環境保護委員会に以下を提唱した。

- .1 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと(パラグラフ 1.13)に留意すること
- .2 III小委員会に、2017年及び2018年に完了した加盟国監査の統合監査要約報告書(CASR)を検討し、検討結果を委員会に報告するよう指示した委員会の決定(パラグラフ 2.4)に同意すること
- .3 事務局の契約プロセスの対象となる、モデルコースの開発及び改訂のための専門家の雇用を目的としたモデルコース信託基金の系統的な利用を、モデルコースを扱う全てのIMO組織に必要な応じて適用することを承諾した委員会の決定(パラグラフ13.4)に同意すること
- .4 III 6が設置したコレスポンデンスグループは、合意された付託事項に基づき、作業を継続すべきとの決定(パラグラフ14.12)に同意すること
- .5 既存証書をIBCコード第17章及び18章の改正発効の結果改訂される証書に切り替えるタイミングに係るガイダンス(PPR 7/22附属書 1)に関する改訂MSC-MEPC.5/Circ.7を並行承認すること(パラグラフ18.2)
- .6 アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの改訂運送要件に関するPPR.1/Circ.9が承諾されたこと(パラグラフ18.3)に留意すること
- .7 IBC コード第17章を改正し、アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの更新後の運送要件を含めるべきとのPPR 7の勧告が承諾されたこと(パラグラフ18.4)に留意すること
- .8 CCC小委員会及びIII小委員会の2カ年議題、並びにCCC 7及びIII 7の暫定議題が承認されたこと(パラグラフ21.6 及び21.8、並びに附属書25及び26)に留意すること

24.4 第76回海洋環境保護委員会に以下を提唱した。

- .1 主管庁を代行する認定機関への権限付与についてのモデル契約書に関するMSC-MEPC.5サーキュラー案の検討結果、特に、モデル契約書案の第6.5.5項及びROコードの勧告パートIII第5.3.2.4をさらに検討し、委員会に答申するよう、III7への付託が行われたこと(パラグラフ14.5～14.8)に留意すること
- .2 援助を要する船舶の避難場所に関するガイドライン(決議A.949(23))の改訂版について、MEPC及びLEGの並行承認、並びにその後のA32での採択を目指して、NCSR 8がMEPC及びLEGに直接提出する権限が認められたこと(パラグラフ16.17)に留意すること
- .3 その後の採択を目指して、MARPOL附属書 Iの改正案を承認し、貨物船の水密扉に関するIBCコードの改正案を並行承認すること、及びそれらを全船舶に適用するとの委員会の決定(パラグラフ17.29及び17.30、並びに附属書17)に同意すること
- .4 III小委員会による海洋安全調査報告書の分析から特定された安全上の問題の取り扱いに関するMSC92の過去の決定を、委員会が再確認したこと(パラグラフ19.25及び19.26)に留意すること

24.5 第45回簡易化委員会に以下を提唱した。

- .1 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと(パラグラフ1.13)に留意すること
- .2 船上揚貨装置及びルースギアを操作する陸上要員の訓練、習熟及び資格認定に関する事項を検討し、適宜議決すること(パラグラフ19.13)
- .3 安全な船舶乗組員交代、及びその他の安全関連の問題に対するコロナ禍の影響に関して行われた決定(パラグラフ22.1～22.24)に留意すること

24.6 第108回法律委員会に以下を提唱した。

- .1 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと(パラグラフ1.13)に留意すること
- .2 援助を要する船舶の避難場所に関するガイドライン(決議A.949(23))の改訂版について、MEPC及びLEGの並行承認、並びにその後のA32での採択を目指して、NCSR 8がMEPC及びLEGに直接提出する権限が認められたこと(パラグラフ16.17)に留意すること

- .3 安全な船舶乗組員交代、及びその他の安全関連の問題に対するコロナ禍の影響に関して行われた決定(パラグラフ22.1~22.24)に留意すること

24.7 第71回技術協力委員会に以下を提唱した。

- .1 本リモート会議での時間の制約を考慮し、かつ小委員会による作業の継続性を担保するため、議題項目4、5、6、8、9、10、11、12、20及び23、並びにこれらの項目に基づき提出された各文書の検討が、MSC 103に持ち越されたこと(パラグラフ1.13)に留意すること
- .2 委員会がIII小委員会に、STCW条約以外の規則類の実施にe-ラーニング訓練資料がどのように役立つかを検討し、答申するよう要請したこと(パラグラフ13.3)に留意すること
- .3 安全な船舶乗組員交代、及びその他の安全関連の問題に対するコロナ禍の影響に関して行われた決定(パラグラフ22.1~22.24)に留意すること

24.8 本会議は、コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンス(MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1)第21項に基づき設定された5日間のEメール通信期間の終了に従い、2020年11月18日に休会した。

(附属書は本文書の補遺として発行)

3 調査研究事項

自動運航船（MASS）の研究・開発に係る動向について

自動運航船の研究・開発に係る動向について（2020年度）

（公社）日本海難防止協会
企画国際部 主任研究員/国際室長
本多 功朋

1 はじめに

本年度の調査研究事項については、昨年度に引き続き「自動運航船の研究・開発に係る動向」をテーマとして掲げ、本テーマに基づく調査を実施した。

通常であれば諸外国で開催されるコンファレンスやシンポジウム等に参加のうえ、調査及び情報収集活動を行っているところ、今年度は COVID-19 の世界的な感染拡大の影響を受け、諸外国を訪問することが叶わなかった。このため、リモート会議システムにて開催された自動運航船の研究・開発に係るコンファレンスを中心に調査を行った。

なお、調査の実施に際しては、自動運航船の開発に関するシステム設計やデータ通信・サイバーセキュリティ対策をメインターゲットとした。

2 自動運航船の研究・開発動向について

この項で紹介する研究開発内容は、2020年10月下旬にイギリス・ウォーリック大学で開催された国際コンファレンス「European STAMP Workshop and Conference 2020」及び同年11月に韓国・蔚山で開催された国際コンファレンス「International Conference on Maritime Autonomous Surface Ship 2020」において発表のあった項目の中から抜粋して紹介させて頂く。

（1）European STAMP Workshop and Conference 2020

まず、10月にイギリスで開催されたコンファレンスの概要について紹介する。

本会合は事故の分析・評価及びこれらに基づく技術開発に関するものであり、今回で8回目の会合となっている。海事分野に特化したコンファレンスではないものの、陸上交通インフラの自動化に活用されている理論であり、海事分野の技術開発へのインプリケーションが存在するといえる。今回はリモート会議形式であったため、参加者数は不明であるが、すでに2021年度の開催予定も固まっており、本カンファレンスに対する関心の高さが窺える。

本カンファレンスにおいては複数のセッションが設定されており、各国の大学研究者、開発企業体の技術者がリモート会議システム上で視聴者に対して発表する形式を

とっており、様々な技術開発に際して検討すべきリスクや現在の技術開発状況、事故事例検証から得られた情報を、例えばインフラの自動化に関する技術開発に活かす手法についての研究について発表が行われた。

以下、抜粋して発表内容とポイントを紹介する。

① システム理論に基づく事故モデル (STAMP) 研究についての動向と各分野への応用について

マサチューセッツ工科大学からは、システム理論に基づく事故モデルを概観する形で発表が行われた。

事故モデル (STAMP/ Systems – Theoryetic Accident Modelling and Processes) 研究は MIT の Nancy Leveson 教授により理念が生まれ、主に安全性(セーフティ)の分析に用いられてきているが、セーフティの分野のみならず開発するシステムの保守性や運用性なども含めた様々な創発特性に活用できることから、STAMP モデルによる STPA はサイバーセキュリティも含むいかなるシステム特性にも使用可能と考えられている。

これはシステム理論を用いた事故モデルであり、システムのメカニズム、テクノロジー、ヒューマンエラー、プロジェクト間の連携ミスなど、従来の事故モデルでは発見することが難しかったシステム全体の設計に起因する事故原因を特定しやすいと評されている。STAMP のアイデアに基づき様々なツールの研究開発が進められており、今回の発表においてもハザード分析ツールに関する手法についての発表があった。

事故要因(ハザード)を事故が起きる前に特定するハザード分析は、STPA (System Theoretic Process Analysis) と呼ばれるハザード分析ツールをもって行われるが、STPA では事故につながるハザードの特定だけでなく、事故が起きるメカニズムを解明することで事故のシナリオそのものを見つけ出すことができることである。

これまで、無人航空機の地上や空中での衝突回避や、自動車製品を「信頼設計」から「安全設計」に移行させる際に用いられてきた。

当然ながら、自動運航船のプログラムや設計のプロセスの中にも STAMP は組み込まれており、より安全性を追求したプロジェクトデザインが描かれることを期待したい。

② STPA を用いた人と安全装置との連結 (自動運転関連)

米国 GM (ジェネラル・モーターズ) は、特にシステムのコンセプト設計における

初期段階に STPA を使用する有用性について説明した。人と機械の関係における相互作用に関連する潜在的な安全性の問題に対処する安全要件について、効果的かつ効率的に開発するための方法論という視点での発表であった。

本発表では、計画された運用シナリオと予想されるシステム動作を連結したうえで、オペレーターたる人間とグラフィカル・インターフェース内の仮想ボタンの相互作用に関連する潜在的な安全性の懸念を探るとともに、STPA をシステム設計の初期段階において、どのように活用できるかを調査・検討していた。

この調査によると、STPA を用いてシステム安全要件を適切に検証出来るならば、実際の技術開発に移行する事が出来ると評する事が出来るというのである。

制御構造内の任意の「制御」要素に適用するのと同様に、人間にも STPA 評価技術を適用することが可能との考えである。このように人間をシステム要素として含めることができる STPA の能力により、発表者である GM は、社内システムの一つである安全プロセスの一部に STPA を採用し、ヒューマン・マシン・インタラクション・アプリケーションの評価を行っている。なお、既存の ISO-26262 プロセスでは GM が求めているようなプロセスの一部としての人間の行動の評価を十分に扱っていなかったとのことである。

発表では、Megan France と John Thomas 博士(他)が以前の STPA ヒューマン・マシン・インタラクション・プレゼンテーションで概説した「ヒューマン・コントローラ」の内容を踏襲した形での実践事例を紹介していた。

このように、「人間のコントローラ」モデルが人間の行動選択プロセスにどのように対応しているか、プロセスの状態と行動、および周囲の環境についての人間の理解のメンタルモデルを使用しているか、そして、プロセスの状態と行動モデルを更新するためにフィードバックをどのように使用できるかを検討している様子が窺えた。

また、STPA で生成されたシステム安全要求事項をどのように整理するかを議論し、システム設計の実行を担当するエンジニアリンググループが使用する技術要求文書にこれらの要求事項をどのように収めるかを検討・整理しているとのことであった。

③ STPA を用いた自動運転実証実験のためのシナリオ作成について

主催校である英国ウォーリック大学の研究チームからは、自動運転の試験シナリオに STPA を用いる手法や効果について発表があった。

自動車業界では、技術の進歩に伴い補助運転から高度な自動運転へのパラダイムシフトが進んでいるが、自律走行システムは安全性が非常に重要であり、商用化には様々な条件でのテストが必要となる。先進運転支援システム(ADAS)や自動運転シス

テム(ADS)は非常に複雑であるため、従来のソフトウェアによるテストだけでは限界が生じることは広く認識された事実であり、また、環境とシステム間の相互作用がわずかに変化しただけで発生するであろう無数の不利な条件を乗り越えることも叶わないとしている。

こうした状況を鑑み、STPAの影響を受けて開発されたハザードベース試験(HBT)手法は、システム故障につながる可能性のあるパラメータ化された試験条件を特定することが重要となる。しかしながら、これらの手法は、故障条件につながる正確なパラメータ値を発見するには不十分であり、発表内では「ベイズ最適化」を用いたテストケース同定手法が提案された。

具体的な提案としては、与えられたテストシナリオに対して、システムの出力を観測することでパラメータ値を学習させ、識別された係数に基づきシステムを安全境界線に違反するように駆動するテストケースを作成するものであった。

提案手法は、ドライビングシミュレータでモデル化されたSAEレベル4低速自動運転(LSAD)システムのシナリオ試験でも導入される模様。

④ 海事産業を発展させるうえでのSTAMPの役割と評価について

昨年の主管校であるフィンランドアールト大学の研究チームからは、海事産業部門における技術開発において、STAMPがどのように活用され、また、どういった効果を及ぼすかについて発表が行われた。

海事安全管理システムの設計は、一般的に業界の規制要求を満たすことに焦点を当てた基本的なプロセスを踏襲している。このため、規制要求に含まれるガイダンスを効率的に利用することができないため、適用範囲が限定されたシステムを設計することとなる。

本発表は、STAMPに基づいた海上安全管理システム設計のための安全システム工学プロセスを提案するものであった。このプロセスは、フィンランドの船舶交通サービスの安全管理のスケッチに適用されてる。その目的はフィンランド海域における船舶交通サービスの内部安全管理と航行の安全を確保するために利用されている制御装置の機能を体系的に表現することである。

この研究の成果は、海上安全管理システムを設計するための分析の記述的プロセスを提供するものであるといえる。このプロセスでは、設計される安全管理システムの機能を支援するために、他に2つの具体的な要素が含まれている。

○安全管理システムの機能を計画、監視、評価するための主要なパフォーマンス指標を決定するための識別プロセスの適用。

○決定された主要性能指標と設計された安全管理システムの一般的な機能の監視、測定、更新を実行できる性能監視ツールの構築。

この他、発表者からは海事安全研究者の中には先進的な手法(STPAなど)の導入、特に規則で推奨されている手法以外の手法との導入・連携には未だに抵抗感を抱く者がいるとの言及もあった。

他方で、現在の研究事例に代表される新たな課題は、新しい手法の導入と活用の必要性を生み出している。STAMP とその関連ツールの応用は、スマート SHIPPING の開発を考えるうえで、今後も続けられていくだろうとの展望を示していた。

(2) International Conference on Maritime Autonomous Surface Ship 2020

次に、11月に韓国・蔚山で開催されたコンファレンスの発表内容に話を移す。同コンファレンスの概要であるが、今回で3回目の会合となっているもので、第1回は韓国釜山で2018年11月に開催され、翌年、ノルウェー・トロンハイムにて第2回が実施されている。

本コンファレンスは自動運航船の研究者と産業とを結びつける会合であり、各関係者間における高いレベルでの情報提供や意見交換の実施が期待されている。

以下、抜粋して発表内容とポイントを紹介する。

① 自動運航船を含む産業用自律移動ロボットにおける自律性確立のための体系分類

ノルウェーの独立研究機関 SINTEF の研究員からは、自律・自動運転を行う動的サービスロボットの体系や分類の考え方について発表が行われた。

近年、自律移動ロボット(AMR)の概念は、特に商業的な場面では、産業用自律移動ロボット(IAMR)という名称が提案されるなど、多くの人気を集めている。自動誘導車や自動採掘トラックに加えて、IAMRには自律型商船も含まれている。

AMRは1980年代に初めて導入された古い概念である。AMRの概念は古く、広く使われているが、移動ロボットが関係する場合の自律性の共通定義はまだない。この発表では、最も知られている定義のいくつかをレビューしたうえで、移動自律型ロボットにおける自律性のための分類法が紹介された。

発表では、主に産業用自律移動ロボット、すなわち、明確な商業目的を念頭に置いて動作するように設計され、通常はリモートコントロールセンターによってサポートされているシステムに注目すると強調されていた。これは、ロボットが完全に自律しているわけではなく、程度の差こそあれ、制御や監視機能の一部を人間に依存していることを意味しているといえる。産業システムを作り出すことでより自律性が確立さ

れる時間が進むにつれて自律性は次々と開発されることが期待される。産業ロボットの自動化を定義するのは経済活動との兼ね合いで認証に基づいたものでなくてはならず、ユーザーたる人間はこれらを監督しなくいてはならない。

自律性の中の自動化ループから人間の介在を取り除くことはこれほどのハードルがあると締めくくっていた。

② 自律型船舶のシステムと運用を確立するためのフレームワーク

同じく SINTEF からは別の発表も行われた。自動運航船の開発に際してのフレームワークの策定と展望についてであり、ここでは、Concept of Operations (ConOps) について言及がなされた。これは、規定された規則や規則がない中で、自律型船舶のシステムや運用の仕様、設計、承認を行うための中心的な文書であり、ConOps の柔軟な構造と散文で書かれていることから、関係するすべての利害関係者にとって非常に使いやすい文書となっているが、一方で記述内容と実際の設計との間に齟齬が生じやすいとも評している。

本発表では、自律型船舶のシステムと運用について、ConOps で要求される情報項目を網羅した記述フレームワークを提案していた。

提案されたフレームワークは、正式な ConOps の開発を促進する可能性があり、その結果、現在の自律型船舶システム・運航の承認手続きの標準化につながる可能性があることを表明していた。

③ 自動運航船を開発するうえでの 5G 通信の潜在的な可能性や利点について

ノルウェー科学技術大学の研究者からは 5G 通信を用いたモバイルネットワーク通信フローの観点から、開発にもたらす効果や今後の可能性についての見解が示された。

次世代のモバイルネットワークである 5G は、スマートフォン市場向けに、従来の接続性やモバイルブロードバンドを超えた新たなアプリケーションのための無線接続性を提供することを目的としている。海事産業にとって 5G は、船舶間通信、船舶間通信、船上通信などの幅広い利用シーンに対応できる可能性を秘めている。本発表では、一般的なモバイルネットワーク技術とシステムを紹介するとともに、海事業務に関連した 5G 仕様で導入される技術力と新技術の概要を紹介していた。

具体的には、分野横断でのケースに初めて取り組むものであり、5G での通信は海事産業内にとって非常に大きな効果をもたらすこととなる。標準的なモバイルの基本的なコンポーネントといえば携帯電話やパソコンであり、もちろん大きな意味でのコ

ンポーメント通信会社ではあるが、それぞれの人の携帯端末と基地局とがワイヤレスで接続されることとなる。

また、5G ネットワークが可能にするアプリケーションがもたらす利益は、自動運航船の開発とリンクさせ、足並みをそろえて導入することが、今後の海事産業を議論するうえでも重要となってくると評した。

④ 自動運航船の開発に必要な機械学習と AIS の性能測度について

DNV の Group Research and Technology 研究所からは、AIS、船舶性能計測及び、ヨーロッパ中期予報センター（ECMWF）提供の気象データを同期化させ、これに基づく機械学習モデルを用いることで自動運航船の開発を加速させることが可能となる旨の発表が行われた。

発表では、処理手順と方法を紹介したうえで、今後の関連研究のためのベストプラクティスとして利用できる水準に達したと強調していた。すべてのデータ準備はスパーククラスタ上で処理されており、その上で、同期化されたデータセットは船の推進力を予測するために異なる機械学習モデルを訓練するために適応されることが確認された。

データセットには、50 ヶ月の時間スケールをカバーする 228 隻のコンテナ船が含まれており、異なるアーキテクチャの深層学習モデルの性能を比較したうえで、検証がなされている。

同プロジェクトの前発表の事前想定と比較して、本発表はシナリオ 1 と 2 で適応されたデータを組み合わせた拡張シナリオである。異なるシナリオにおけるモデルの性能の分析について議論した。本研究であるシナリオ 3 では、より多くの機能が含まれている。そのため、シナリオ 3 で最も性能が良かったモデルは、シナリオ 1、2 と比較して、より複雑な構造を持っているといえる。

試験データの全体的な絶対 R2 スコアは、シナリオ 2 よりも若干低いものとなっている。しかしながら、個々の船の性能（相対 R2 スコア）は非常に優れているとのことであった。

より多くの特徴（運用、艦船の性格、環境）を考慮したモデルが個別解析に有利であることが明らかとなったと評することができ、一般的な艦隊解析や広い範囲の解析では、データ量が少なく、特徴量が少ないモデルの方が有利であるとの見解を示していた。

⑤ PREParE SHIPS プロジェクトについて

欧州衛星航法システム機関からは、自身らが実施中の船舶意思予測の係るシステム開発についての発表が行われた。

他の船舶の意図を誤解・誤認識することは、今日の船舶衝突事故の最も一般的な原因の一つといえる。このような誤解・誤認識は、港湾、内水面などの制限区域で航行するうえで特に危険を招くものであり、また、無人船の導入により悪化する可能性がある。

PREParE-SHIPS プロジェクトでは、有人船と無人船の意図や将来の位置を把握し、安全な航行を確保するために船の位置を高精度に把握したうえで将来の位置を予測し、現在と将来の位置を通信するシステムを構築することを狙いとしている。測位サブシステムは、ガリレオと EGNOS、EGNSS、SBAS それぞれの信号を陸上基点の RTK 補正と組み合わせ、最終的にはセンチメートル単位の測位精度を提供出来る正確なポイントポジショニングの実現を目指すとしている。

さらに、ガリレオの認証機能を利用することで、測位システムはなりすまし攻撃に対しても、通常よりも強化されたセキュリティ対策を提供することが可能となるようであった。また、船舶の動的モデルと機械学習を活用することで、運用実績を積み重ねることで、システムの予測精度を向上させることが期待できるとのことであった。

PREParE-SHIP プロジェクトは、高精度な測位と動的予測により、船舶の航行と操船における安全率を向上させるとともに、現在位置と予測される将来位置を把握出来るようになることで、船舶の衝突リスク低減に繋がると強調している。

このように、本プロジェクトは安全性と効率性を大幅に向上させ、将来の自動運航の導入に際しての素地となることが期待されると発表者は締めくくった。

⑥ LTE 基地局を用いた情報通信テストの実施と今後について

韓国の忠南大学校の研究者は、船舶の自動航行のためのデータ通信・情報交換に基づいた衝突回避動作プロセスマップ作成の必要性をアピールした。

自動航行船の運航には、確実な衝突回避方法が不可欠である。これを実現するために、自動航行船が自ら衝突回避行動をとることができるようにするために、多くの研究が行われています。しかしながら、対象船の航行意図を知らないままでは危険な状況に陥る可能性がある。

この問題を解決するために、通信中継システムを介した情報交換に基づく衝突回避行動のプロセスマップを以下のように開発したとのことである。

(i) 有人船の航海定義に基づいて自律船の航行状況分析の実施。

(ii)自律船の航行状況と通信中継システムに基づいて情報交換のためのシーケンス図の作成

(iii)作成したシーケンス図と既存の衝突回避手法に基づき、情報交換に基づく衝突回避のためのプロセスマップの提案。

これにより、自律船が自ら行動を起こすよりも安全に衝突を回避できることが期待されると主張していた。

⑦ LTE 基地局を用いたテストの実施と今後について

ノルウェーの研究評議会によりプロジェクトの設立承認を受けているノルウェーのスーパーラジオ社の研究開発担当からは、LTE の大規模な MIMO (Pre-5G) LTE 基地局を用いたテストの実施状況と今後の展望について発表が行われた。

自動航行は、海事産業において最も重要な技術の一つであるが、実用化するうえで、これをいかにハンドリングするかがポイントであるとしている。例えば、自動航行の遠隔制御は、長いカバレッジ、高いスループット、低遅延を特徴とする通信ソリューションによってサポートされているところである。

同社は 2018 年以降、ノルウェーのインターネットサービスプロバイダー (ISP) Telia と共同で、オスロのフィヨルドに近い Horten で、3.7GHz 帯を使用した大規模 MIMO (Pre-5G) LTE 基地局を用いたテストを実施してきた。最初のテストは 2018 年に実施された 40 フィート型ヨットにユーザー端末を取り付けた Pre-5G テストで、スループットの点で海上アプリケーションに大きな可能性があることが示されたとのことである。

2018 年に使用された CPE (Customer Premise Equipment) は、固定 LAN 用の Telia 社の LTE Pre-5G 端末であり、2019 年にはその修正版であった。しかし、基地局もユーザー端末/CPE も、もともと海上の電波伝搬環境に最適化されて設計されたものではないため、2018 年のテスト結果では、陸上利用用に設計された CPE では、限られたカバレッジと、受信した不安定な信号レベルに起因する不安定性が確認された。

2019 年からは、海上の電波伝搬環境に適応できるよう、特別にデザインされ、最適化された新しいユーザー端末のプロトタイプが Super Radio 社によって設計されている。この新しい CPE は、2018 年と同様のセットアップの下で 2019 年秋にテストが行われた。

同社が基準信号受信電力とスループットのテスト結果を分析し、2018 年のテスト結果と比較したところ、新しいユーザー端末ソリューションは、過酷な海洋環境での

安定性とスループットに関してかなりの改善を示したことが証明された。

同社は本結果について、新しい設計のソリューションが、自動航行の遠隔制御のための潜在的な海洋端末ソリューションになり得ることを意味することを明らかにしたものであると評していた。

⑧ 通信インフラの発展が自動運航船の開発に与える

SINTEF から、海事分野のデジタル化と数新技術の発展からの視点にて発表が行われた。

海事分野では驚くべき勢いでデジタル化の波が押し寄せており、自動運航船を始めとする、あらゆる分野において自動化の開発と導入が進められている。その代表的なものが、都市部の水路での人の移動を目的とした自律型旅客船（APS）であり、このような APS に展開される新技術は、航行系や通信系の機能・運用を容易にすることを目的としているが、通信インフラには相互接続性に起因する様々な安全・安心リスクが内在しているといえる。

本発表の元となっている研究の目的は、APS（MilliAmpere2 APS）の通信システムの安全性とサイバーセキュリティを検討することにある。共同解析を容易にするために 6 段階モデル(SSM)を利用している。本形態の SSM を導入することで、サイバー攻撃と機器の故障の関係性を把握し、安全対策とサイバーセキュリティ対策の評価と相乗効果を得ることが可能となる旨、言及していた。

⑨ 欧州におけるグリーン・インターモーダル輸送システムについて

欧州各国の海事産業開者・研究者から、高度で効率的なグリーン・インターモーダル輸送システムの開発について意見が示された。

欧州の海上輸送政策は、欧州の持続的成長のための重要な要素として、水上輸送システムの重要性を認識している。主要な目標は、2050 年以内に道路輸送の 50%以上を鉄道または水路に移行させることである。しかし、水上（水路）輸送は通常、最終目的地との間の積み替えや陸路輸送に依存しているため、こうした地球規模の課題に取り組むうえで、不利な状況に置かれている。この課題に対応するためには、ヨーロッパにおける近海および内陸水路輸送の全く新しいアプローチが必要であると発表者側は考えていた。

これには船舶だけでなく、港湾とそれらの間のデジタル情報交換も含まれなければならないと、重要な視点としては、船舶、港湾、管理業務といったポートプロセス全体の自動化が急務であるとしていた。

AEGIS プロジェクトは、この課題に対処するための新しい知識と技術を開発するために、EU 委員会から資金援助を受けたイノベーションプログラムである。発表者は、自動運航船はあくまでも物流ソリューションの一つとして位置付けており、こうした新技術を用いて新しい輸送システムを構築する必要があると主張する。

例えば、より小さな船を柔軟に運用し、効率的な積み替えなども行う必要がある。本プロジェクトの予算は 750 万ユーロ、2020 年 6 月から 2023 年 5 月末までが実施期間となっている。

実証実験のケースは 3 本立てであり、ロッテルダム-トロンハイム間における NCL 船を用いた実証、ベルギー-オランダにおける内陸水路の RORO 船による運航、及び地域の港湾の自動化を目指しての陸上物流と港湾とを接続するモーダルシフト輸送の試みとなっている。

3 おわりに

今年度は、COVID-19 の世界的な流行の関係で自動運航船に係る制度設計や開発についても、大きなスピードダウンが生じたことは否めない。例えば、国際海事機関（IMO）における議論も停滞している状況であり、世界的な体制整備も一昨年度からの進捗は殆ど見受けられない状況にある。

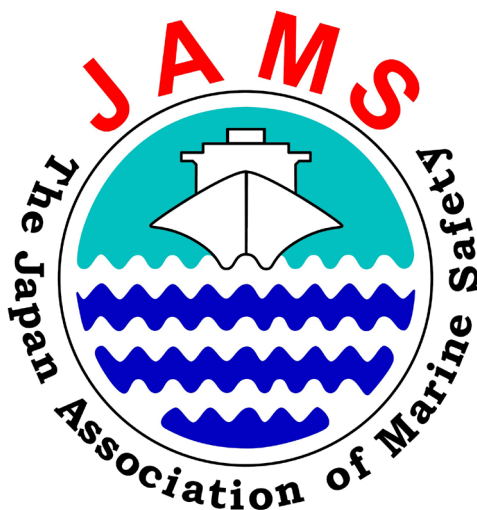
このような情勢においても、各国の研究者・開発者は自動運航船の実用化に向けて日々の努力を続けており、リモート会議形式のコンファレンスで自身らの研究内容や開発状況を発信している。COVID-19 の関係で通常運転が叶わない状況の下、こうした積極的な活動を行っている研究者・開発者に敬意を表するものである。

少しでも早く人々の生活の中から COVID-19 の不安が取り除かれ、世界中に笑顔が戻ることを切に願う。

4 調査研究委員会

第1回委員会検討資料

(書面開催形式)



令和2年度第1回 海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）
議事次第

書面開催方式

1 委員の紹介等

- (1) 委員紹介
- (2) 委員長の選出（事務局による提案）

2 議題

- (1) 令和2年度委員会実施計画(案)について
- (2) 令和2年度調査テーマ(案)について
- (3) IMO 第7回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR7)審議結果
- (4) IMO 第102回海上安全委員会(MSC102)対処方針(案)の検討
 - ア MSC102 の議題について
 - イ 議題3 義務要件の検討と採択
 - ウ 議題7 目標指向型新造船構造基準

3 添付資料

- IR20-1-1 令和2年度調査研究委員会名簿
- IR20-1-2 令和2年度委員会実施計画（案）
- IR20-1-3 令和2年度調査テーマ（案）
- NCSR7 審議結果関連
 - IR20-1-4 NCSR7 審議結果（広報資料）
- MSC102 対処方針（案）検討関連
 - IR20-1-5 IMO 第102回海上安全委員会（MSC102）議題
 - IR20-1-6 義務要件の検討と採択
 - IR20-1-7 目標指向型新造船構造基準

令和2年度「海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）」名簿

[委員]

(順不同、敬称略)

氏名	所属	住所	TEL
竹本 孝弘	東京海洋大学 学術研究院 大学院 教授	〒135-8533 東京都江東区越中島2-1-6	03-5245-7400
奥藪 淳二	海上保安大学校 准教授	〒737-8512 広島県呉市若葉町5-1	0823-21-4961
岡村 知則	独立行政法人海技教育機構 教授	〒231-8989 横浜市中区北中通5-57	045-211-7313
吉野 高広	日本水先人会連合会 常務理事	〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5	03-3262-7511
竹林 哲哉	一般社団法人日本船主協会 海務部副部長	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4	03-3264-7349
中田 治	一般社団法人日本船長協会 常務理事	〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5	03-3265-6641
岩瀬 恵一郎	一般社団法人日本旅客船協会 労海務部長	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-4	03-3265-9681
木上 正士	一般社団法人大日本水産会 事業部長	〒107-0052 東京港区赤坂1-9-13	03-3585-6682
貴家 誠	全国漁業協同組合連合会 漁政部次長	〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12	03-3294-9617
丸山 謙一郎	一般財団法人日本船舶技術研究協会 研究開発グループ 主任研究員	〒107-0052 東京都港区赤坂2-10-9 ラウントクロス赤坂	03-5575-6425
宮野 直昭	公益財団法人海上保安協会 常務理事	〒104-0043 東京都中央区湊3-3-2 前田セントラルビル5階	03-3297-7580

※事務局からは、本年度委員会の委員長につき、東京海洋大学竹本教授に担っていただくことを提案申し上げます。

[関係官庁]

氏名	所属	住所	TEL
三野 雅弘	水産庁 増殖推進部 研究指導課 海洋技術室長	〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2031
前田 崇徳	国土交通省 海事局 総務課 国際企画調整室長	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
峰本 健正	国土交通省 海事局 安全政策課長	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
高木 正人	国土交通省 海事局 外航課長	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
中村 文俊	運輸安全委員会事務局 総務課 国際渉外室長	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー15階	03-5367-5025
中田 光昭	海上保安庁 総務部 情報通信課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
内海 雄介	海上保安庁 総務部 国際戦略官	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
橋本 昌典	海上保安庁 警備救難部 国際刑事課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
筒井 直樹	海上保安庁 警備救難部 警備課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
川上 誠	海上保安庁 警備救難部 救難課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
木下 秀樹	海上保安庁 海洋情報部 技術・国際課長	〒100-8932 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3595-3603
堀井 和也	海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室長	〒100-8932 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3595-3615
岩川 勝	海上保安庁 交通部 企画課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
内田 浩平	海上保安庁 交通部 航行安全課長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
川越 功一	海上保安庁 交通部 航行安全課 航行指導室長	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361

(案)

令和2年度「海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）」実施計画

1 目的

海上安全の分野における国際的な動向を調査・研究し、もって、官民一体となった我が国としての対応のあり方の検討に資する事を目的とする。

2 方策

- (1) IMO 関連委員会における審議結果の報告と対処方針の検討
- (2) 調査テーマに基づいた調査の報告と検討
- (3) 調査研究結果の発表

3 日程

令和2年

10月下旬〈第一回委員会〉

- ・2020年度委員会実施計画等の承認
 - ・第7回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR7）結果報告
 - ・第102回海上安全委員会（MSC102）対処方針検討
- ※書面開催形式

11月4日～11日 第102回海上安全委員会（MSC102：リモート形式）

令和3年

第103回海上安全委員会（MSC103）若しくは第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR8）が令和3年3月までに開催（リモート形式含む）される場合、会期の約2週間前に対処方針の検討を目的に、委員会を開催する。

4 報告

委員会での検討事項、調査研究結果を報告書（冊子）としてまとめる。

令和 2 年度調査テーマ（案）

以下に掲げる事項を調査テーマとする。なお、IMO における審議状況等、国際的な動向や、委員からの要望等に応じ、テーマを追加する。

- 1 海上安全に関する IMO における審議状況
 - (1) 海上安全委員会（MSC）関係
 - (2) 航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR）関係（P）

- 2 自動運航船に関する動向
 - (1) 国際的な開発状況（国際フォーラム等）
 - (2) 国際会議等における検討状況（IMO における検討状況等）

令和2年1月30日
海事局 安全政策課

我が国独自の衛星測位システム「みちびき（準天頂衛星システム）」の 船舶での国際的な利用に向けて大きく前進

～国際海事機関（IMO）第7回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（※1）（NCSR 7）の
開催結果概要～

（日程：令和2年1月15日～24日、会場：英国ロンドンIMO本部）

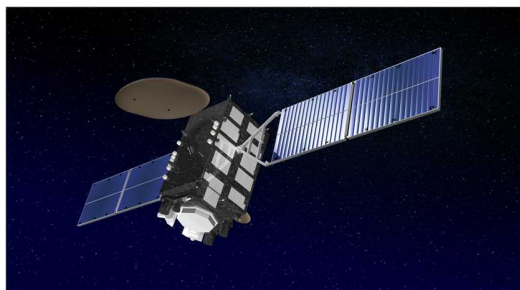
令和2年1月15日～24日にIMOで開催されたNCSR 7において、我が国独自の衛星測位システム「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」（※2）の性能が確認され、船舶用受信機の性能基準案が作成されました。今後、更なる検討を経て、QZSSが船舶用の衛星航法システムとして正式に位置付けられ、国際的に広く利用されることが期待されます。

我が国は、平成30年5月の第99回海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」を国際的に利用される船舶用の衛星航法システムとして位置付けること及び船舶用のQZSS受信機の性能基準を作成することを提案し、今回の会合からその検討が開始されることとなりました。

審議の結果、我が国の提案に基づき、QZSSの性能が確認され、船舶用のQZSS受信機の性能基準案が作成されました。今後、当該性能基準案は、今年5月に開催される第102回海上安全委員会で採択される予定です。我が国は、QZSSが提供する位置情報の精度の確認や信号受信範囲の明確化等を行うために必要な追加情報を次回会合で提供し、引き続き、QZSSが船舶用の衛星航法システムとして正式に位置付けられることを目指します。

※1：船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。

※2：みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）の概要



出典：<https://qzss.go.jp/>

衛星測位システムとは、衛星からの電波によって位置情報を計算するシステムのことで、米国のGPSがよく知られており、みちびきを日本版GPSと呼ぶこともあります。4機以上の衛星で衛星測位は可能ですが、安定した位置情報を得るためには、より多くの衛星が見える必要があります。みちびきはGPSと一体で利用できるため、多くの可視衛星数を確保し、安定した高精度測位を行うことを可能とします。



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 浦野、花岡
代表：03-5253-8111（内線43-564）
直通：03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

IMO 第 102 回海上安全委員会 (MSC102) 議題

日程：令和 2 年 11 月 4 日（水）～11 月 11 日（水）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）

- 議題 1 議題の採択
- 議題 2 他の委員会の報告
- 議題 3 義務要件の検討と採択
- 議題 7 目標指向型新造船構造基準
- 議題 13 第 6 回人的因子訓練当直小委員会（HTW6）からの報告
- 議題 14 第 6 回 IMO 規則実施小委員会（III6）からの報告
- 議題 15 第 6 回貨物運送小委員会（CCC6）からの報告
- 議題 16 第 7 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR7）からの報告
- 議題 17 第 7 回船舶設計・建造小委員会（SDC7）からの報告
- 議題 18 第 7 回汚染防止・対応小委員会（PPR7）からの報告
- 議題 19 第 7 回船舶設備小委員会（SSE7）からの報告
- 議題 23 その他の作業（COVID-19 関連）

※その他の議題については MSC103 に延期となる。

作業部会等開催予定

DG: 議題 1,2,3,7 に関する DG の設置

議題3 義務要件の検討と採択

文書番号 (提案国)	タイトル	概要	対処方針
MSC 102/3 (Secretariat)	Amendments to the 1974 SOLAS Convention and associated instruments	<p>【文書の概要】 本委員会は 1974 年 SOLAS 条約及び IGF、IGC コードの修正草案の採択を目指し検討が要請される。</p> <p>MSC101(2019/6/5～14)にて以下の(i)～(iii)の修正草案が承認された。</p> <p>(i) SOLAS1974 の国際条約の第 II 章 I 条、改正案として annex1 に提示 (ii) IGF コードの改正案を annex2 に提示 (iii) IGC コードの改正案を annex3 に提示 これらは SOLAS 条約に従って MSC102 での採択を目指した検討が 2019 年 7 月 11 日 付の回章文書 3999 号で IMO 加盟国に回章された。</p> <p>【委員会に要求される行動】 SOLAS(1974)条約の第 VIII 条(b)(IV)に従って、改正案の採択に向けてを検討し適切に対応すること。</p> <p>【液化ガスのばら積み輸送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード)】 MSC101 で承認された IGC コードの改正提案について、SOLAS 条約第 8 条 (b) (iv) の規定に従って決議を求めるもの。</p> <p>改正内容は以下のとおり。</p> <p>貨物タンクとプロセス用压力容器 (サージタンク、熱交換器及び貨物液又は蒸気を貯蔵又は処理するための蓄圧タンク) の溶接工法承認試験のうち、引張試験の具体的要件を以下のとおり規定するもの。</p> <p>引張試験：横方向引張強さは使用母材の規格最低引張強さ未満であってはならない。アルミニウム合金材においては、アンダーマッチ (溶接金属強度が母材強度より低い場合をいう。) となる場合の溶接金属強度に関する要件として 4.18.3.1.3 を参照しなげらばならない。</p>	同意されたい。

議題3 義務要件の検討と採択

<p>MSC 102/3/1 (Secretariat)</p>	<p>Amendments to the International Maritime Dangerous Goods (IMDG) Code</p>	<p>本文書は、貨物輸送小委員会 (Carriage of Cargoes and Containers) の第6回会議で同意された第40次 IMDG コード改正案の採択について検討する文書である。</p> <p>改正案は、Circular Letter No. 4135 にて IMO 加盟国と締約政府に回覧されている。</p> <p>委員会には、採択のために Circular Letter No. 4135 に記載されている改正案を検討することを要請する。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GHS 及び国連輸告「試験方法及び判定基準」の改訂に合わせた 1.2.1 項(定義)の改正 ● 7.1.4.4.2 項 (積載方法) の明確化 ● 5.5.4 項の新規追加(輸送中に使用することを目的とした機器内の危険物は、本コードの対象外) ● アルコラートの隔離要件をアルカリ類へ新規に分類 ● 液体有機物質からの隔離要件 (SG53) 改正 ● 炭素関連の貨物 (UN1361, UN1362) の危険物リスト column 17 の改正 	<p>特段の問題がないため、適宜対応ありたい。</p>
<p>MSC 102/3/2 (Spain)</p>	<p>Draft editorial corrections to amendment 40-20 to the IMDG Code</p>	<p>本文書は、E&T 32 で最終決定された第40次 IMDG コード改正案のうち、スペイン語版の改正案について、第3.2章の危険物リストを修正するものである。</p> <p>国連番号と名前は、危険物輸送に関する様々な法的規制において互いに一致する必要がある。</p> <p>一方で、スペイン語における IMDG コードとモデル規則では、同一の国連番号にも関わらず、品名が異なっている。IMDG コードとモデル規則の不一致を解消するため、IMDG コード第3.2章の危険物リストを修正するもの。</p> <p>委員会には、本文書に記載されている修正内容をスペイン語版の第40次 IMDG コード改正案へ組み入れることを要請する。</p>	<p>特段の問題がないため、適宜対応ありたい。</p>
<p>MSC 102/3/3 (Secretariat)</p>	<p>Corrections to the amendments to the International Code of Safety for High-Speed Craft, 1994 (1994 HSC Code), adopted by resolutions MSC.259(84) and MSC.438(99)</p>	<p>【文書の概要】</p> <p>RESOLUTION MSC.259(84)及び MSC.438(99)にて採択された 1994 HSC コードに対して国際コードの修正を委員会に知らせるもの。</p> <p>【委員会に要求される行動】</p> <p>情報に留意すること。</p>	<p>○情報提供文書であり特段対応の必要なし。</p>

議題 7 目標指向型新造船構造基準

文書番号 (提案国)	タイトル	概要	対処方針
MSC 102/7 (Secretariat)	Report on the current status of GBS verification audits and on the GBS Trust Fund (GBS監査及びGBS基金の状況に関する報告)	<p>GBS 監査及び GBS 基金の状況を報告するとともに、特に、下記の点について確認・合意することを提案する文書。</p> <p>具体的には下記の 4 点について確認・合意 (note, confirm and agree) を提案している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改正 GBS Verification Guidelines にある改善プロセス (ガイドライン, パラ 26. 2 参照) において推奨された年次規程改正に関する報告は毎年 3 月 31 日までに提出することを確認する。(confirm) 2. GBS メンテナンス監査報告の提出期限は comment document の締め切り (MSC-MEPC.1/Circ/5/Rev.1 参照。2020 年 6 月現在は委員会開催の 7 週間前とされている。)と同様とすることを確認する。(confirm) 3. GBS 監査によって不適合とされた点 (MSC 102/7/2 及び MSC 102/7/3 参照) (に関する改正監査を実施することを合意する。なお、当該改正監査は GBS 基金から費用を支弁し、2 名の監査員により実施されることとする。(agree)) 4. GBS verification scheme に基づき、改正 GBS Verification Guidelines (決議 MSC.454(100))における第 1 回目の GBS メンテナンス監査は 2022 年 4 月に実施することを留意する。(note) 	<p>GBS 監査に関するガイドライン (決議 MSC. 296 (87)) に則って実施された監査であり、監査結果も妥当であるため、1.~4.のいずれも確認・同意・銘記して差し支えない。</p>
MSC 102/7/1 (Secretary-General)	GBS audit report on the rectification of non-conformities identified in the initial verification audit of Türk Loydu ship construction rules (GBS監査報告 Türk Loyduにおける初回適合性検証監査において確認された不適合の改正に関する監査)	<p>Türk Loydu のバラ積み船及びタンカーにかかる船体構造規則における initial verification audit において確認された不適合の改正に関する監査結果を報告する文書。当該不適合はその後全て改正されたことが改正監査によって確認された。</p> <p>【背景】 MSC 100 において、Türk Loydu より船体構造規則に関する初回の GBS 適合性検証監査の報告があり、いくつかの不適合 (non-conformities) が確認されたため、不適合の改正に関する監査を実施することを要請した。</p> <p>【GBS 監査による結論】 Initial GBS Verification audit によって確認された 3 点の不適合 (1. 一般総則, 2. 構造強度, 3. 設計透明性) が改正されたことを確認した。</p> <p>【提案】 全ての不適合が改善されたとの報告を含む GBS 改正監査報告について検討することを提案する。</p>	<p>GBS 監査に関するガイドライン (決議 MSC. 296 (87)) に則って実施された監査であり、監査結果も妥当であるため、同意して差し支えない。</p>
MSC 102/7/2 (Secretary-General)	Final report of the second GBS maintenance verification audit of 11 recognized organizations and IACS' common structural rules for bulk carriers and oil tankers (CSR)	<p>11 の認定代行機関 (RO) 及び IACS バラ積み船及びタンカー共通構造規則に対する第 2 回 GBS maintenance verification audit についての最終報告文書。</p> <p>【報告概要】 監査対象</p>	<p>GBS 監査に関するガイドライン (決議 MSC. 296 (87)) に則って実施された監査であり、監査結果も妥当であるため、同意して差し支えない。</p>

議題 7 目標指向型新造船構造基準

<p>MSC 102/7/2/Add.1 (Secretary-General)</p>	<p>(第2回GBS maintenance verification audit に関する最終報告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ABS ● BV ● CCS ● Class NK ● CRS ● IRS ● KR ● LR ● PRS ● RINA ● RS <p>監査結果 監査は15の機能要求 (Functional requirement) について実施され、そのうち以下の4つの機能要求について不適合が指摘された。以下括弧書きは不適合が指摘された規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Environmental conditions (IACS/2019/Maint/NC/1 BV/2019/Maint/NC/1 CCS/2019/Maint/NC/1 LR/2019/Maint/NC/1 RS/2019/Maint/NC/1) ● Design transparency (IACS/2019/Maint/NC/1 BV/2019/Maint/NC/1 CCS/2019/Maint/NC/1 LR/2019/Maint/NC/1 RS/2019/Maint/NC/1) ● Construction quality procedures (IACS/2019/Maint/NC/2) ● Survey during construction (IACS/2019/Maint/NC/2) <p>【委員会に対する要請事項】 当該監査で確認された上記不適合について、6つの規則 (BV/2019/Maint/NC/1, LR/2019/Maint/NC/1, IACS/2019/Maint/NC/1, CCS/2019/Maint/NC/1, RS/2019/Maint/NC/1, IACS/2019/Maint/NC/2) において改正されたことを確認すること。</p>	
<p>MSC 102/7/2</p>	<p>List of files submitted by individual recognized organizations and IACS as part of the technical documentation package for the second GBS maintenance verification audit (MSC 102/7/2) (第2回GBS maintenance)</p>	<p>第2回 GBS maintenance verification audit に際して、監査対象から提出された書類の書類名、ファイル形式、ファイルサイズ、提出日を一覧表にまとめた文書。</p>	<p>MSC 102/7/2 に情報を追加する文書であるため、MSC 102/7/2 と同様の対応方針で臨まれました。</p>

議題 7 目標指向型新造船構造基準

	verification audit における提出書類リスト)		
MSC 102/7/3 (Secretariat)	GBS Audit Team report on the re-verification of DNV-GL ship construction rules (DNV-GLの船舶構造規則の再検証に関するGBS監査団の報告)		
MSC 102/7/4 (Secretariat)	Report on the observations of the GBS Audit Team (GBS監査団の所見に関する報告)	<p>GBS 監査について GBS 監査団が有する所見をまとめた文書であり、下記5点を委員会に要請している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提案されている規則改正について GBS コンプライアンスに適合させるためには膨大な文書の検討が必要であることを留意すること (Note) 2. 規則改正のための報告様式を統一すべき旨に合意すること (Agree)。 3. 監査中に確認された事項への対応を認定する (Verification of the action) メカニズムが存在しないため、以前の監査で確認された事項や変更改善点の確認を見落とし、結果、異なる結論を出してしまふ恐れがあることを留意すること (Note)。 4. GBS 監査の結果を集約するデータベース設置の必要性について検討すること (Consider) 5. 各船級において、欠落、未更新及び・又は適切に運用されていない IACS ルールが存在する事、並びに、船級ごとの規則における IACS 文書の拡張の必要性について留意すること (Note) 	
MSC 102/7/5 (China and IACS)	Unified interpretation of SOLAS regulation II-1/3-10 concerning the term "unforeseen delay in delivery of ships" (「船舶の引き渡しに係る予期せぬ遅延」に対するSOLAS条約第II-1章第3-10規則の統一解釈)	<p>【背景】</p> <p>GBS 監査の適合性検証に関するガイドライン (MSC 決議 (MSC.296(87)) において、GBS 監査団には GBS 監査について所見を報告することが要請されている。当該文書では、MSC 102/7/2 及び MSC 102/7/3 にて報告されている2件の監査を担当した監査団それぞれの報告をまとめている。</p> <p>SOLAS 条約第II-1章第3-10規則に規定される、予期せぬ事態による船舶の引き渡しの遅延について、MARPOL 附属書 I 1.28 規則における統一解釈との整合がとれた統一解釈を提案する文書。</p> <p>【背景】</p> <p>COVID19 の影響により船舶の引き渡し遅延が生じている。一方で、GBS 基準が、2020年7月1日以後に引き渡される長さ150メートル以上のばら積み貨物船及び油タンカーに適用されることとなっている。</p> <p>【検討内容】</p> <p>2020年7月1日前に引き渡される予定であった船舶の多くが GBS 基準適用の遵守を考慮していなかったため、予期せぬ事態による遅延が生じた場合、問題が生じる可</p>	<p>コロナウイルス感染拡大に伴う「GBS 基準非適用新造船の引き渡し遅延に関するガイダンス」(Circular Letter No.4204/Add.7) が发出されており、この回章において、当該文書で指摘されている点について解決しているため、適宜対処。</p>

議題 7 目標指向型新造船構造基準

<p>MSC 102/7/6 (ASEF and CESA)</p>	<p>Comments on document MSC 102/7/5 (MSC 102/7/5に対するコメント 文書)</p>	<p>他方で、MSC 83 において承認された MSC.1/Circ.1247 (PSPC) の適用に関する統一解釈) では、PSPC (Performance Standard for Protective Coatings) の適用期日より前に引き渡し予定であった船舶が、造船所及び船主がコントロールできない予期せぬ事態により当該適用期日を超えて引き渡しが遅延した場合、主管庁は、当該船舶を適用期日より前に引渡された船舶として認めることができることを規定し、かつ、当該規定により主管庁が認めた船舶は寄港国にも認められるべきとの解釈がされている。</p> <p>【提案】 SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則においても MARPOL 附属書 1 1.28 規則の統一解釈と同様の統一解釈が必要である。</p> <p>IACS より提出された MSC 102/7/5 における統一解釈に関する提案について、合意するとともに、当該統一解釈を回章する際に、別添として COVID に関するサーキュラーレター (Circular Letters No.4203, 4204 and 4204/Add.1) を付け加えることを意見する文書。</p> <p>【概要】 MSC 102/7/5 において指摘されている COVID の影響による船舶引き渡しの遅延が生じ得ることについて同様の考えである。 故に、現状の予期せぬ事態において、どのように SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則をどのように適用するか明確にする必要がある。 IACS より提出された MSC 102/7/5 は、現状を踏まえた適切な提案であり、これに合意する。 IMO より発出されたサーキュラーレター (Circular Letters No.4203, 4204 and 4204/Add.1) は時宜にかなった実用的なガイダンスである。</p>	<p>上記、MSC 102/7/5 の対処方針を参照。</p>
<p>MSC 102/7/7 (Secretariat)</p>	<p>Status report of corrective actions taken by Türk Loydu in addressing GBS initial audit observations, and corrective action taken to address the outcome of the GBS audit on rectification of non-conformities (GBS初回監査の所見及び不適合改正に対処するためにTürk Loyduが講じた是正措置に関する状況報告)</p>	<p>Türk Loydu の船舶構造規則に関する初回の GBS 適合検証監査において提示された所見に対処するために Türk Loydu が講じた是正措置について報告する情報文書。</p> <p>MSC 100 において、Türk Loydu の船舶構造規則に関するいくつかの所見 (observations) が提示された。それに応じて Türk Loydu は是正措置を行った。</p> <p>本情報文書の Annex に具体的な措置内容 (船舶構造規則の改正等) がまとめられている。</p> <p>委員会への要請については、MSC 102/7/1 に記載されている。</p>	<p>情報提供であるため適宜対処。</p>

議題 7 目標指向型新造船構造基準

<p>MSC 102/INF.15 (Secretariat)</p>	<p>Status reports addressing GBS audit observations (GBS監査の所見への対処に関する現状報告)</p>	<p>6 の認定代行機関 (RO) から提出された GBS 監査における現状報告 (Status report) に関する情報文書。 以下の RO から報告が提出されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● CCS ● Class NK ● IRS ● LR ● PRS ● RINA </p>	<p>情報提供であるため適宜対処。</p>
<p>MSC 102/INF.20 (IACS)</p>	<p>Status report addressing GBS audit observations common to IACS members (IACSメンバーに共通するGBS監査の所見への対処に関する現状報告)</p>	<p>IACSメンバーが共有する GBS 監査における所見について報告する情報文書。 本文書は MSC 101 にて IACS から提出された現状報告 (MSC 101/INF.13) の更新情報を提供するもの。</p>	<p>情報提供であるため適宜対処。</p>
<p>MSC 102/INF.24 (Secretariat)</p>	<p>List of all findings from GBS audits (GBS監査によって確認された事項の一覧)</p>	<p>これまでの GBS 監査において確認された事項、その分類、改善方法、参照及び改善済/未改善についてまとめた一覧表を提供する情報文書。</p>	<p>情報提供であるため適宜対処。</p>

MARITIME SAFETY COMMITTEE
102nd session
Agenda item 1

MSC 102/1/Rev.1
23 September 2020
Original: ENGLISH

PROVISIONAL AGENDA

**for the 102nd session of the Maritime Safety Committee,
to be held remotely* from Wednesday, 4 November, to Wednesday, 11 November 2020**

Session commences at 11.00 a.m. (GMT) on Wednesday, 4 November 2020

- Opening of the session
- 1 Adoption of the agenda; report on credentials
 - 2 Decisions of other IMO bodies
 - 3 Consideration and adoption of amendments to mandatory instruments
 - 4 Capacity-building for the implementation of new measures**
 - 5 Regulatory scoping exercise for the use of Maritime Autonomous Surface Ships (MASS)**
 - 6 Development of further measures to enhance the safety of ships relating to the use of fuel oil**
 - 7 Goal-based new ship construction standards
 - 8 Measures to improve domestic ferry safety**
 - 9 Measures to enhance maritime security**
 - 10 Piracy and armed robbery against ships**
 - 11 Unsafe mixed migration by sea**
 - 12 Formal safety assessment**

* Refer to MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1 on *Interim guidance to facilitate remote sessions of the Committees during the COVID-19 pandemic* (ALCOM/ES/WP.1/Rev.1, annex).

** To be postponed to MSC 103.

-
- 13 Human element, training and watchkeeping (report of the sixth session of the Sub-Committee)
 - 14 Implementation of IMO instruments (report of the sixth session of the Sub-Committee)
 - 15 Carriage of cargoes and containers (report of the sixth session of the Sub-Committee)
 - 16 Navigation, communications and search and rescue (report of the seventh session of the Sub-Committee)
 - 17 Ship design and construction (report of the seventh session of the Sub-Committee)
 - 18 Pollution prevention and response (matters emanating from the seventh session of the Sub-Committee)
 - 19 Ship systems and equipment (urgent matters emanating from the seventh session of the Sub-Committee)
 - 20 Application of the Committee's method of work**
 - 21 Work programme***
 - 22 Election of Chair and Vice-Chair for 2021**
 - 23 Any other business (only matters related to the COVID-19 pandemic)****
 - 24 Consideration of the report of the Committee on its 102nd session

Notes:

1 In addition to the documents already processed for consideration by MSC 102, non-bulky documents (containing six pages or fewer) related to the COVID-19 pandemic **only** will be accepted under agenda item 23 (Any other business).**** The additional documents should be received by the Secretariat by **Tuesday, 20 October 2020**:

- .1 for reasons of economy, the above documents should be submitted in single spacing and be as concise as possible and:
 - .1 all documents should include a brief summary prepared in accordance with MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.1;
 - .2 substantive documents should conclude with a summary of the action that the Committee is invited to take; and
 - .3 information documents should conclude with a summary of the information contained therein;
- .2 the following word processing format should be observed in order to standardize the presentation of documents:

** To be postponed to MSC 103.

*** Consideration of new outputs to be postponed to MSC 103.

**** Refer to paragraphs 8 to 10 of Circular Letter No.4008/Rev.1.

- font: Arial;
- font size: 11;
- justification: full; and
- margins: 2 cm top, 2.5 cm bottom, left and right.

A template is available on the IMODOCS website for use in the preparation of documents.

To facilitate the processing of documents, they should be sent via email in Microsoft Word to IMO's email address: info@imo.org. It should be noted that the file size limit for the IMO email system is set at 10 Mbytes. If submitters do not receive an acknowledgement receipt by the Secretariat within 5 working days, they should contact info@imo.org without delay referring to the original email.

2 The Committee has recommended that the provisions of MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.1, which, inter alia, provide that the Secretariat should strictly apply the rules concerning the submission of documents and not accept late submissions from Governments or delegations, should be strictly observed.

3 In order to improve access to information and increase transparency, submitters of meeting documents are invited to give their consent for their documents to be released to the public prior to the meeting by checking the "opt-in box" at the top right corner of the new document template provided on IMODOCS (pre-session public release). In the absence of explicit consent, submissions will not be released to the public prior to the meeting.

MARITIME SAFETY COMMITTEE
102nd session
Agenda item 1

MSC 102/1/1/Rev.1
29 September 2020
Original: ENGLISH
Pre-session public release:

ADOPTION OF THE AGENDA; REPORT ON CREDENTIALS

Annotations to the provisional agenda

Note by the Secretariat

SUMMARY

Executive summary: This document provides information on action the Committee will be invited to take in relation to items on the agenda of its postponed 102nd session

Strategic direction, if applicable: Not applicable

Output: Not applicable

Action to be taken: As explained under each agenda item

Related documents: Reports of sub-committees and other documents as specified

1 Adoption of the agenda; report on credentials

MSC 102/1/Rev.1	Secretariat
MSC 102/1/1/Rev.1	Secretariat

1.1 The Committee will be invited to consider and adopt the provisional agenda (MSC 102/1/Rev.1). A drafting group on amendments to mandatory instruments may be established during the session.

1.2 A revised provisional timetable, intended to serve as a guide for the conduct of the session, is set out in the annex.

1.3 Amendments to the 1974 SOLAS Convention and associated instruments under agenda item 3 (Consideration and adoption of amendments to mandatory instruments) will be considered by the expanded Committee, i.e. including States that are not IMO Members but are Contracting Governments to the Convention.

1.4 Member States and Contracting Governments to the 1974 SOLAS Convention wishing to participate should arrange for the submission of the credentials of their representatives not later than the opening of the session, taking into account the provisions for the submission of electronic credentials (see accreditation provisions in the annex to Circular Letter No.4008/Rev.1).

2 Decisions of other IMO bodies

MSC 102/2	Secretariat
MSC 102/2/1	Secretariat
MSC 102/2/2	Secretariat
MSC 102/2/3	Russian Federation et al.
MSC 102/2/4	Russian Federation et al.
MSC 102/2/5 ¹	Secretariat

2.1 The Committee will be invited to note any decisions relevant to its work taken by the:

- .1 sixty-ninth session of the Technical Cooperation Committee (MSC 102/2);
- .2 122nd and 123rd regular and thirtieth extraordinary sessions of the Council (MSC 102/2/1);
- .3 thirty-first regular session of the Assembly (MSC 102/2/2); and
- .4 thirty-first and thirty-second extraordinary sessions of the Council and the extraordinary session of all Committees (ALCOM) (MSC 102/2/5).

2.2 Any decisions requiring action by the Committee will be postponed to MSC 103.

3 Consideration and adoption of amendments to mandatory instruments

Amendments to the SOLAS Convention and associated codes

(all Contracting Governments to the 1974 SOLAS Convention are invited to participate)

MSC 102/3	Secretariat
MSC 102/3/1	Secretariat
MSC 102/3/2	Spain
MSC 102/3/3	Secretariat

3.1 The expanded Committee will be invited to consider, with a view to adoption, draft amendments to:

- .1 chapter II-1 of the International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1974, as amended;
- .2 the International Code of Safety for Ships using Gases or other Low-flashpoint Fuels (IGF Code); and
- .3 the International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Liquefied Gases in Bulk (IGC Code),

¹ To be issued in due course.

approved by MSC 101 (MSC 102/3). The proposed amendments have been circulated, in accordance with article VIII of the Convention, by Circular Letter No.3999 of 11 July 2019.

3.2 The expanded Committee will also be invited to consider, with a view to adoption, draft amendments to the International Maritime Dangerous Goods Code (IMDG Code), approved by CCC 6 (MSC 102/3/1). The proposed amendments have been circulated, in accordance with article VIII of the Convention, by Circular Letter No.4135 of 7 November 2019.

3.3 The Committee will further be invited to note editorial corrections to the amendments to the International Code of Safety for High-Speed Craft, 1994 (1994 HSC Code), adopted by resolutions MSC.259(84) and MSC.438(99), as published by NV.024 of 10 December 2019 (MSC 102/3/3).

3.4 A drafting group on amendments to mandatory instruments may be established to finalize the text of the amendments.

4 Capacity-building for the implementation of new measures

MSC 102/4	Secretariat
-----------	-------------

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

5 Regulatory scoping exercise for the use of Maritime Autonomous Surface Ships (MASS)

MSC 102/5	Secretariat
MSC 102/5/1	Report of ISWG
MSC 102/5/2	IFSMA
MSC 102/5/3	Marshall Islands
MSC 102/5/4	Belgium, China, Netherlands
MSC 102/5/5	India
MSC 102/5/6	France
MSC 102/5/7	Germany
MSC 102/5/8	Liberia
MSC 102/5/9 and 32	China
MSC 102/5/10 to 12 and INF.17	Finland
MSC 102/5/13	France, Spain
MSC 102/5/14	Russian Federation
MSC 102/5/15	Turkey
MSC 102/5/16	CMI
MSC 102/5/17	United States
MSC 102/5/18	ISO
MSC 102/5/19 to 27 and INF.8	Japan
MSC 102/5/28	IMSO
MSC 102/5/29	Russian Federation
MSC 102/5/30 and 31	Republic of Korea

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

6 Development of further measures to enhance the safety of ships relating to the use of fuel oil

MSC 102/6	Correspondence Group
MSC 102/6/1	China
MSC 102/6/2	Cook Islands, ICS
MSC 102/INF.18 through 19	China

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

7 Goal-based new ship construction standards

MSC 102/7	Secretariat
MSC 102/7/1	Secretary-General
MSC 102/7/2 and Add.1	Secretary-General
MSC 102/7/3	Secretariat
MSC 102/7/4	Secretariat
MSC 102/7/5	China, IACS
MSC 102/7/6	ASEF, CESA
MSC 102/7/7	Secretariat
MSC 102/INF.7 and 15	Secretariat
MSC 102/INF.20	IACS
MSC 102/INF.24	Secretariat

7.1 The Committee will be invited to consider:

- .1 the GBS audit report on the rectification of non-conformities identified in the initial verification audit of Türk Loydu ship construction rules (MSC 102/7/1);
- .2 the final report of the second GBS maintenance verification audit of 11 recognized organizations and IACS' common structural rules for bulk carriers and oil tankers (CSR) (MSC 102/7/2 and Add.1); and
- .3 the GBS Audit Team report on the re-verification of DNV-GL ship construction rules (MSC 102/7/3).

7.2 The Committee will also be invited to consider document MSC 102/7/5 (Unified interpretation of SOLAS regulation II-1/3-10 concerning the term "unforeseen delay in delivery of ships") and document MSC 102/7/6 commenting thereon under agenda item 22 (Any other business).

7.3 The Committee will be invited to postpone the consideration of all remaining documents submitted under this agenda item to MSC 103.

8 Measures to improve domestic ferry safety

MSC 102/8 and Add.1	Secretariat
MSC 102/8/1 through 3	China
MSC 102/8/4	Indonesia
MSC 102/8/5	Islamic Republic of Iran
MSC 102/8/6	Philippines
MSC 102/INF.12 and 13	Republic of Korea

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

9 Measures to enhance maritime security

MSC 102/9	Secretariat
MSC 102/9/1	WCO
MSC 102/INF.23	WCO

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

10 Piracy and armed robbery against ships

MSC 102/10	Secretariat
MSC 102/10/1	Greece
MSC 102/10/2	France
MSC 102/10/3	ICS et al.
MSC 102/10/4	Argentina et al.
MSC 102/10/5	Nigeria
MSC 102/10/6	ICS et al.
MSC 102/INF.11	ReCAAP-ISC
MSC 102/INF.22	Ghana

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

11 Unsafe mixed migration by sea

No documents submitted.

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

12 Formal safety assessment

MSC 102/12	Report of the FSA Experts Group
MSC 102/12/1	IACS

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

13 Human element, training and watchkeeping

MSC 102/13	Secretariat
HTW 6/13	Report of HTW 6
MSC 102/13/1	Secretariat
MSC 102/13/2	Secretariat
MSC 102/13/3	ICS

The Committee will be invited to consider:

- .1 the report of the sixth session of the Sub-Committee, other than urgent matters emanating from the session which were considered at MSC 101, and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/13;
- .2 the Secretary-General's reports concerning those STCW Parties whose evaluations, in accordance with STCW regulation I/7, have been completed, to identify Parties found to be giving full and complete effect to the provisions of the STCW Convention, and for the STCW Parties which have communicated their report of independent evaluation pursuant to STCW regulation I/8; and
- .3 the inclusion and/or withdrawal of any competent persons in the *List of competent persons maintained by the Secretary-General pursuant to section A-I/7 of the STCW Code (MSC.1/Circ.797/Rev.32) (MSC 102/13/1)*.

14 Implementation of IMO instruments

MSC 102/14	Secretariat
III 6/15	Report of III 6
MSC 102/14/1	Norway et al.

The Committee will be invited to consider the report of the sixth session of the Sub-Committee and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/14.

15 Carriage of cargoes and containers

MSC 102/15	Secretariat
CCC 6/14	Report of CCC 6
MSC 102/INF.14	Republic of Korea

The Committee will be invited to consider the report of the sixth session of the Sub-Committee, and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/15.

16 Navigation, communications and search and rescue

MSC 102/16	Secretariat
NCSR 7/23	Report of NCSR 7
MSC 102/16/1	IMSO
MSC 102/16/2	Philippines
MSC 102/16/3	IMSO
MSC 102/16/4	Canada, France, United States
MSC 102/16/5	New Zealand
MSC 102/INF.16	IMSO

The Committee will be invited to consider the report of the seventh session of the Sub-Committee and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/16.

17 Ship design and construction

MSC 102/17	Secretariat
SDC 7/16	Report of SDC 7
MSC 102/17/1	Belgium, United States
MSC 102/17/2	Vanuatu, IMCA

The Committee will be invited to consider the report of the seventh session of the Sub-Committee and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/17.

18 Pollution prevention and response

MSC 102/18	Secretariat
PPR 7/22	Report of PPR 7

The Committee will be invited to consider any matters emanating from the seventh session of the Sub-Committee pertaining to its work.

19 Ship systems and equipment

MSC 102/19	Secretariat
SSE 7/21	Report of SSE 7
MSC 102/19/1	United Kingdom, United States, IACS

The Committee will be invited to consider any urgent matters emanating from the seventh session of the Sub-Committee and take action as indicated in paragraph 2 of document MSC 102/19.

20 Application of the Committee's method of work

No documents submitted.

The Committee will be invited to postpone consideration of this agenda item to MSC 103.

21 Work programme

MSC 102/21	Secretariat
MSC 102/21/1	Marshall Islands, IACS, SIGTTO
MSC 102/21/2	Russian Federation
MSC 102/21/3	Marshall Islands, Singapore, IACS, WSC
MSC 102/21/4	Japan, Norway, Singapore
MSC 102/21/5 and Corr.1	France et al.
MSC 102/21/6	Belgium et al.
MSC 102/21/7 and Corr.1	Bahamas, Germany, IUMI, BIMCO, CESA
MSC 102/21/8	Islamic Republic of Iran
MSC 102/21/9/Rev.1	Brazil, Marshall Islands, INTERCARGO
MSC 102/21/10	Brazil, Marshall Islands, INTERCARGO
MSC 102/21/11	Austria et al.
MSC 102/21/12	Bahamas, Panama, CLIA, IACS
MSC 102/21/13	Vanuatu
MSC 102/21/14	Norway
MSC 102/21/15	IHO
MSC 102/21/16	Japan
MSC 102/21/17	IACS
MSC 102/21/18	China
MSC 102/21/19	Austria et al.
MSC 102/21/20	Republic of Korea
MSC 102/21/21	IACS
MSC 102/21/22	CLIA
MSC 102/21/23	OCIMF
MSC 102/21/24	Liberia et al.
MSC 102/21/25	United Kingdom
MSC 102/INF.2 and 3	IUMI
MSC 102/INF.4 and 5	France
MSC 102/INF.6	China, France

21.1 The Committee will be invited to consider:

- .1 its biennial agenda and those of its subsidiary bodies;
- .2 the items to be included in the agendas for MSC 103 and MSC 104; and
- .3 the approval of any proposed intersessional meetings.

21.2 The Committee will be invited to postpone consideration of all other matters under this item, including any proposals for new outputs submitted to the session, to MSC 103.

22 Any other business

MSC 102/22	Secretariat
MSC 102/22/1	Secretariat
MSC 102/22/2	Secretariat
MSC 102/22/3	WMO
MSC 102/22/4	Ukraine
MSC 102/22/5	United States
MSC 102/22/6	ISO
MSC 102/22/7	Russian Federation
MSC 102/INF.9	Secretariat
MSC 102/INF.10	Japan
MSC 102/INF.21	ICS, OCIMF
MSC 102/7/5 ²	China, IACS
MSC 102/7/6 ²	ASEF, CESA

The Committee will only consider matters related to the COVID-19 pandemic. All remaining matters will be postponed for consideration at MSC 103.

23 Election of Chair and Vice-Chair for 2021

The Committee will be invited to postpone the election of its Chair and Vice-Chair for 2021 to MSC 103.

24 Consideration of the report of the Committee on its 102nd session

The Committee will be invited to consider the draft report on its 102nd session, taking into account the provisions of MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1 on *Interim guidance to facilitate remote sessions of the Committees during the COVID-19 pandemic*.

² See paragraph 7.2.

ANNEX
PROVISIONAL TIMETABLE*

Date	Item	Groups
Wednesday, 4 November	Opening of the session 1 Agenda; credentials 2 Decisions of other IMO bodies (noting only) 3 Amendments to mandatory instruments 7 Goal-based new ship construction standards	DG
Thursday, 5 November	13 Human element, training and watchkeeping 14 Implementation of IMO instruments 15 Carriage of cargoes and containers	
Friday, 6 November	17 Ship design and construction 19 Ship systems and equipment 16 Navigation, communications and search and rescue	
Monday, 9 November	21 Work programme 22 Any other business (COVID-19 matters only)	
Tuesday, 10 November	– Report of the Drafting Group – Adoption of amendments	
Wednesday, 11 November	24 Report of the Committee on its 102nd session	

* Order may vary and agenda items not listed in the timetable will be postponed to MSC 103.

＜参考資料＞

- ・ IMO 2020 年会議プログラム
- ・ IMO 2021 年会議プログラム

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/128/Rev.1
14 August 2020

IMO PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2020¹

15 – 24 January	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 7th session	IMO
3 – 7 February	SUB-COMMITTEE ON SHIP DESIGN AND CONSTRUCTION (SDC) – 7th session	IMO
17 – 21 February	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 7th session	IMO
2 – 6 March	SUB-COMMITTEE ON SHIP SYSTEMS AND EQUIPMENT (SSE) – 7th session	IMO
18 March – 8 April	COUNCIL – 31st extraordinary session	By correspondence
4 May – 3 August	COUNCIL – 32nd extraordinary session	By correspondence
16 – 18 September	EXTRAORDINARY SESSION OF ALL COMMITTEES – (ALCOM)	Remote meeting
28 September – 2 October	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 44th session	Remote meeting
12 – 14 October	COUNCIL – 124th session	Remote meeting
4 – 11 November	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 102nd session	Remote meeting
16 – 20 November	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 75th session	Remote meeting
27 November – 1 December	LEGAL COMMITTEE (LEG) – 107th session	Remote meeting
2 – 4 December	IOPC FUNDS	Remote meeting

¹ At the conclusion of all virtual meetings during a remote session, a period of 5 working days will be provided for additional review and comment, by correspondence, on the report of the session.

7 – 11 December	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TC) – 70th session	Remote meeting
14 – 15 December	42nd CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) 15th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996)	Remote meeting
16 – 18 December	IMSO – 46th session	Remote meeting

INTERSESSIONAL MEETINGS²

10 – 14 February	1st meeting of the Intersessional Working Group on the Review of the STCW-F Convention	IMO
6 – 10 July	16th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matters	By correspondence
5 October – 13 November	26th session of the Working Group on the Evaluation of Safety and Pollution Hazards of Chemicals (ESPH)	By correspondence
12 – 16 October	27th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Search and Rescue	Remote meeting
19 – 23 October	7th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships	Remote meeting
TBC	2nd meeting of the Expert Group on Data Harmonization	Remote meeting
TBC	3rd meeting of the Expert Group on Data Harmonization	Remote meeting

INTERSESSIONAL MEETINGS CONVENED WITHIN THE FRAMEWORK OF THE LONDON CONVENTION AND PROTOCOL

6 July – 18 September	LC Scientific Group – 43rd session/LP Scientific Group – 14th session	By correspondence
-----------------------	--	-------------------

OTHER MEETINGS/EVENTS

TBC	Orientation seminar for IMO delegates	Remote meeting
26 June	Day of the Seafarer	Remote event
24 September	World Maritime Day	Remote event

² Meetings to be held without interpretation and with documentation in English language only.

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/129*
8 December 2020

PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2021¹

18 – 22 January	<i>33rd meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMSBC Code)²</i>	Remote meeting
1 – 5 February	<i>Council Open-ended Working Group on Council Reform²</i>	Remote meeting
15 – 19 February	SUB-COMMITTEE ON HUMAN ELEMENT, TRAINING AND WATCHKEEPING (HTW) – 7th session	Remote meeting
22 – 26 February	<i>Council Working Group on Applications for Consultative Status of Non-Governmental Organizations²</i>	Remote meeting
8 – 12 March	<i>IP Code Working Group on the Carriage of More Than 12 Industrial Personnel On Board Vessels Engaged on International Voyages²</i>	Remote meeting
15 – 19 March	<i>34th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG Code)²</i>	Remote meeting
22 – 26 March	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 8th session	Remote meeting
29 March – 1 April	IOPC FUNDS	Remote meeting
7 – 13 April	<i>Communications Working Group on the Revision of SOLAS Chapters III and IV for Modernization of the GMDSS²</i>	
8 April	COUNCIL – 33rd extraordinary session	Remote meeting
12 – 16 April	<i>44th meeting of the LC Scientific Group – 15th meeting of the LP Scientific Group²</i>	Remote meeting

* Reissued on 15 December 2020: Addition of the 35th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG and IMSBC Codes).

* Reissued on 7 January 2021: Deletion of the IMSO Assembly session (11 – 15 January 2021).

19 – 23 April	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 8th session	Remote meeting
26 – 29 April	IMSO Advisory Committee (IMSO AC) – 45th session	Remote meeting
5 – 14 May	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 103rd session	Remote meeting
24 – 28 May	<i>8th meeting of the Intersessional Working Group on the Reduction of GHG Emissions from Ships²</i>	Remote meeting
1 – 7 June	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 45th session	Remote meeting
9 – 15 June	<i>4th meeting of the Expert Group on Data Harmonization²</i>	Remote meeting
10 – 17 June	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 76th session	Remote meeting
28 June – 2 July	COUNCIL – 125th session	Remote meeting
5 – 9 July	<i>17th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matter²</i>	Remote meeting
12 – 16 July	SUB-COMMITTEE ON IMPLEMENTATION OF IMO INSTRUMENTS (III) – 7th session	Remote meeting
19 – 21 July	IMSO SES Conference	Remote meeting
26 – 30 July	LEGAL COMMITTEE (LEG) – 108th session	Remote meeting
6 – 10 September	SUB-COMMITTEE ON CARRIAGE OF CARGOES AND CONTAINERS (CCC) – 7th session	To be confirmed
6 – 10 September	<i>28th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Search and Rescue²</i>	Outside IMO HQ
13-17 September	<i>35th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG and IMSBC Codes)²</i>	To be confirmed
20 – 24 September	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TC) – 71st session	To be confirmed
27 – 30 September	IMSO ADVISORY COMMITTEE (IMSO AC) – 46th session	To be confirmed
4 – 8 October	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 104th session	To be confirmed
11 – 15 October	<i>27th meeting of the Working Group on the Evaluation of Safety and Pollution Hazards of Chemicals (ESPH)²</i>	To be confirmed
18 – 22 October	<i>9th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships²</i>	To be confirmed
21 – 22 October	<i>13th meeting of the LP Compliance Group²</i>	To be confirmed

25 – 29 October	43rd CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) 16th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996)	To be confirmed
1 – 5 November	IOPC FUNDS	To be confirmed
8 – 12 November	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 77th session	To be confirmed
8 – 12 November	<i>5th meeting of the Expert Group on Data Harmonization²</i>	To be confirmed
24 – 26 November	COUNCIL – [126th session/34th extraordinary session]	To be confirmed
6 – 15 December	ASSEMBLY – 32nd session	To be confirmed
16 December	COUNCIL – [126th/127th session]	To be confirmed

OTHER EVENTS

TBC	Orientation seminar for IMO delegates	To be confirmed
25 June	Day of the Seafarer	Remote event
30 September	World Maritime Day	To be confirmed
TBC	World Maritime Day Parallel Event	Durban, South Africa

¹ Given the uncertainty regarding the COVID-19 pandemic, delegations should expect that all Council, committee, sub-committee and other meetings taking place before 31 July 2021 will be held remotely. Should the IMO Headquarters building become available for hybrid meetings (part virtual, part physical), delegations will be given at least 30 days' notice of such hybrid meetings. Delegations will be given at least 90 days' notice before full physical meetings resume, so that proper arrangements can be made.

² Meeting to be held in English only.

公益社団法人 日本海難防止協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門一丁目1番3号
磯村ビル6階

TEL 03 (3502) 2231

FAX 03 (3581) 6136